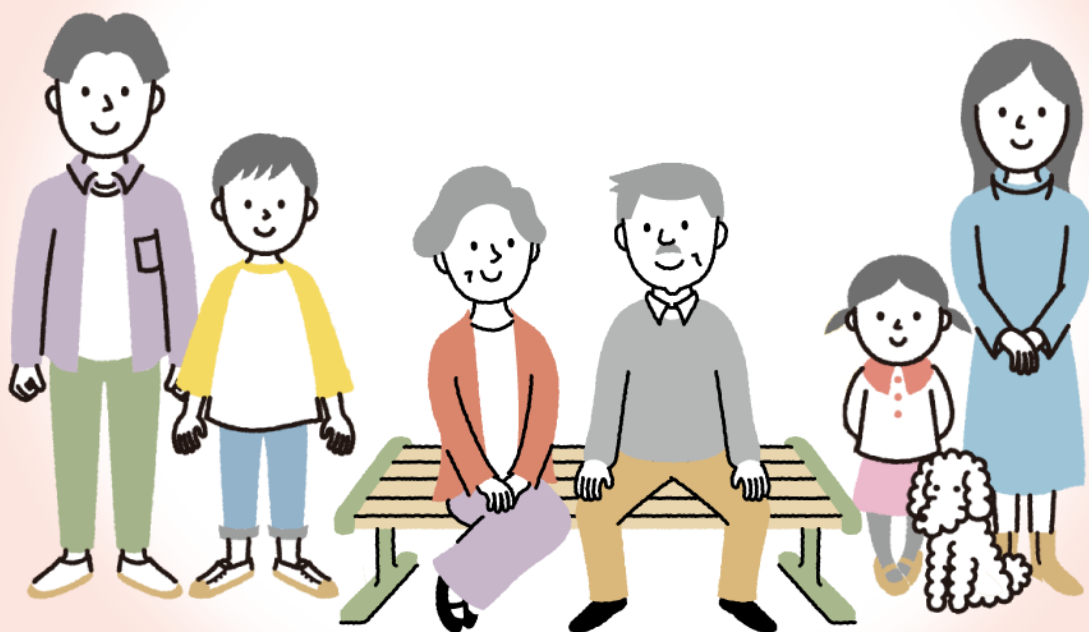


南城市

第9期高齢者保健福祉計画

福寿の郷 南城

元気いっぱいの高齢期を過ごすために



令和6年3月



南城市

はじめに

我が国では、世界でも例をみない速さで人口の高齢化が進行しており、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年には国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には高齢者人口が4,000万人に迫ることが予想されています。



高齢者の増加に伴う介護ニーズの増加、介護にかかる費用の増加が問題とされる中、国の基本指針において、「高齢者保健福祉計画」は「介護保険事業計画」と一体的に策定されるものとされており、団塊の世代が後期高齢者になる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みが行われているところです。

本市においては、「福寿の郷・南城 ～元気いっぱいの高齢期を過ごすために～」を理念とする「南城市第8期高齢者保健福祉計画」に基づき諸施策に取り組んでいますが、令和5年度で計画期間を終えることから計画を見直し、令和6年度からの3年間における本市高齢者保健福祉の指針として「南城市第9期高齢者保健福祉計画」を策定いたしました。

この度の計画見直しでは「福寿の郷・南城 ～元気いっぱいの高齢期を過ごすために～」というこれまでの基本理念を継承し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者の介護予防強化、日常生活の支援体制の確立、支えあう地域づくり、生きがいくくり、認知症への対応、安心・安全の生活環境づくり、地域共生社会の実現など高齢者施策全般に取り組む内容となっております。

本計画の推進にあたりましては、行政だけではなく、市民の皆さまをはじめ関係機関や団体などが互いに連携することが大切であると考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の見直しにあたり、多大なご指導とご協力をいただきました策定委員の皆様をはじめ関係各位、市民の皆様に対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

南城市長 古謝 景春

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の性格と位置づけ	3
3 計画期間	5
4 計画の策定体制	5
5 進捗管理	7

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 統計資料	9
2 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果	19
3 在宅生活改善調査結果	35
4 南城市高齢者保健福祉計画(第8期)評価	39
5 第9期計画に向けた課題	49

第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念	53
2 基本目標の設定	54
3 施策の展開	54
4 施策の体系	56
5 アウトカム指標の設定	60

第4章 高齢者福祉施策の展開

基本目標1 健康な高齢期を迎えるために	62
基本目標2 元気な毎日を送るために	64
基本目標3 自立生活を支えるために	73
基本目標4 認知症への対応を強化するために	89
基本目標5 支え合いの地域づくり	92
基本目標6 生きがいのある生活のために	98
基本目標7 安心と安全の生活環境のために	104

参考資料

1 施策・事業の一覧	110
2 (参考)第9期におけるサービス見込み量の推計	113
3 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会規則	118
4 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会名簿	120
5 南城市高齢者保健福祉計画会議開催状況	121

第1章 計画の概要

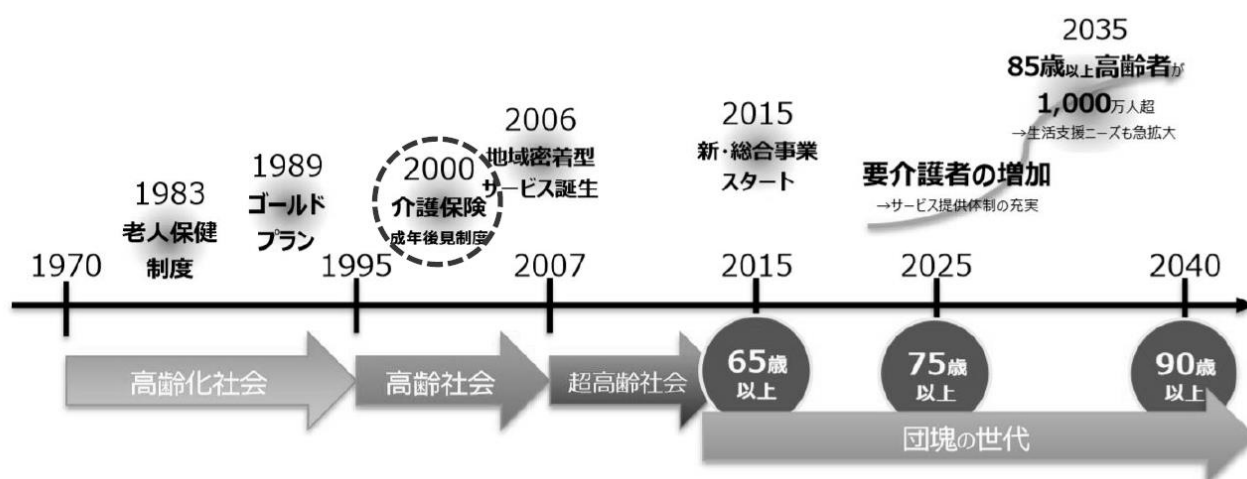
1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年には4人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来すると予測されています。

また、令和17(2035)年には85歳以上の高齢者が1,000万人以上になると推計され、後期高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者及び生活支援ニーズも急増することが予想されています。

さらに、令和22(2040)年度には高齢者人口が4,000万人に迫ると予想されており、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口(現役世代)が急減することが見込まれています。社会活力の維持向上のため、高齢者の多様な就労・社会参加、健康寿命延伸、医療・福祉サービス改革への取り組みが求められています。

図表 1970年代から2040年までの動き



出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>2040年:多面的社会における地域包括ケアシステム」

このような中、高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続するために、国が令和元(2019)年6月に策定した認知症施策推進大綱の理念ならびに令和6年1月に施行された共生社会の実現を維持するための認知症基本法等も踏まえ、当事者の意見を聞きながら、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化を進めていく必要があります。

南城市高齢者保健福祉計画(第8期)は「福寿の里・南城 元気いっぱいの高齢期を過ごすために」を基本理念とし、高齢者福祉施策及び介護保険サービスを展開してきました。

令和6(2024)年3月末をもって、現在の南城市高齢者保健福祉計画(第8期)が終了するため、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、さらに沖縄県高齢者保健福祉計画(第9期)や沖縄県地域医療構想との整合性を図りながら、「地域包括ケアシステム」の実現をめざして次期南城市高齢者保健福祉計画(第9期)の策定を行うものです。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的根拠

高齢者保健福祉計画(市町村老人福祉計画)は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画に基づくものであり、計画内容としては高齢者が生きがいを持って、健全で安らかな生活を保障されるものとして、超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするものです。

また、介護保険法で定められている「介護保険事業計画」と一体のものとして作成し、地域福祉法に規定されている「地域福祉計画」と調和を取らなければならないとされています。

図表 老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）抜粋

（市町村老人福祉計画）

第 20 条の 8 市町村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 計画の策定方針

本計画は、これまで「高齢者保健福祉計画」として策定され、保健・福祉の施策を掲げる内容となっていました。

平成 20 年度からは老人保健法が廃止され、老人保健事業は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診・特定保健指導と、健康増進法に基づく健康増進事業（がん検診、65 歳未満への保健施策）へと移行したほか、75 歳以上の保健事業は後期高齢者医療広域連合で実施されるようになりました。このため、本計画からも「老人保健計画」が除かれ、「老人福祉計画」（高齢者福祉計画）のみの策定を行っています。

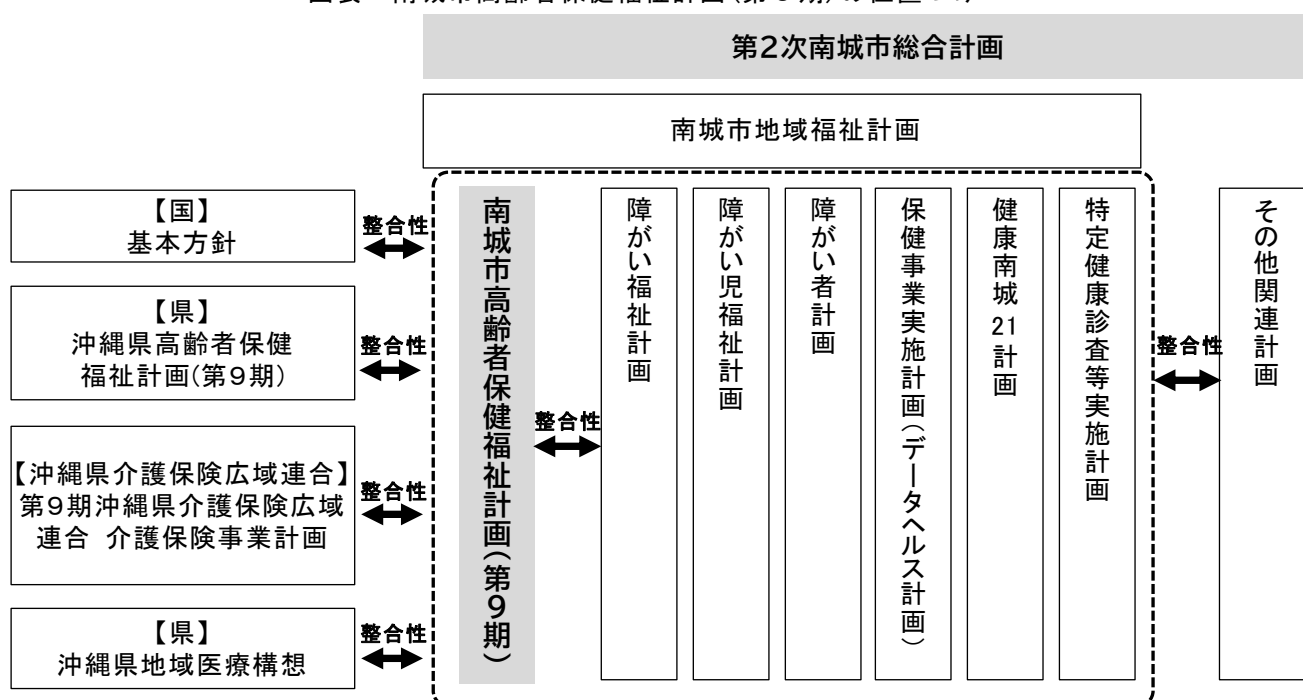
国においては、このような制度変更が行われましたが、健康保健、とりわけ若い世代からの健康づくりは将来の生き生きとした生活へとつながるものであり、策定委員会や事務局の検討会においても、健康保健の取り組みは介護予防の観点から重要であるという議論がなされました。このため、本市では、保健分野と福祉分野が連携を保ち、施策を推進することを計画で掲げることから、本計画の名称を「南城市高齢者保健福祉計画(第9期)」として策定しています。

(3)計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、「第2次南城市総合計画」、「南城市地域福祉計画」を上位計画とし、その他福祉関連計画(障がい者計画・障がい福祉計画・保健事業実施計画(データヘルス計画)・健康南城21計画・特定健康診査等実施計画)及び関連分野計画(避難行動要支援者避難支援計画等)と整合を図り策定します。

また、国が定めた「SDGs実施指針改定版(令和5年 12 月 19 日)」では、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映することを期待していることから、本計画においても「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した SDGs(持続可能な開発目標)の考えのもと、多様な主体が連携・協力し計画を推進します。

図表 南城市高齢者保健福祉計画(第9期)の位置づけ



※SDGsとは

SDGs(エスディーゼーズ)
(Sustainable Development Goals)とは、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。平成 28 年から令和 12 年までの間に達成すべき 17 のゴール(目標)と、それに連なり具体的に示された 169 のターゲットから構成されています。

*特に関連するゴール(目標)は囲んだ4つ

図表 S D G s 17 の目標



3 計画期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間とし、その実施状況を毎年、点検・評価することとします。

なお、本計画は団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年、更に現役世代が急減する令和22(2040)年の双方を見据えた中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

図表 計画期間

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 22年度 (2040)
		計画策定			計画策定			計画策定	
南城市 高齢者保健福祉計画(第8期)			南城市 高齢者保健福祉計画(第9期)			南城市 高齢者保健福祉計画(第10期)			

団塊の世代が75歳以上

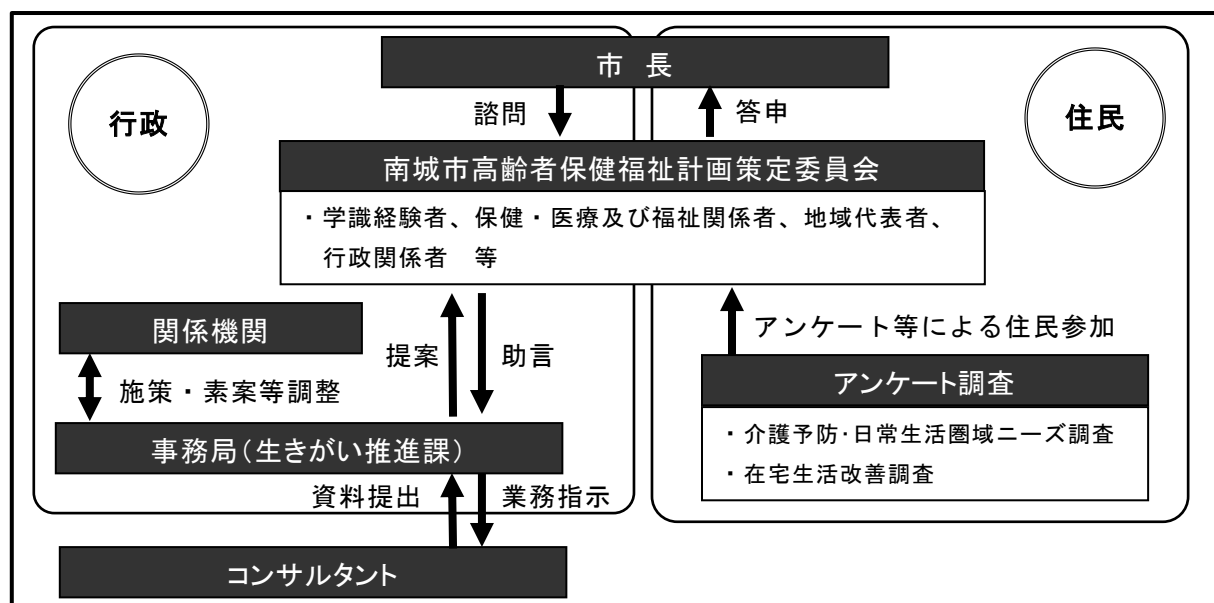
団塊の世代の子供が65歳以上

4 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療及び福祉関係者、地域代表者、行政関係者など幅広い関係者で構成される「南城市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、多角的視点から多くの意見を頂きました。

図表 策定体制



(2)住民等の意見の反映

本計画の策定にあたり、国の示した調査項目に基づき、南城市在住の 65 歳以上の第1号被保険者要介護認定を受けていない 1,700 名を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び居宅介護支援事業所等のケアマネジャーを対象とした「在宅生活改善調査」を実施し、本市における高齢者の実態把握に努めました。

5 進捗管理

(1)PDCAサイクルによる計画の点検・評価の実施

本計画の推進にあたっては、地域ケア推進協議会等での各種事業等に関する調整を図りながら事業展開を行います。

PDCA(計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－見直し(Action))サイクルを通じ、個別の事業について、これまでの運営が妥当であったか、十分な効果があったか、そして今後どのように運営されるべきかを、事業の実績、必要性及び効率性等を踏まえて、毎年、総合的に評価・点検し、必要に応じて事業の内容の変更や追加などを行っていきます。

また、施策についても、これまでの取り組みを評価し、今後の展開につなげます。

図表 PDCAサイクル



(2)推進体制

本計画に位置づけた高齢者保健福祉施策を円滑に推進していくためには、高齢社会の到来がまちづくり全般に関わる課題であることを強く認識していく必要があります。

今後も本計画の推進に向け、庁内での連携を図っていくとともに、高齢者福祉・介護の拠点である地域包括支援センターを中心に、関係課及び関係機関等の横断的な連携を強化していきます。

高齢者を支援するにあたっては、地域の人材の確保・育成に努め、関係機関やボランティア、NPO等との協働が不可欠となることから自治会・区長会、民生委員・児童委員協議会、市老人クラブ連合会、医療関連団体、市社会福祉協議会等との連携体制の充実を図ります。

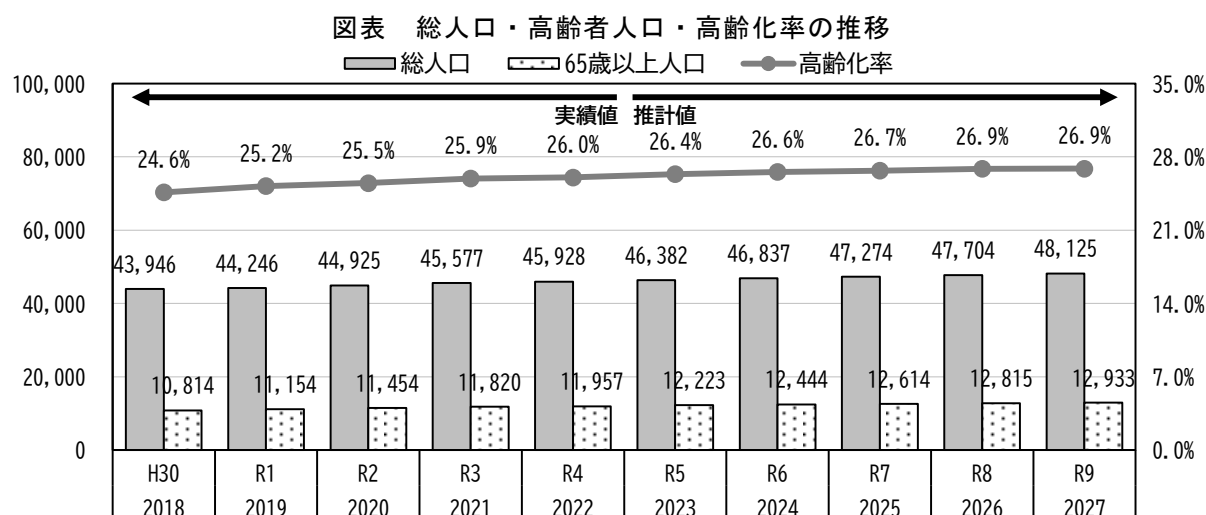
第2章 高齢者を取り巻く現状

1 統計資料

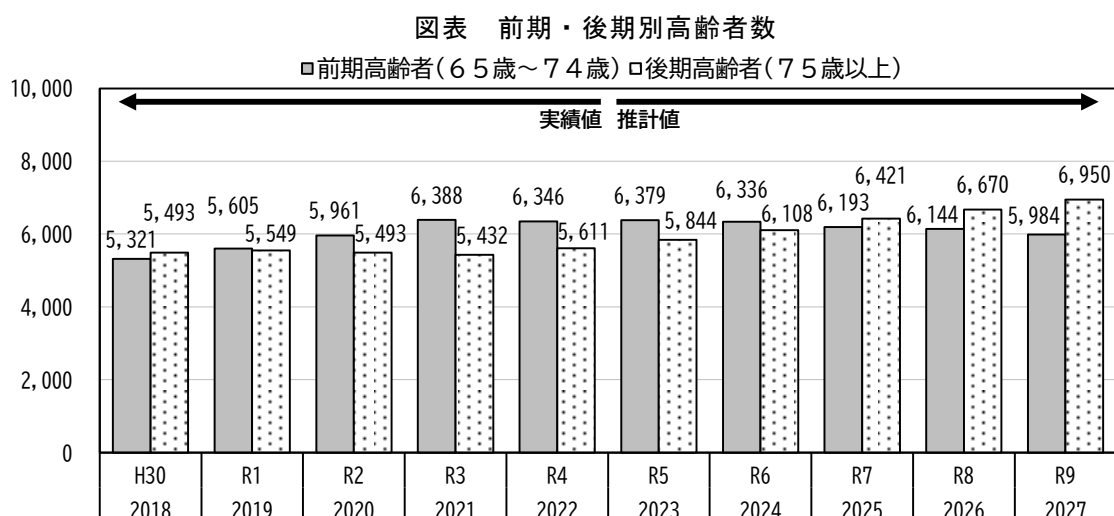
(1) 総人口・高齢者人口と高齢化率の推移

本市の総人口は、平成 30 年の 43,946 人から年々増加し、令和 5 年には 46,382 人となっており、今後も増加傾向で推移することが予想されます。高齢者人口及び高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）は、平成 30 年の 10,814 人（24.6%）から令和 5 年には 12,223 人（26.4%）となっており、今後も増加することが見込まれます。

高齢者人口を前期高齢者、後期高齢者別にみると、令和 5 年の前期高齢者数は 6,379 人、後期高齢者数は 5,844 人となっています。今後の推計値をみると、令和 6 年までは前期高齢者数が後期高齢者数を上回っていますが、令和 7 年には団塊の世代が 75 歳以上となることから、後期高齢者数が前期高齢者数を上回ることが予想されます。



（出典）南城市「住民基本台帳」（各年 12 月末）、推計値は実績値を基にコーホート変化率法を用いて算出。



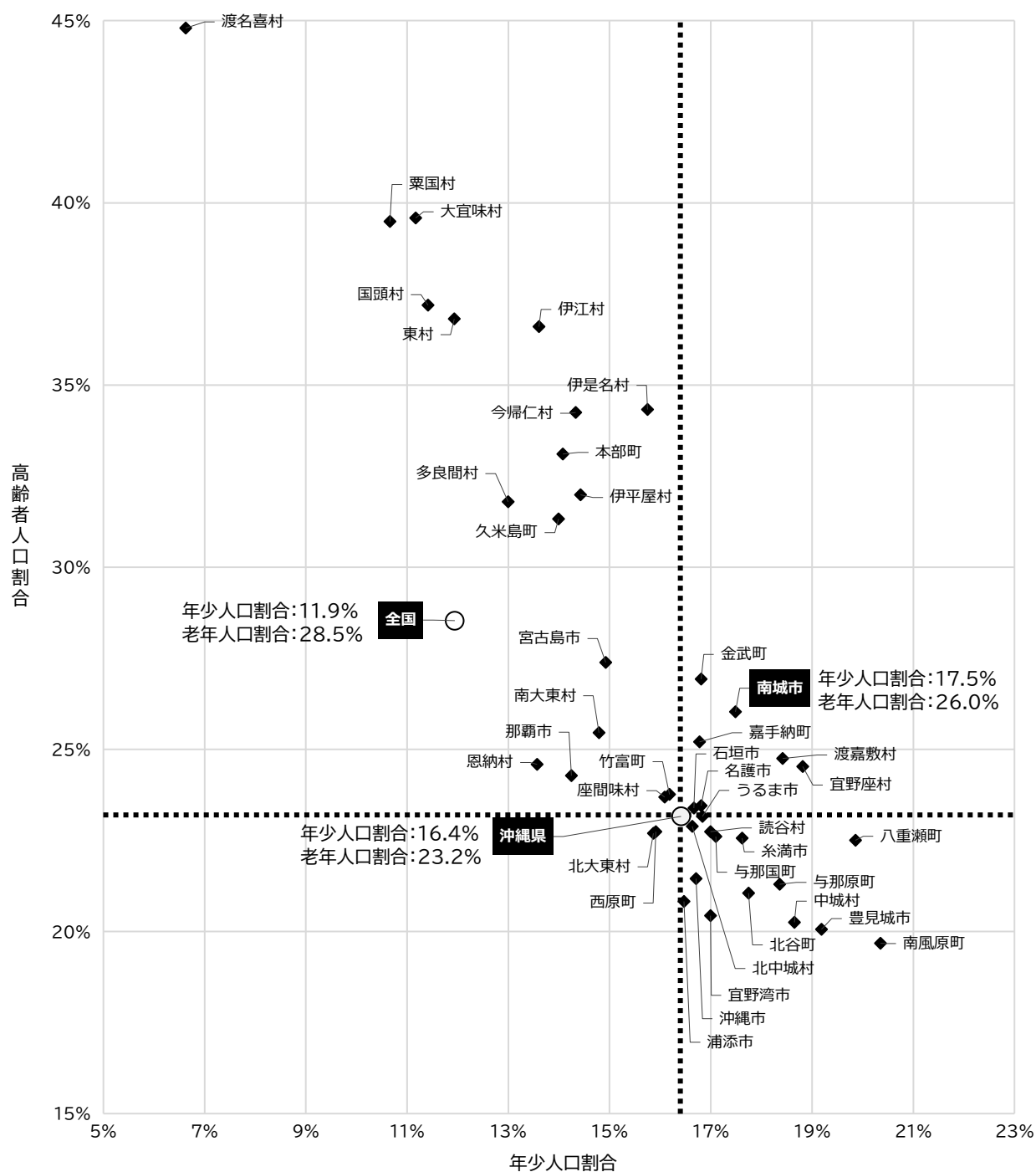
（出典）南城市「住民基本台帳」（各年 12 月末）、推計値は実績値を基にコーホート変化率法を用いて算出。

(2) 県内の高齢化率の状況

本市の高齢者人口割合(高齢化率:縦軸)は26.0%、年少人口割合(15歳未満人口が総人口に占める割合:横軸)は17.5%となっています。

本市の高齢化率は、全国平均の28.5%は下回っているものの、沖縄県平均の23.2%を上回っており、県内他市と比較すると高く、宮古島市と同等程度となっています。

図表 県内市町村の老年人口割合と年少人口割合（令和5年）



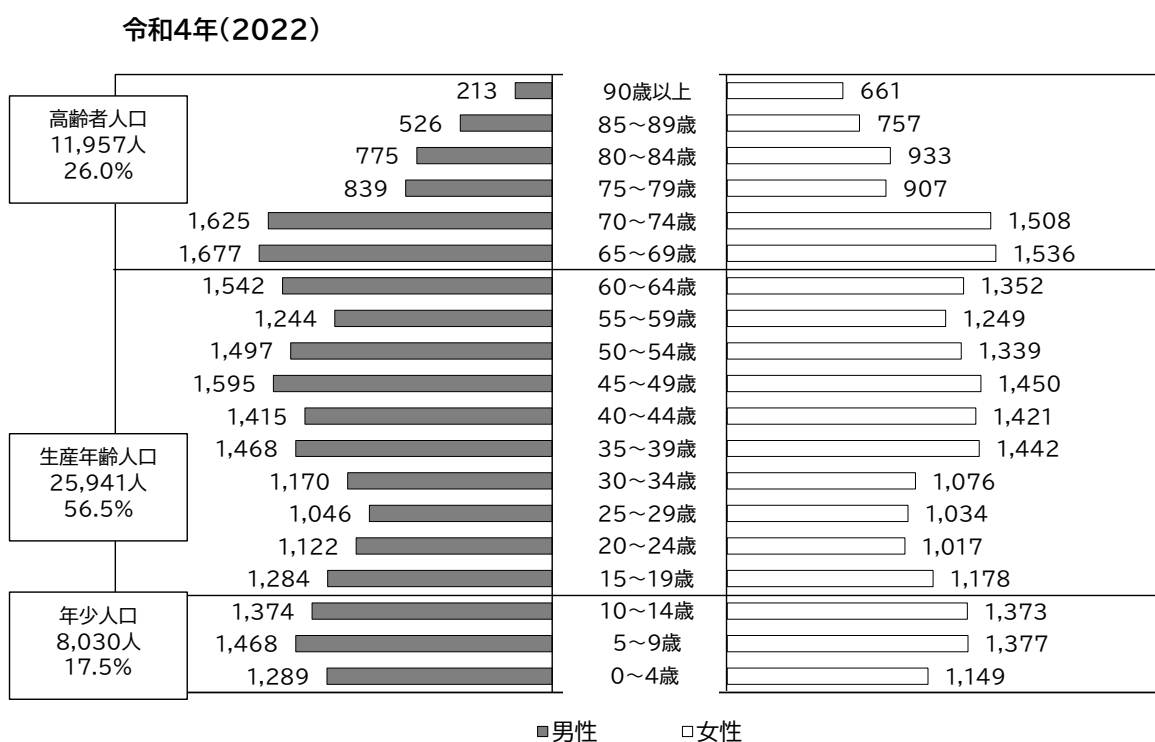
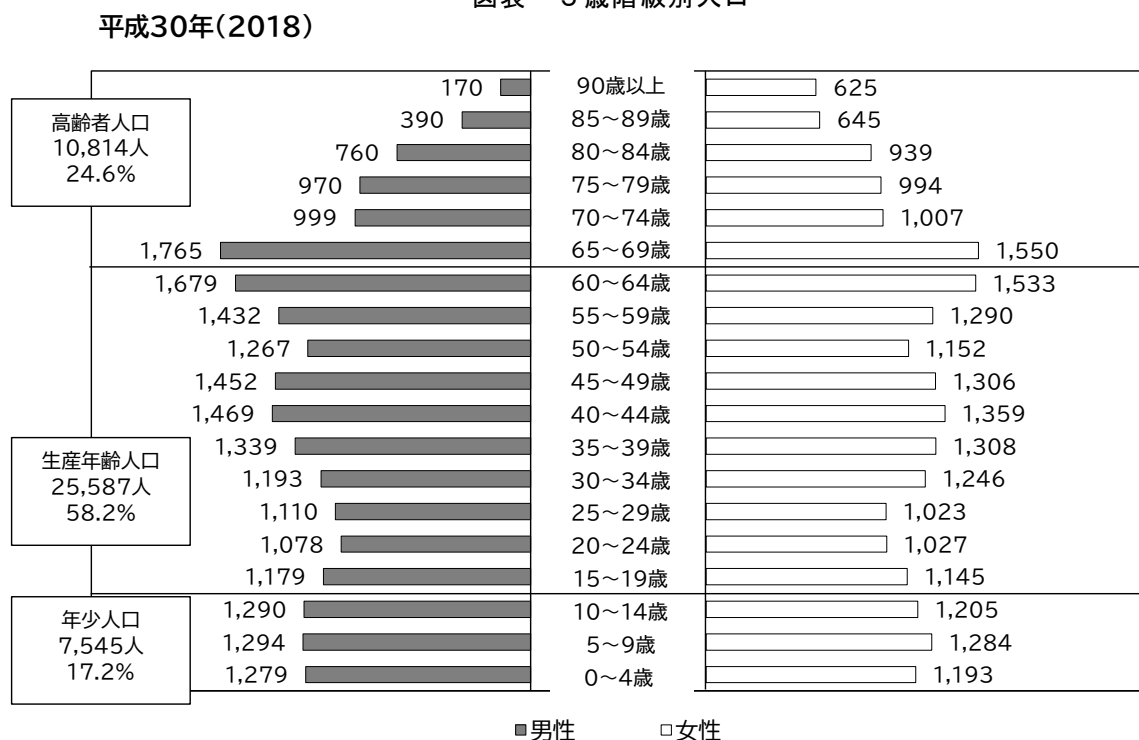
(出典)総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(令和5年1月1日時点)

(3)男女別年齢別人口構成

本市の高齢者人口(65歳以上)は、平成30年の10,814人から令和4年には1,143人増の11,957人となっています。

令和4年の男女別年齢別人口構成をみると、「65～69歳」の年齢帯が最も高く、次いで「70～74歳」「60～64歳」となっており、今後も高齢者人口は増加することが予想されます。

図表 5歳階級別人口

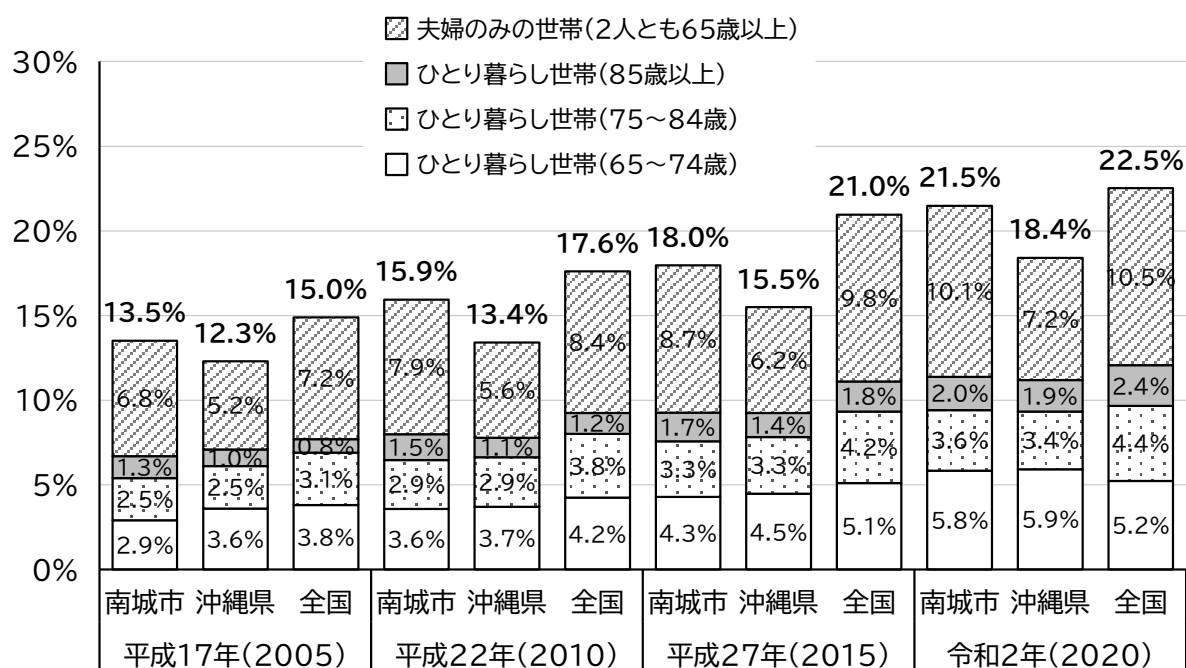


(4)高齢者のみ世帯の状況

本市の世帯数総数に占める高齢者のみ世帯の割合をみると、「夫婦のみ世帯(2人とも 65 歳以上)」は、平成 17 年の 6.8%から令和 2 年には 3.3 ポイント増の 10.1%となっています。同様に、65 歳以上の一人暮らし世帯は、平成 17 年の 6.7%(65～74 歳 2.9%、75～84 歳 2.5%、85 歳以上 1.3%)から令和 2 年には 4.7 ポイント増の 11.4%(65～74 歳 5.8%、75～84 歳 3.6%、85 歳以上 2.0%)となっています。

今後も高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯が、増加していくことが予測されます。

図表 2-5 高齢者のみ世帯の推移

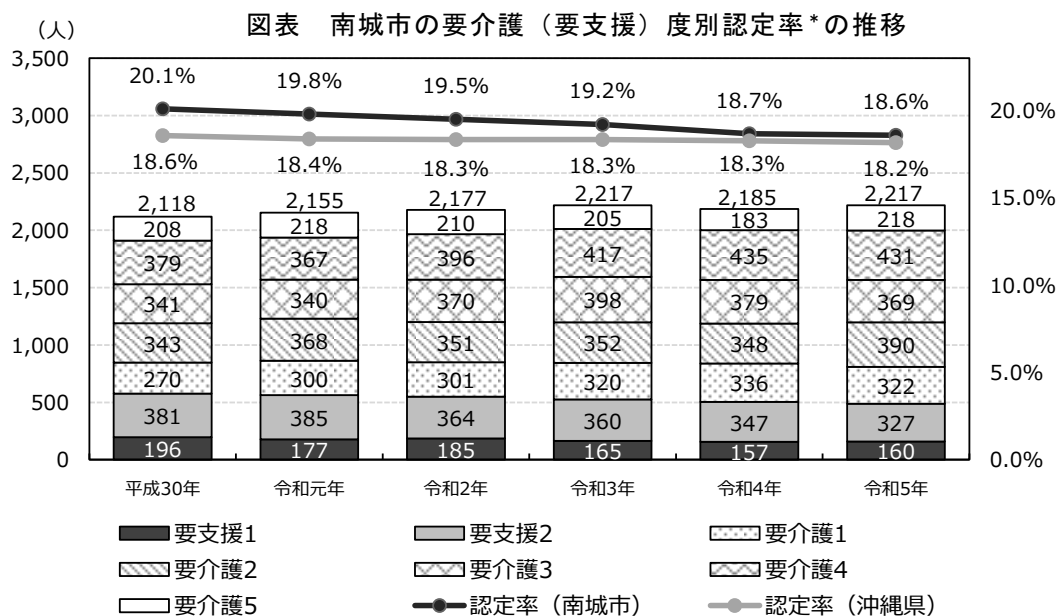


(出典)国勢調査

(5) 認定者数・認定率の推移

本市の要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成 30 年の 2,118 人から令和5年には 2,217 人と増加傾向で推移しており、認定者数を認定度別にみると、要介護 1、要介護 2、要介護 4 の認定者数の増加割合が高くなっています。

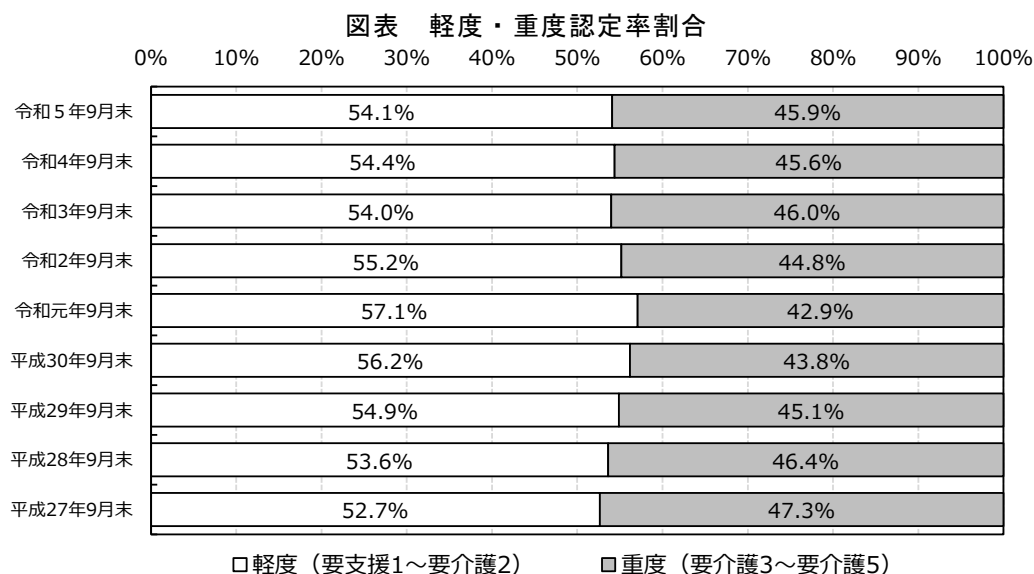
一方、要介護(要支援)認定率は平成 30 年の 20.1%から令和 5 年は 18.6%と若干の減少傾向で推移していますが、高齢者人口の増加に伴うものと考えられます。



*認定率：（認定者数／被保険者数）で算出した値。全国の「性・年齢構成比」との調整等を行っていない。
 （出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 9 月）

(6) 重度化の状況

認定者数の推移を軽度（要支援1～要介護2）・重度（要介護3～要介護5）でみると、軽度認定者の割合が増加傾向にありましたが、令和2年9月末には、重度認定者の割合が増加しました。令和5年9月末には、軽度認定者割合は 54.1%、重度認定者の割合は 45.9%となっています。



（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 9 月）

(7)年齢別認定者出現率の推移

令和元年から令和5年までの本市の認定者出現率(各年齢区分の人口に占める認定者の割合)を前期高齢者・後期高齢者別でみると、前期高齢者の認定者出現率は4～5%台で推移しており、沖縄県とほぼ同水準となっています。後期高齢者の認定者出現率は33～34%台で推移しており、令和3年までは沖縄県を上回っていましたが、令和4年以降は沖縄県とほぼ同水準となっています。

図表 要介護（要支援）認定者出現率の推移

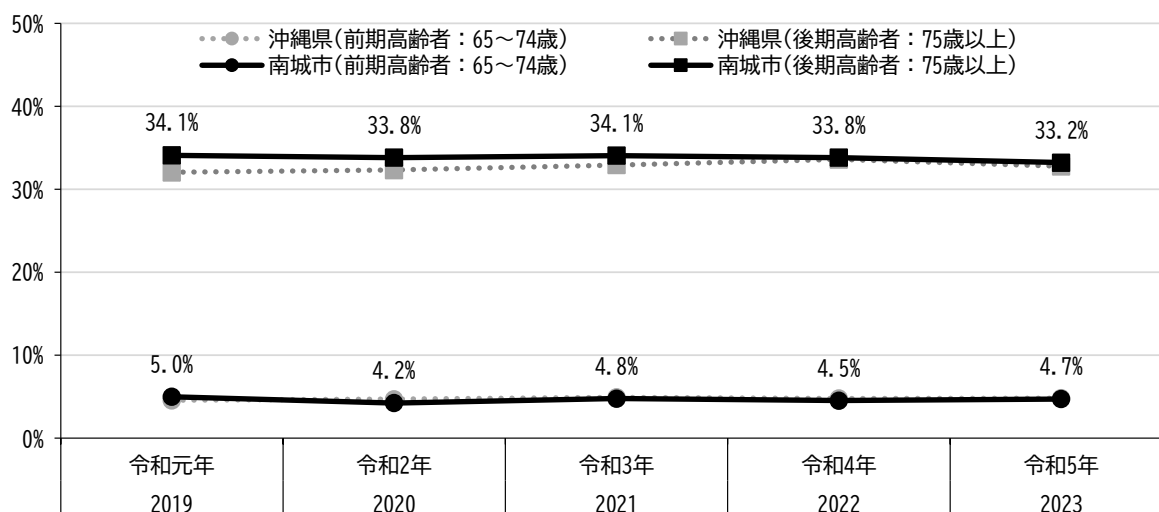
		第2号 被保険者 40～64歳	第1号被保険者		計
			前期高齢者 65～74歳	後期高齢者 75歳以上	
令和5年	認定者数	53	300	1,864	2,217
	構成割合	2.4%	13.5%	84.1%	100.0%
	出現率	0.4%	4.7%	33.2%	
	県出現率	0.3%	4.8%	32.8%	
令和4年	認定者数	59	289	1,837	2,185
	構成割合	2.7%	13.2%	84.1%	100.0%
	出現率	0.4%	4.5%	33.8%	
	県出現率	0.3%	4.8%	33.6%	
令和3年	認定者数	61	285	1,871	2,217
	構成割合	2.8%	12.9%	84.4%	100.0%
	出現率	0.4%	4.8%	34.1%	
	県出現率	0.3%	4.9%	32.9%	
令和2年	認定者数	62	238	1,877	2,177
	構成割合	2.8%	10.9%	86.2%	100.0%
	出現率	0.4%	4.2%	33.8%	
	県出現率	0.3%	4.7%	32.3%	
令和元年	認定者数	64	218	1,873	2,155
	構成割合	3.0%	10.1%	86.9%	100.0%
	出現率	0.0%	5.0%	34.1%	
	県出現率	0.4%	4.6%	32.0%	

(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(9月末日時点)

沖縄県広域連合「統計資料」月報(9月末日時点)

沖縄県「住民基本台帳年齢別人口」(1月1日時点)

図表 2－9 第1号被保険者 要介護（要支援）認定者出現率の推移



(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(9月末日時点)

沖縄県広域連合「統計資料」月報(9月末日時点)

沖縄県「住民基本台帳年齢別人口」(1月1日時点)

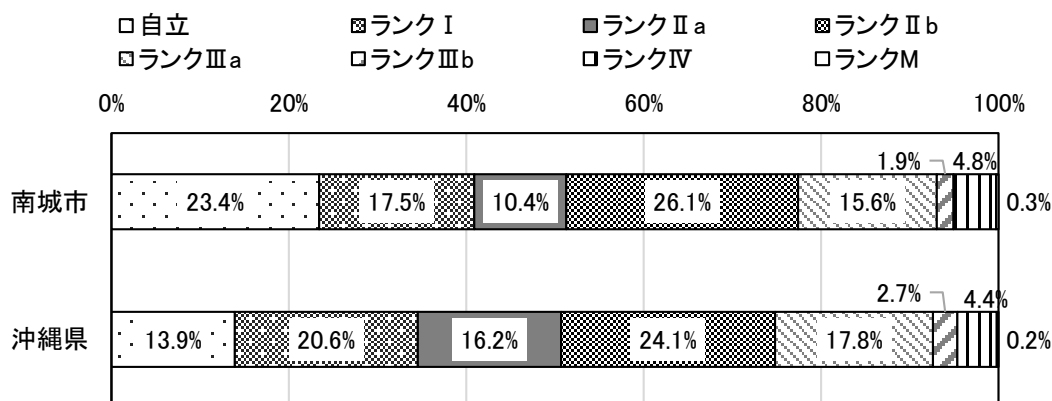
(8)認定者の自立度

県が実施している要介護(要支援)認定を受けている人の「認知症高齢者の日常生活自立度調査」(令和5年3月31日現在)により、本市の要支援・要介護認定者の日常生活の自立度のうち「ランクⅡb」が最も高く26.1%、次いで、「自立」の23.4%となっています。

本市と沖縄県を比較した場合、見守りを必要とする「ランクⅡ」以上の割合は、本市が59.1%、県が65.4%と6.3%下回っています。

また、介護サービスの需要が高まる「ランクⅢ」以上の割合は本市が22.6%、県が25.1%と2.5%下回っています。

図表 要介護・要支援認定者の日常生活自立度（令和5年3月31日現在）



(出典) 沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

図表 認知症高齢者の日常生活自立度の各ランクの定義

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	II a 家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	II b 家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
	III a 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	III b 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(9) 高齢者の就業状況

本市の就業者総数に占める高齢者の割合は、平成12年の6.6%から令和2年には6.8ポイント増の13.4%となっています。

本市の高齢者の就業率をみると、65歳以上就業率は、平成12年の13.1%から8.9ポイント増の22.0%となっています。前期高齢者(65～74歳)の就業率は、平成12年の27.8%から令和2年は3.4ポイント減の24.4%となっており、後期高齢者(75歳以上)は、平成12年の6.9%から令和2年は0.1ポイント増の7.0%となっています。本市の高齢者の就業率は、全国・沖縄県の割合を下回っています。

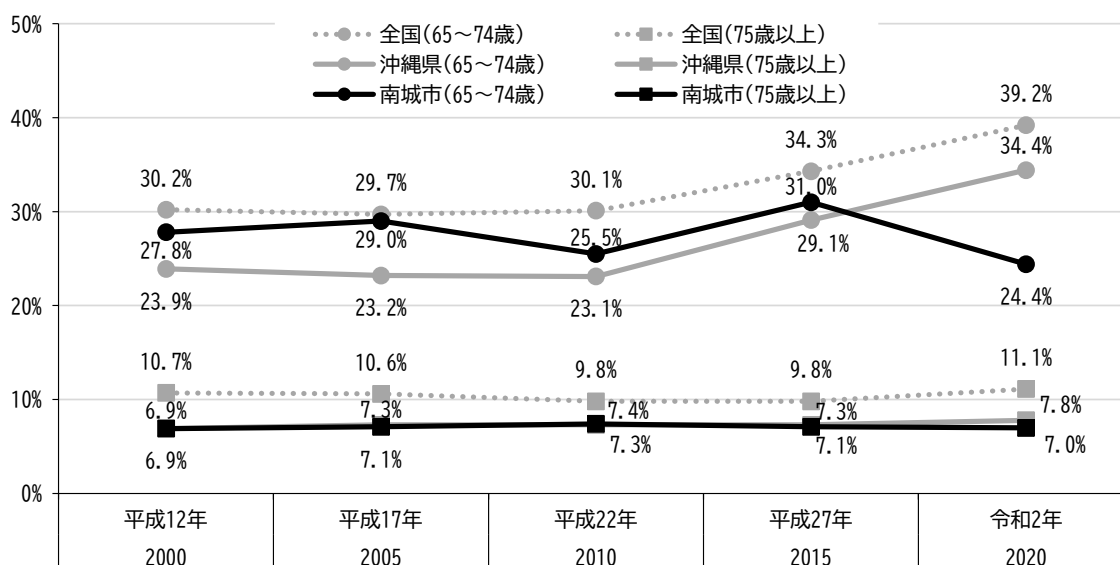
図表2-11 本市の高齢者の就業状況の推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業者総数	17,014	17,180	17,225	18,617	18,736
男	10,015	9,888	9,939	10,478	10,259
女	6,999	7,292	7,286	8,139	8,477
65歳以上就業者	1,126	1,405	1,370	1,786	2,508
就業者総数に占める割合	6.6%	8.2%	8.0%	9.6%	13.4%
65歳以上就業者数 男	769	936	932	1,162	1,567
65歳以上就業者数 女	357	469	438	624	941
65～74歳就業者数	917	1,144	1,053	1,422	2,116
男	621	760	705	909	1,302
女	296	384	348	513	814
75歳以上就業者数	209	261	317	364	392
男	148	176	227	253	265
女	61	85	90	111	127

65歳以上就業率	13.1%	15.1%	15.5%	19.0%	22.0%
65～74歳 就業率	27.8%	29.0%	25.5%	31.0%	24.4%
75歳以上 就業率	6.9%	7.1%	7.4%	7.1%	7.0%

(出典)国勢調査

図表2-12 高齢者の就業率の推移(前期・後期年齢区分)



(出典)国勢調査

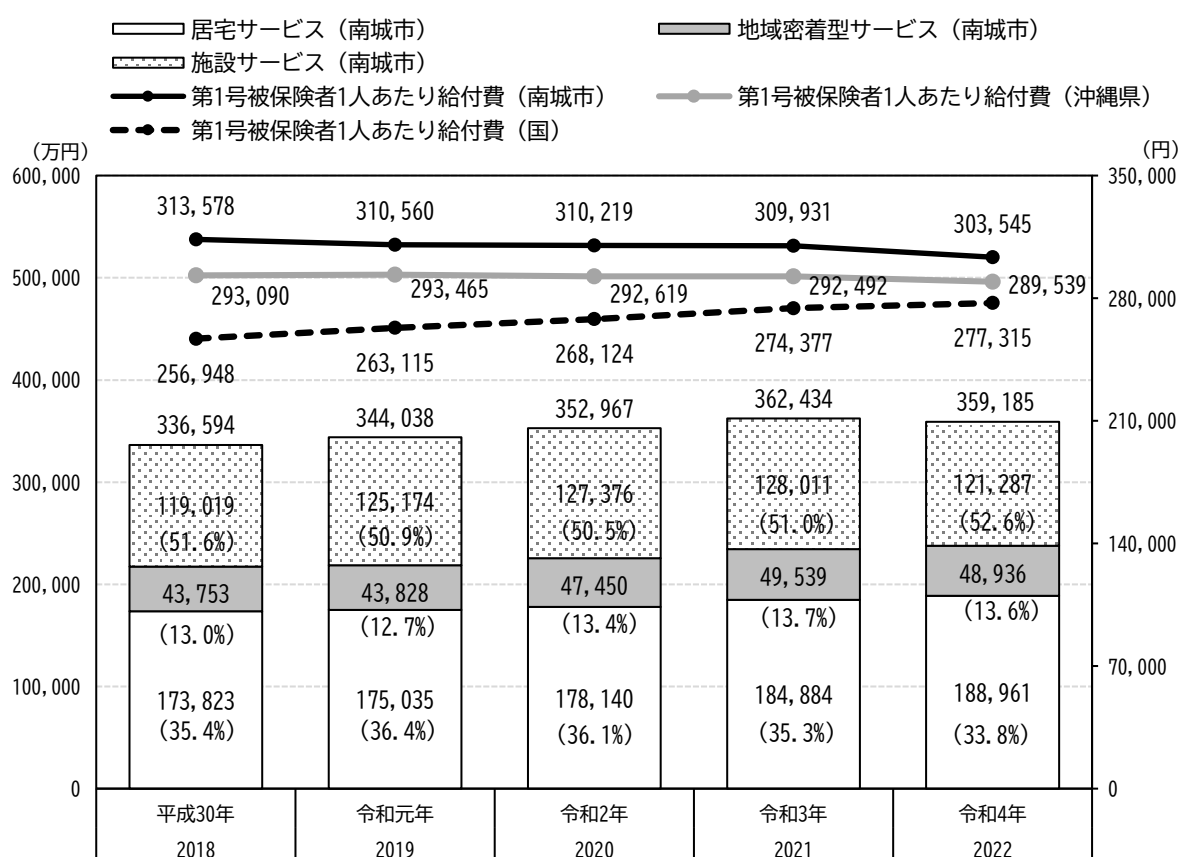
(10)介護給付費の推移

本市の介護給付費は平成30年度の33億6,594万円から増加傾向にあり、令和4年度の介護給付費は2億2,591万円増の35億9,185万円となっています。

介護給付費をサービス別にみると、居宅サービスが1億5,138万円増の18億8,961万円、地域密着型サービスが5,183万円増の4億8,936万円、施設サービスが2,268万円増の12億1,207万円となっています。

南城市の第1号被保険者1人あたり給付費は、平成30年の313,578円から令和4年は303,545円(10,033円減)で若干減少していますが、沖縄県と国の第1号被保険者1人あたり給付費(沖縄県289,539円、国277,315円)と比較すると高い状況です。

図表 第1号被保険者1人あたりの給付費



※第1号被保険者1人あたり給付費は、各年度の給付費総額に3月末の1号被保険者数を除して算出。

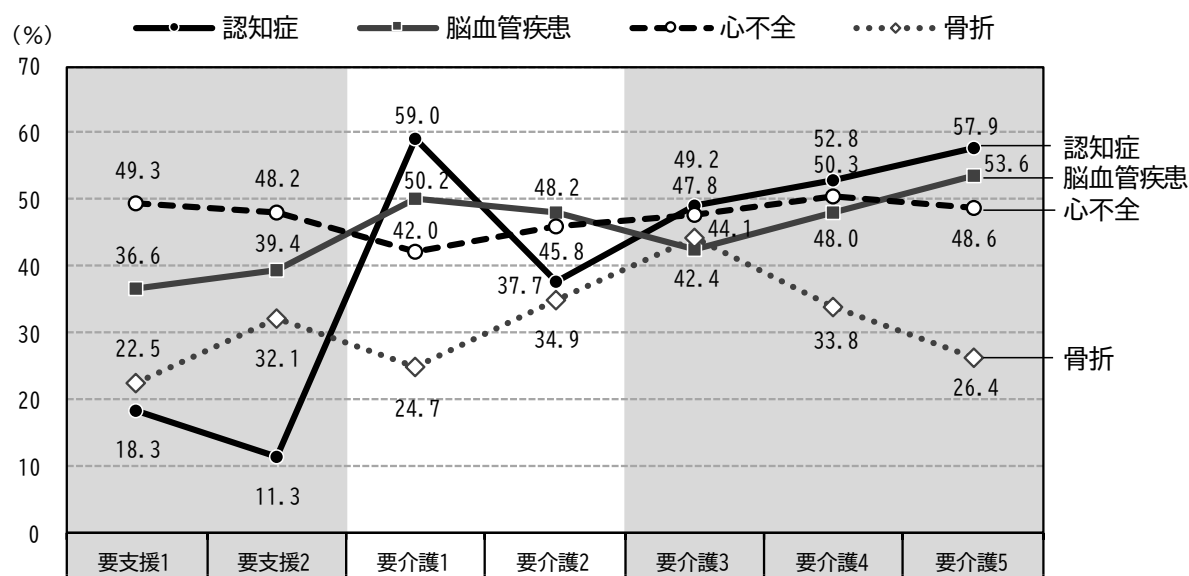
(出典)厚生労働省「介護保険事業報告」

(11)後期高齢者の介護認定別疾患

本市の令和4年度の後期高齢者医療加入者で介護認定された者の疾患は、要支援(小計)では心不全48.6%、脳血管疾患38.5%、骨折28.8%、認知症13.7%となっています。また、介護度が重くなる要介護3～5(小計)では、認知症、心不全、脳血管疾患などの疾患が40～50%と高くなっています。

心不全に関しては、急性増悪を繰り返すと身体機能の低下を招くなど進行性であることから、自覚症状の無い段階から危険因子(高血圧、糖尿病、動脈硬化性疾患など)のコントロールが重要です。また、運動機能の低下に加え、認知症や脳血管疾患、心不全は、転倒の危険が高くなるため、重症化予防と併せて、骨折予防の取組も必要です。

図表 心不全・脳血管疾患・認知症・骨折の出現率



介護度	疾病	認定者数		心不全		脳血管疾患		認知症		筋・骨格	
				その他の心疾患		脳血管疾患		認知症		骨折	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
要支援	被保険者数 (A)										
	5,483	a	a/A	g	g/a	g	g/a	c	c/a	q	q/a
	要支援1	142	2.5%	70	49.3%	52	36.6%	26	18.3%	32	22.5%
要介護	要支援2	274	4.8%	132	48.2%	108	39.4%	31	11.3%	88	32.1%
	小計	416	7.3%	202	48.6%	160	38.5%	57	13.7%	120	28.8%
要介護	要介護1	283	5.0%	119	42.0%	142	50.2%	167	59.0%	70	24.7%
	要介護2	284	5.0%	130	45.8%	137	48.2%	107	37.7%	99	34.9%
	小計	567	10.0%	249	43.9%	279	49.2%	274	48.3%	169	29.8%
	要介護3	295	5.2%	141	47.8%	125	42.4%	145	49.2%	130	44.1%
	要介護4	358	6.3%	180	50.3%	172	48.0%	189	52.8%	121	33.8%
	要介護5	140	2.5%	68	48.6%	75	53.6%	81	57.9%	37	26.4%
	小計	793	13.9%	389	49.1%	372	46.9%	415	52.3%	288	36.3%
合計		1,776	31.2%	840	47.3%	811	45.7%	746	42.0%	577	32.5%

(出典) KDBシステム

NO.71 後期高齢者の医療(健診)・介護実況状況

NO.76 介護支援対象者一覧(栄養・重症化予防等)

NO.10 厚生労働省様式1-1(基準金額以上となったレセプト一覧)

2 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果

(1)調査の概要

①調査目的

第9期高齢者保健福祉計画(令和6年度～令和8年度)の策定に向け、地域の高齢者の状況を把握することで、地域課題を把握して地域の目標を設定するとともに、高齢者の生活状態に合った介護(予防)サービスや社会参加の促進等各種福祉サービスの検討など計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査対象者

令和5年9月19日現在、南城市在住の65歳以上で要介護認定を受けていない方のうち、1,700人を調査対象者として無作為抽出し、実施しました。

＜調査対象者の地区別抽出状況＞

	大里	玉城	佐敷	知念	総数
地区別65歳以上人口	3,595人	3,241人	3,451人	1,670人	11,957人
地区別65歳以上人口割合	30.1%	27.1%	28.9%	14.0%	100.0%
アンケート発送票数	511票	461票	491票	237票	1,700票

③調査方法

郵送配布・郵送回収にて実施しました。(一部南城市役所窓口での回収)

④調査期間

令和5年11月2日～令和5年11月19日

※調査期間終了後も一定期間調査票の回収を行いました。

⑤配布数・有効回答数・有効回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
1,700票	844票	49.6%

※令和5年9月19日現在で要介護認定を受けていない方を対象としていますが、調査対象者の中には、「現在、何らかの介護を受けている」もしくは「介護は必要だが、現在は受けていない」と回答した方が116人いました。

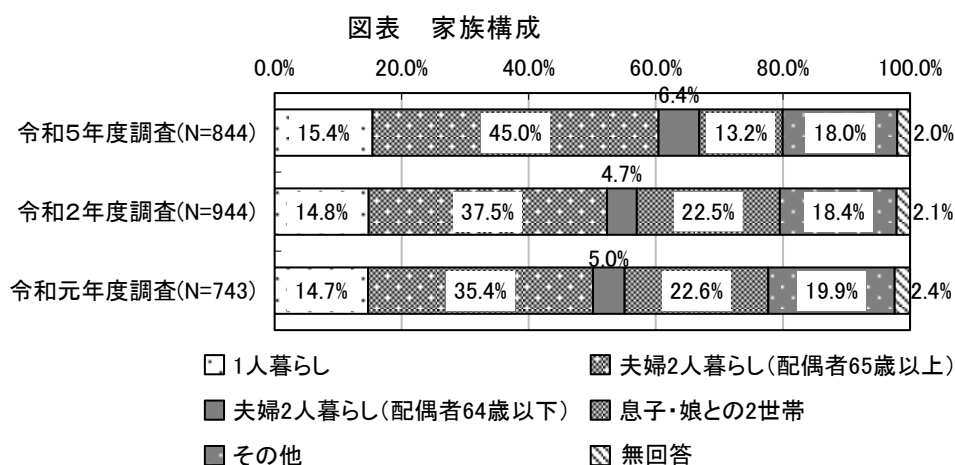
(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果概要

①家族構成

家族構成については、「夫婦2人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が 45.0%と最も高く、次いで「その他」が 18.0%、「1人暮らし」が 15.4%などとなっています。

令和元年度は、「夫婦2人暮らし」が最も多く 40.4%でしたが、令和5年度には、51.4%に増加しています。また、「1人暮らし」も令和元年度の 14.7%から令和5年度は 15.4%に増加しており、高齢者のみ世帯が 66.8%を占めている状況があります。

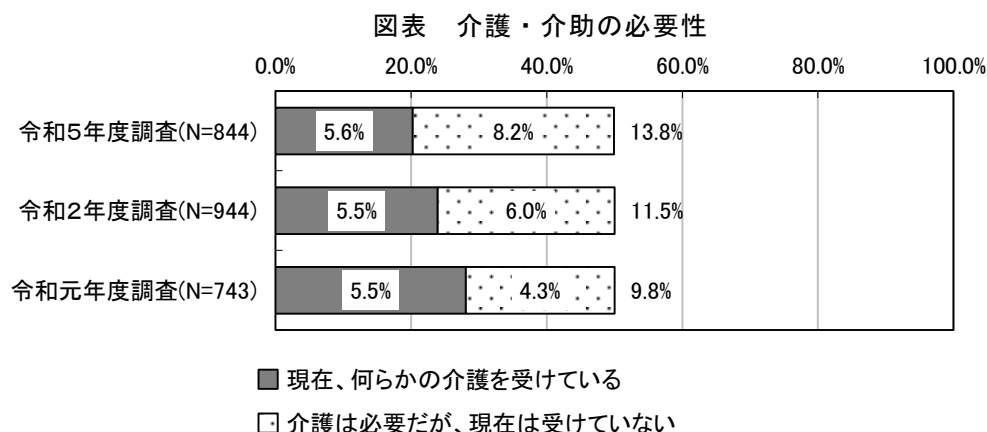
一方で、「息子・娘との2世帯」が令和元年度の 22.6%から、令和5年度は 13.2%と 9.4ポイント減少するなど家族構成が変化しています。



②介護や介助の必要性

介護や介助の必要性について、「現在、何らかの介護を受けている」と「介護は必要だが、現在は受けていない」を合わせると 13.8%が必要であると回答しています。

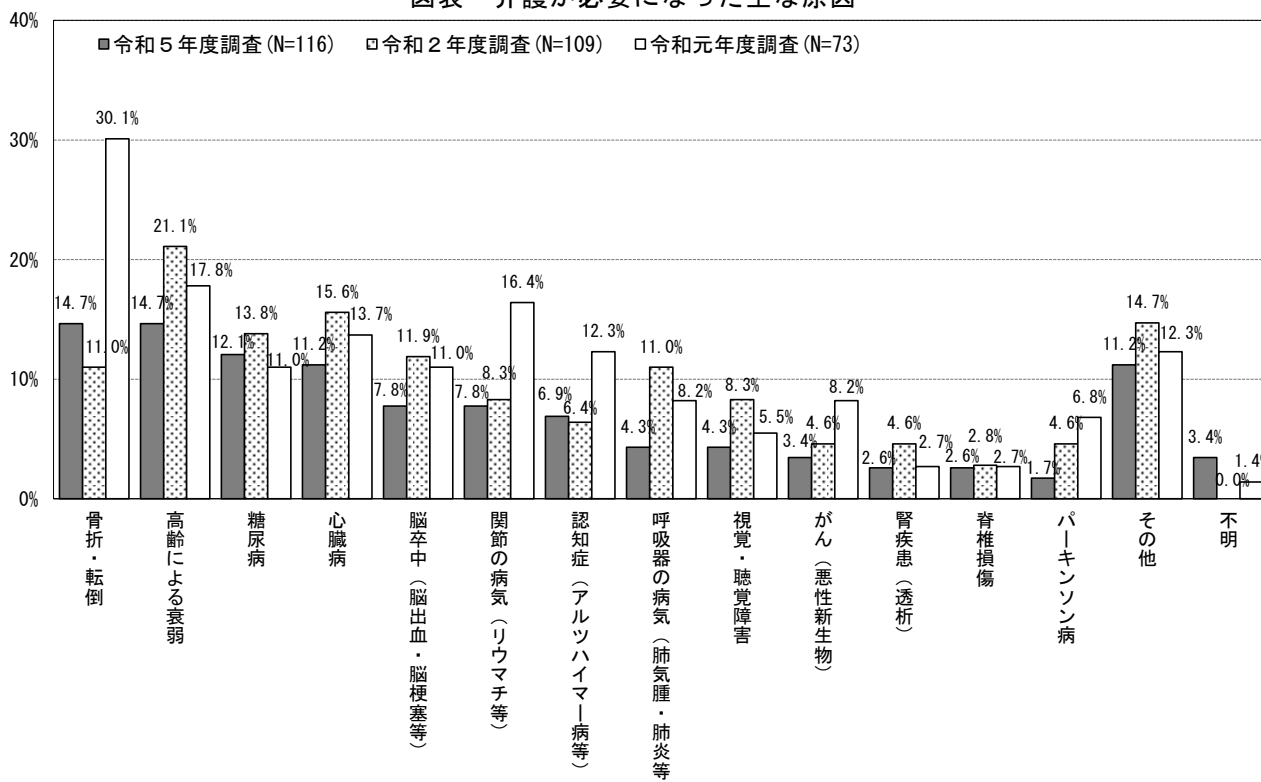
前回調査(令和2年度:11.5%)と比べると、2.3ポイント増えています。



③介護が必要になった主な原因

介護が必要になった主な原因については、調査年度によって傾向が異なりますが、令和5年度調査では「骨折・転倒」、「高齢による衰弱」が共に14.7%と最も高くなっています。

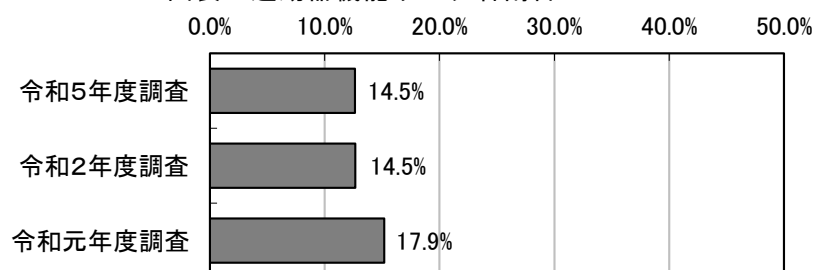
図表 介護が必要になった主な原因



④運動器機能リスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づく運動器の評価結果をみると、全体の14.5%がリスクありとなっています。過年度調査と比較すると、令和2年度調査（14.5%）からは変化が無く、令和元年度調査（17.9%）と比べると3.4ポイント下がっています。

図表 運動器機能リスク者割合



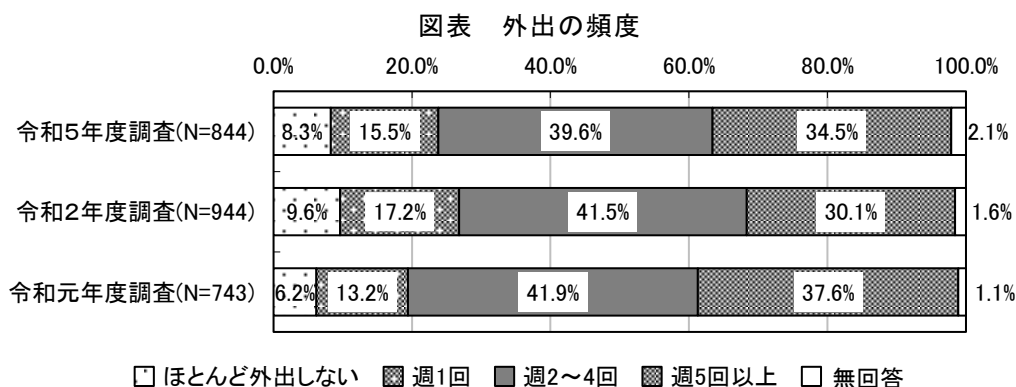
リスクの判定方法：下記設問・選択肢で3問以上が該当

調査項目	選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	「いいえ」
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	「いいえ」
15分くらい続けて歩いていますか	「いいえ」
この1年間に転んだことがありますか	「何度もある」、「1度ある」
転倒に対する不安は大きいですか	「とても不安である」、「やや不安である」

⑤外出の頻度

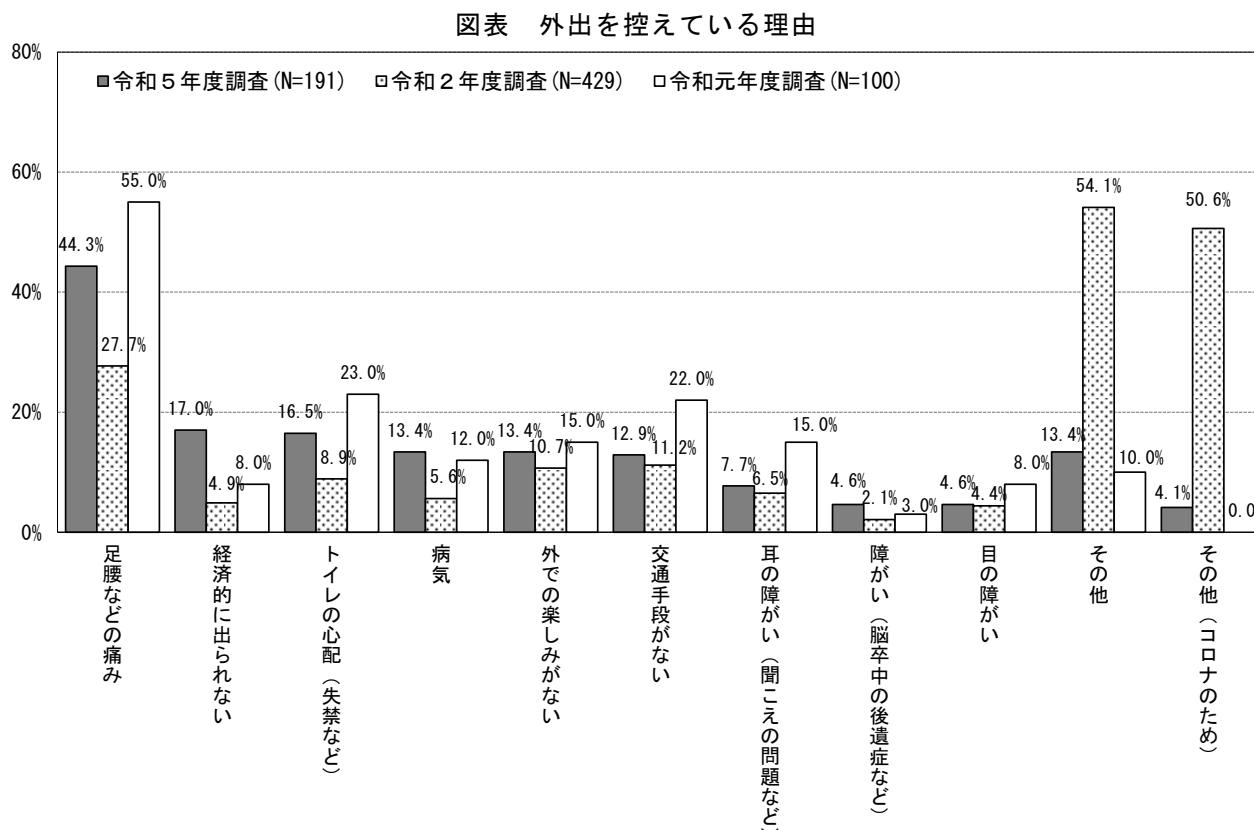
外出の頻度については、「週2～4回」が 39.6%と最も高く、次いで「週5回以上」が 34.5%などとなっており、「ほとんど外出しない」は 8.3%となっています。

前回調査(令和2年度:9.6%)と比べると、「ほとんど外出しない」は 1.3 ポイント減っています。



⑥外出を控えている理由

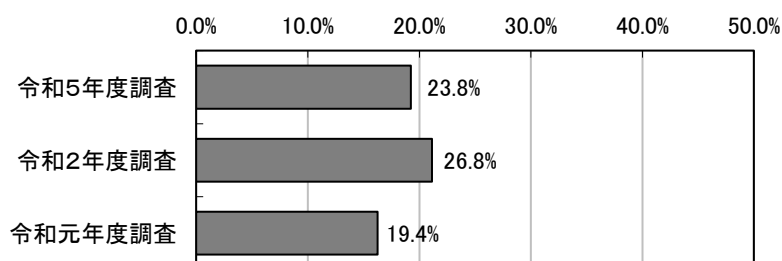
外出を控えているかの設問に「はい」と回答した方の理由については、「足腰などの痛み」が 44.3%と最も高く、次いで「経済的に出られない」が 17.0%、「トイレの心配(失禁など)」が 16.5%などとなっています。前回調査(令和2年度)では、「その他(コロナのため)」が 50.6%と高い状況でしたが、令和5年度調査では 4.1%に下がっています。



⑦閉じこもりリスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づく閉じこもりの評価結果をみると、全体の 23.8%がリスクありとなっており、コロナ禍前の令和元年度調査(19.4%)と比べると 4.4 ポイント高い状況です。

図表 閉じこもりリスク者割合



リスクの判定方法: 下記設問・選択肢で1問以上が該当

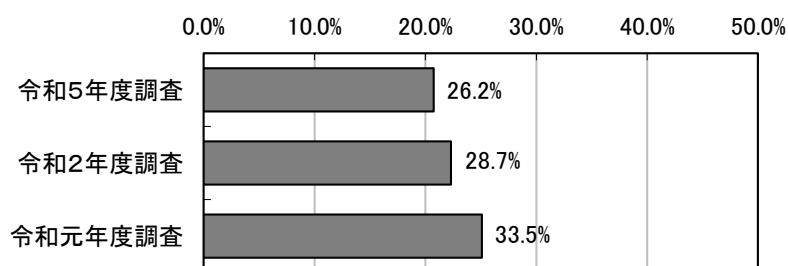
調査項目	選択肢
週に1回以上は外出していますか	「ほとんど外出しない」、「週1回」

⑧転倒リスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づく転倒の評価結果をみると、全体の 26.2%がリスクありとなっています。

令和元年度(33.5%)、令和2年度(28.7%)の調査と比べると年々減少傾向にあります。

図表 転倒リスク者割合

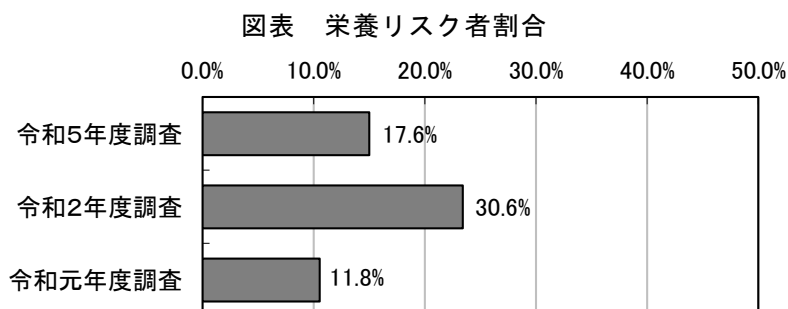


リスクの判定方法: 下記設問・選択肢で1問以上が該当

調査項目	選択肢
この1年間に転んだことがありますか	「何度もある」、「1度ある」

⑨栄養リスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づく栄養の評価結果をみると、全体の17.6%がリスクありとなっています。前回調査(令和2年度:30.6%)と比べると13.0ポイント低くなっていますが、令和元年度(11.8%)と比べると5.8ポイント増えている状況です。



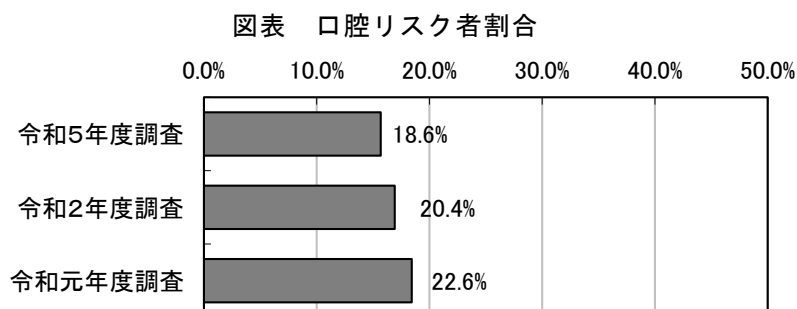
リスクの判定方法: 下記設問・選択肢で2問以上が該当

調査項目	選択肢
身長・体重(BMI値)	BMI 18.5 未満
6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	「はい」

⑩口腔リスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づく口腔の評価結果をみると、全体の18.6%がリスクありとなっています。

令和元年度(22.6%)、令和2年度(20.4%)の調査と比べると年々減少傾向にあります。



リスクの判定方法: 下記設問・選択肢で2問以上が該当

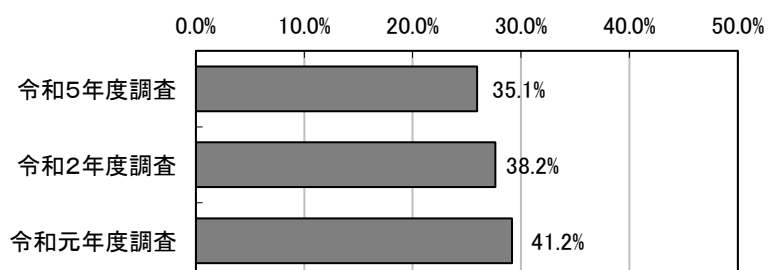
調査項目	選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	「はい」
お茶や汁物等でむせることがありますか	「はい」
口の渇きが気になりますか	「はい」

⑪認知機能リスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づく認知機能の評価結果をみると、全体の35.1%がリスクありとなっています。

令和元年度(41.2%)、令和2年度(38.2%)の調査と比べると年々減少傾向にあります。

図表 認知機能リスク者割合



リスクの判定方法: 下記設問・選択肢で1問以上が該当

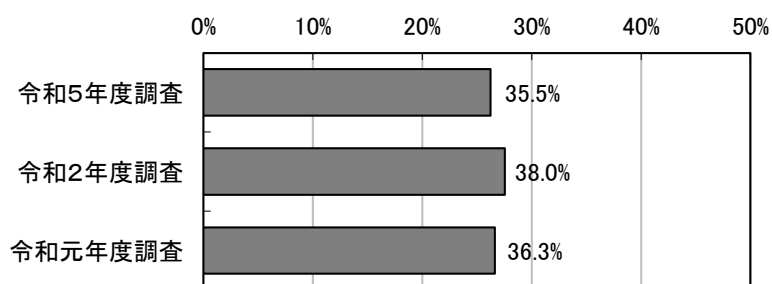
調査項目	選択肢
物忘れが多いと感じますか	「はい」

⑫うつリスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づくうつの評価結果をみると、全体の35.5%がリスクありとなっています。

令和元年度(36.3%)、令和2年度(38.0%)調査と比べると概ね同様の結果となっています。

図表 うつリスク者割合



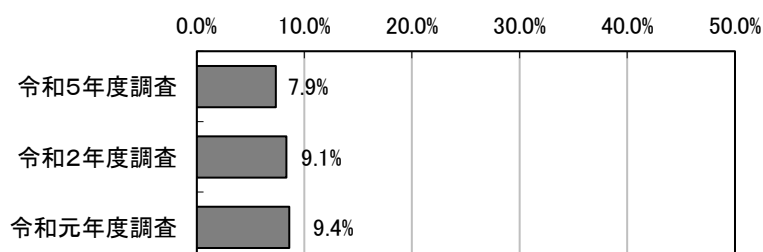
リスクの判定方法: 下記設問・選択肢で1問以上が該当

調査項目	選択肢
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	「はい」
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	「はい」

⑬手段的自立度(IADL)

活動的な日常生活を送るための動作能力を測る手段的自立度(IADL)について「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づく評価結果をみると、全体の 7.9%がリスクありとなっており、前回調査(令和2年度:9.1%)と比べて、1.2 ポイント減少しています。

図表 IADL低下者割合



リスクの判定方法: 下記設問・選択肢で2問以上が低下者

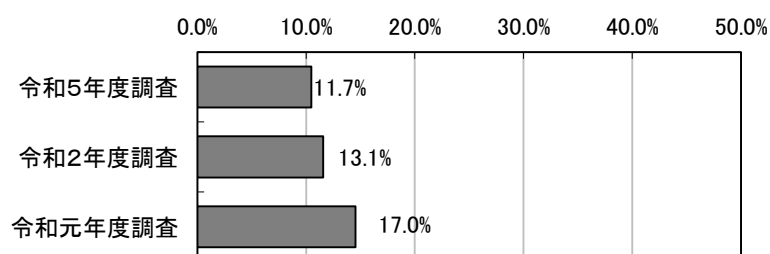
調査項目	選択肢
バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）	「できない」
自分で食品・日用品の買物をしていますか	「できない」
自分で食事の用意をしていますか	「できない」
自分で請求書の支払いをしていますか	「できない」
自分で預貯金の出し入れをしていますか	「できない」

⑭地域での活動状況

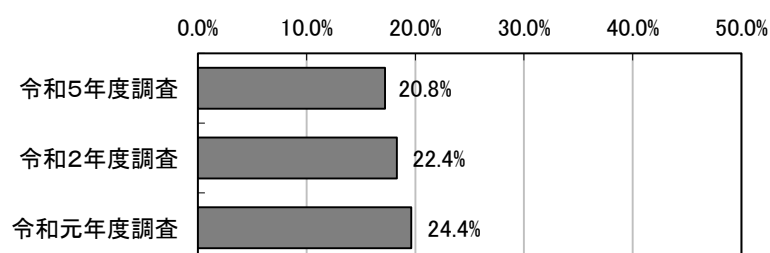
地域でのさまざまな活動への参加状況について、「参加していない」と無回答以外の合計を参加率として比較しました。「ボランティア活動」の参加率は 11.7%、「スポーツ関係のグループやクラブ」の参加率は 20.8%、「趣味関係のグループ」の参加率は 22.6%、「学習・教養サークル」の参加率は 8.2%で、「趣味関係のグループ」への参加率が最も高くなっています。

令和元年度調査、令和2年度調査と比べると、「学習・教養サークル」以外の活動は参加率が年々下がっています。

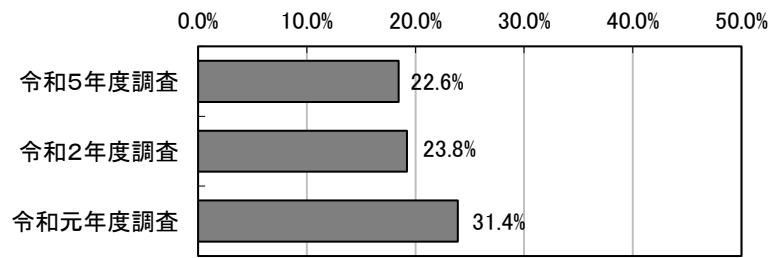
図表 ボランティア活動への参加率



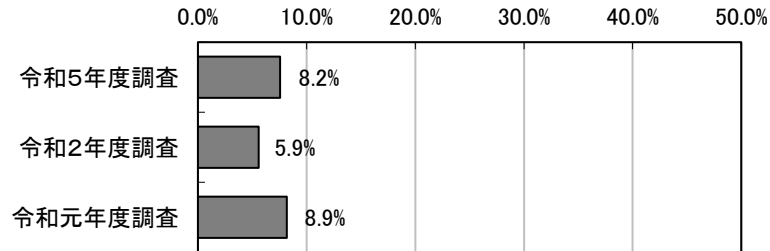
図表 スポーツ関係のグループやクラブへの参加率



図表 趣味関係のグループへの参加率



図表 学習・教養サークルへの参加率

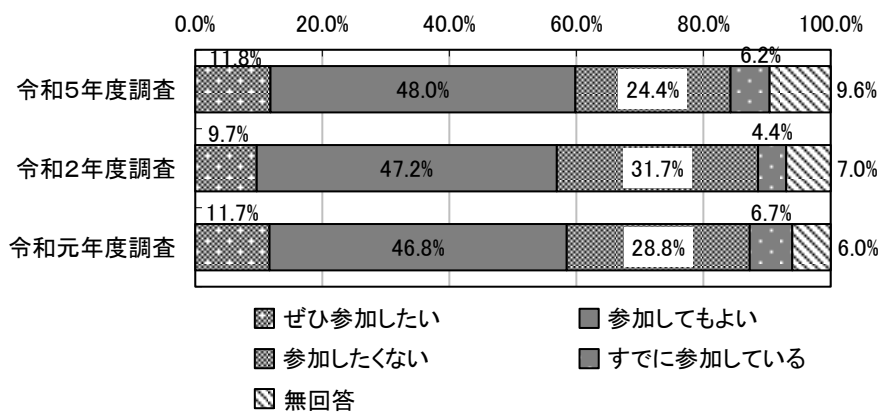


⑮地域住民の有志による地域づくり活動への参加意向

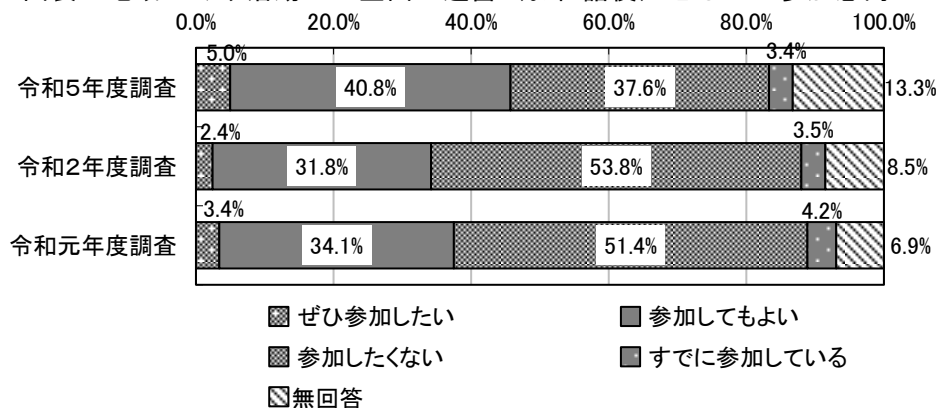
地域住民有志による活動へ、参加者として、「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」と回答した参加意向のある割合は 66.0%となっており、「参加したくない」は 24.4%となっています。

同じく、企画・運営（お世話役）として、「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」と回答した参加意向のある割合は 49.2%となっており、「参加したくない」は 37.6%となっています。

図表 地域づくり活動への参加者としての参加意向



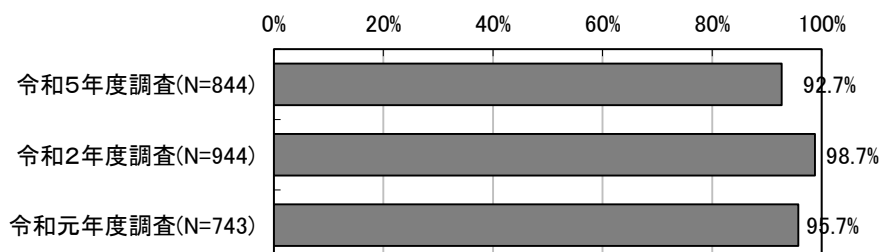
図表 地域づくり活動への企画・運営（お世話役）としての参加意向



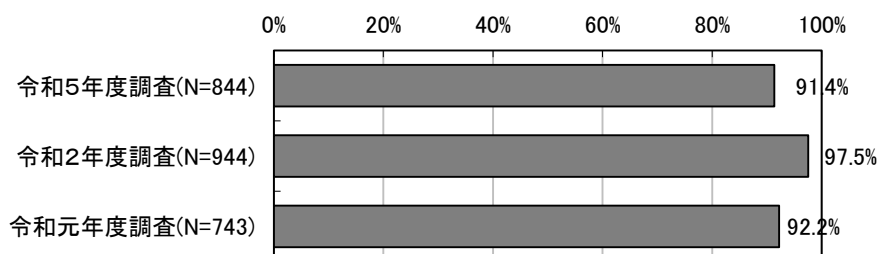
⑩「たすけあい」について

心配ごとや愚痴を聞いてくれる人、聞いてあげる人がいるかについて、「そのような人はいない」と無回答以外の割合を比較しました。聞いてくれる人がいる割合は 92.7%、聞いてあげる人がいる割合は 91.4%で、どちらも令和元年度、令和2年度調査より低くなっています。

図表 心配ごとや愚痴を聞いてくれる人がいる

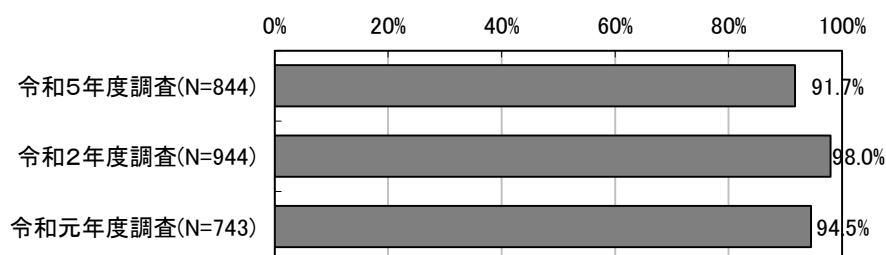


図表 心配ごとや愚痴を聞いてあげる人がいる

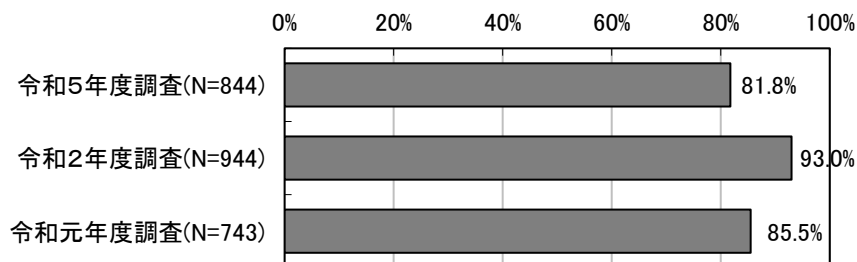


病気で数日間寝込んだときに看病や世話をしてくれる人、してあげる人がいるかについて、「そのような人はいない」と無回答以外の割合を比較しました。看病や世話をしてくれる人がいる割合は 91.7%で、令和元年度、令和2年度より低い傾向にあります。また、看病や世話をしてあげる人がいる割合は 81.8%で、令和元年度、令和2年度調査より低い傾向にあります。

図表 看病や世話をしてくれる人がいる



図表 看病や世話をしてあげる人がいる

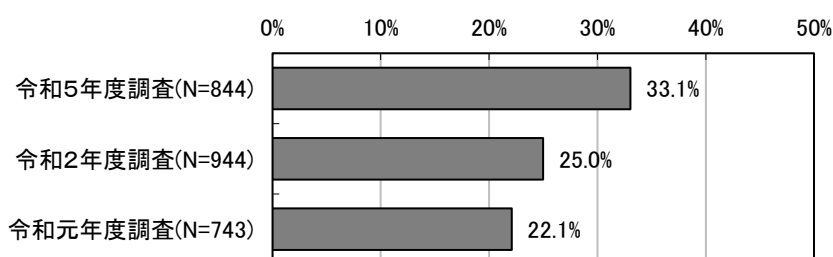


⑰現在の暮らしについて

現在の暮らしの状況を経済的にみてどう思うかについて、「大変苦しい」または「やや苦しい」と回答した割合は33.1%となっています。

令和元年度調査、令和2年度調査と比べると、経済的状況が苦しいと感じている割合が年々高くなっています。

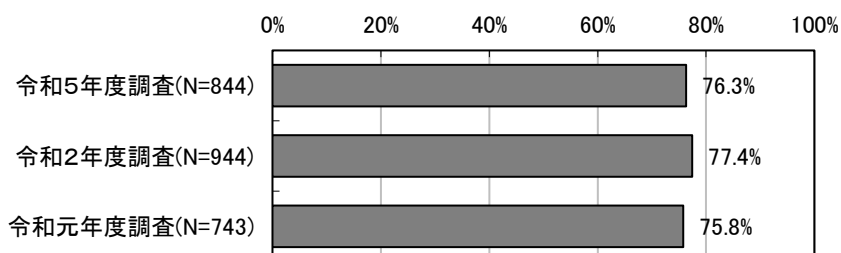
図表 現在の暮らし（経済的状況）が苦しい



⑱主観的健康観

現在の自分の健康状態について、「とてもよい」または「まあよい」と回答した割合は76.3%となっています。令和元年度調査、令和2年度調査と比べると、おおむね同様の結果となっています。

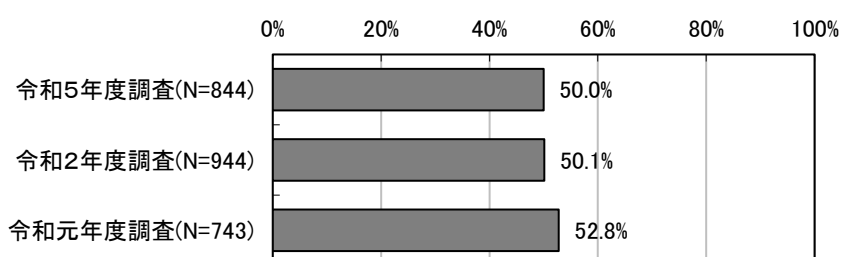
図表 主観的健康状態がよい



⑲主観的幸福観

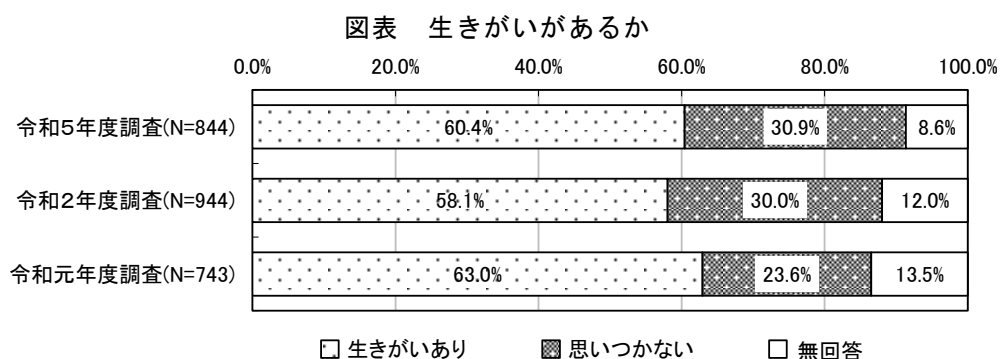
現在どの程度幸せかについて、0点(とても不幸)から10点(とても幸せ)で点数化したときに、8点以上をつけた割合は50.0%となっています。令和元年度調査、令和2年度調査と比べると、おおむね同様の結果となっています。

図表 主観的幸福感が高い



②0 生きがいについて

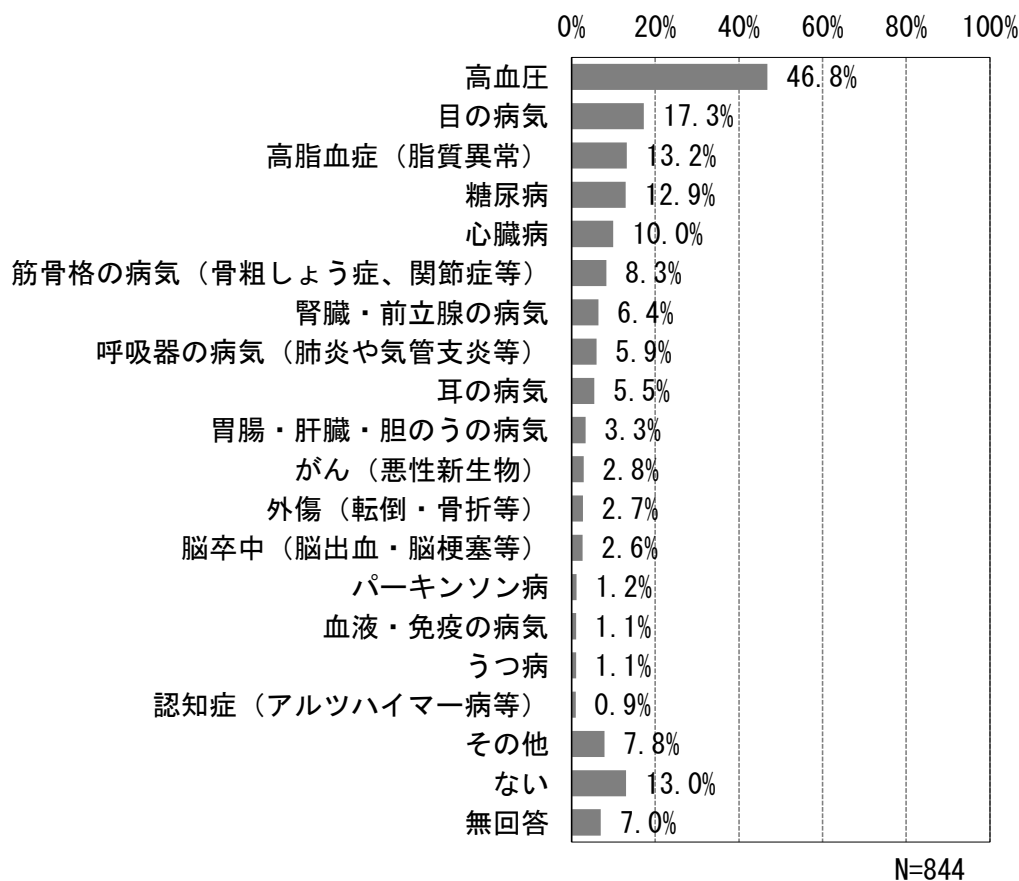
生きがいがあるかについて、「生きがいあり」は 60.4%、「思いつかない」は 30.9%となっています。「生きがいあり」の割合は、令和2年度調査より高く、令和元年度調査より低い傾向にあります。



②1 現在治療中もしくは後遺症のある病気

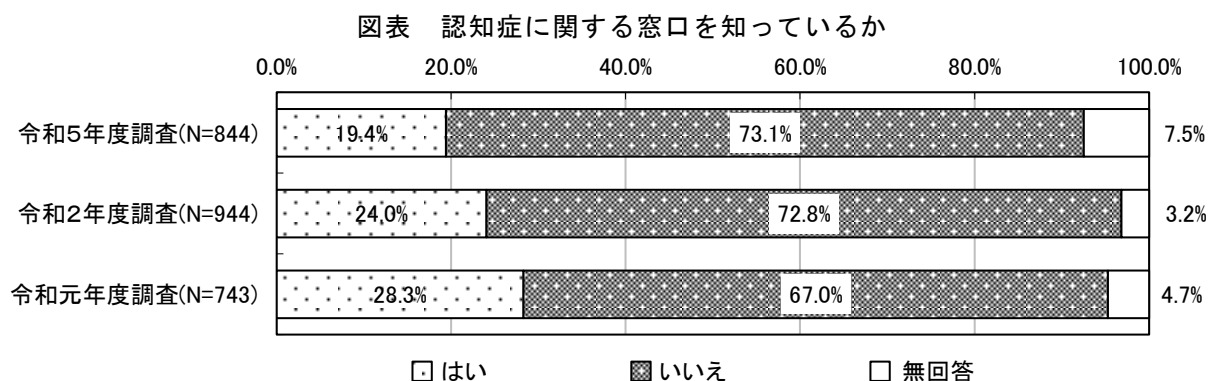
現在治療中の病気、もしくは後遺症のある病気については、「高血圧」が 46.8%と極めて高く、次いで「目の病気」が 17.3%、「高脂血症(脂質異常)」が 13.2%、「糖尿病」が 12.9%となっています。一方、「ない」の割合は 13.0%となっています。

図表 現在治療中もしくは後遺症のある病気（令和5年度）



②認知症に関する相談窓口の周知状況

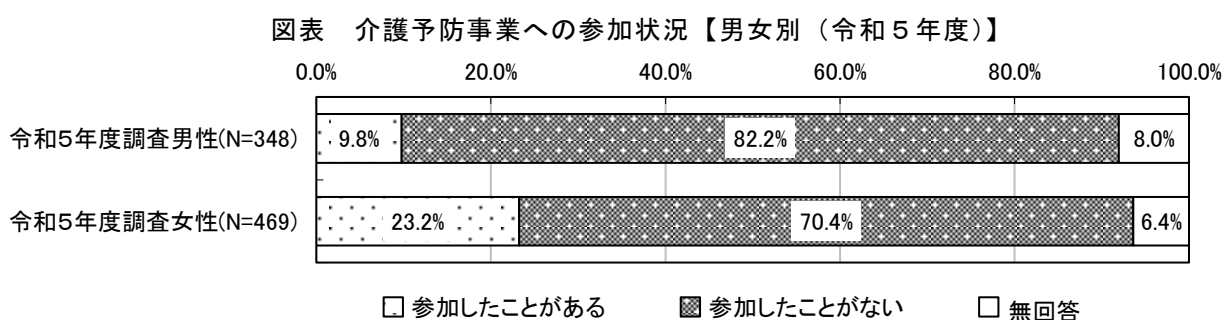
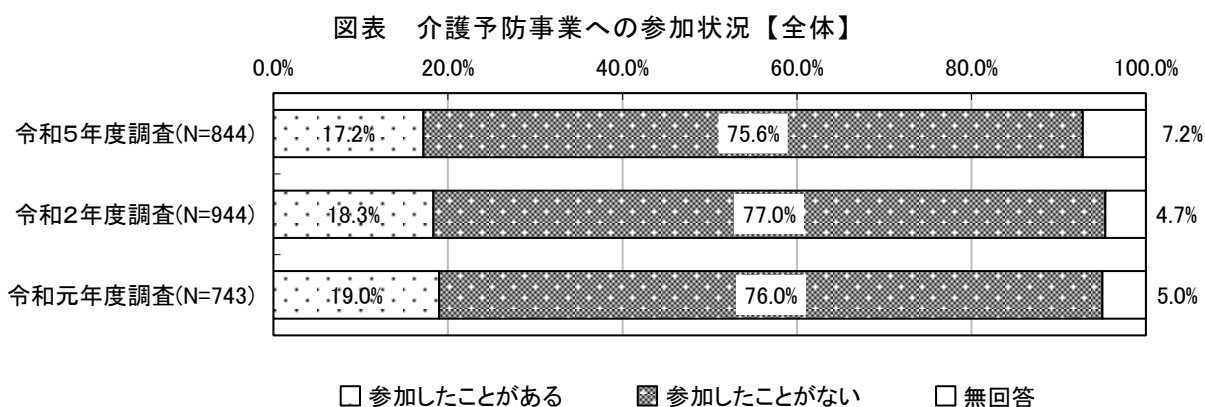
認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が 19.4%、「いいえ」が 73.1%となっており、約 7 割が知らないと回答しています。



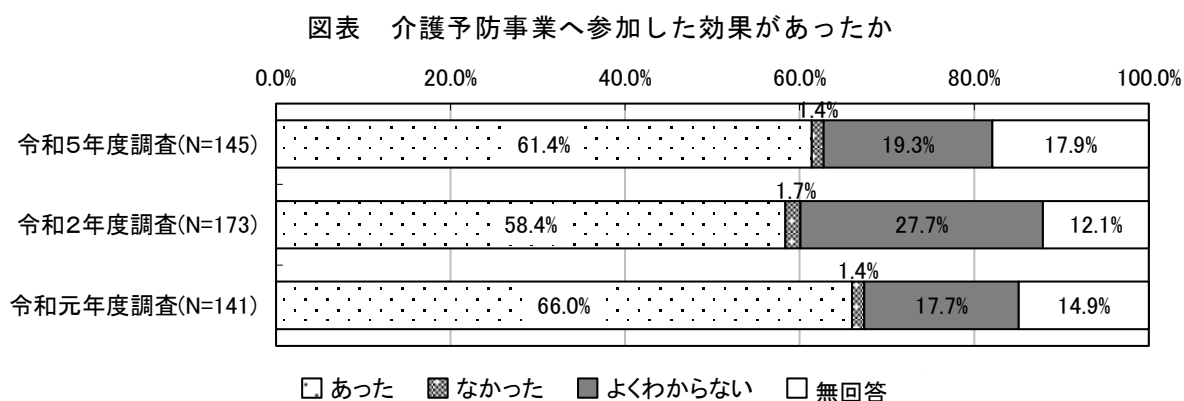
③介護予防事業について

介護予防事業への参加状況について全体でみると、「参加したことがある」が 17.2%、「参加したことがない」が 75.6%となっており、令和元年度調査、令和2年度調査と比べると、「参加したことがある」割合が年々下がっています。

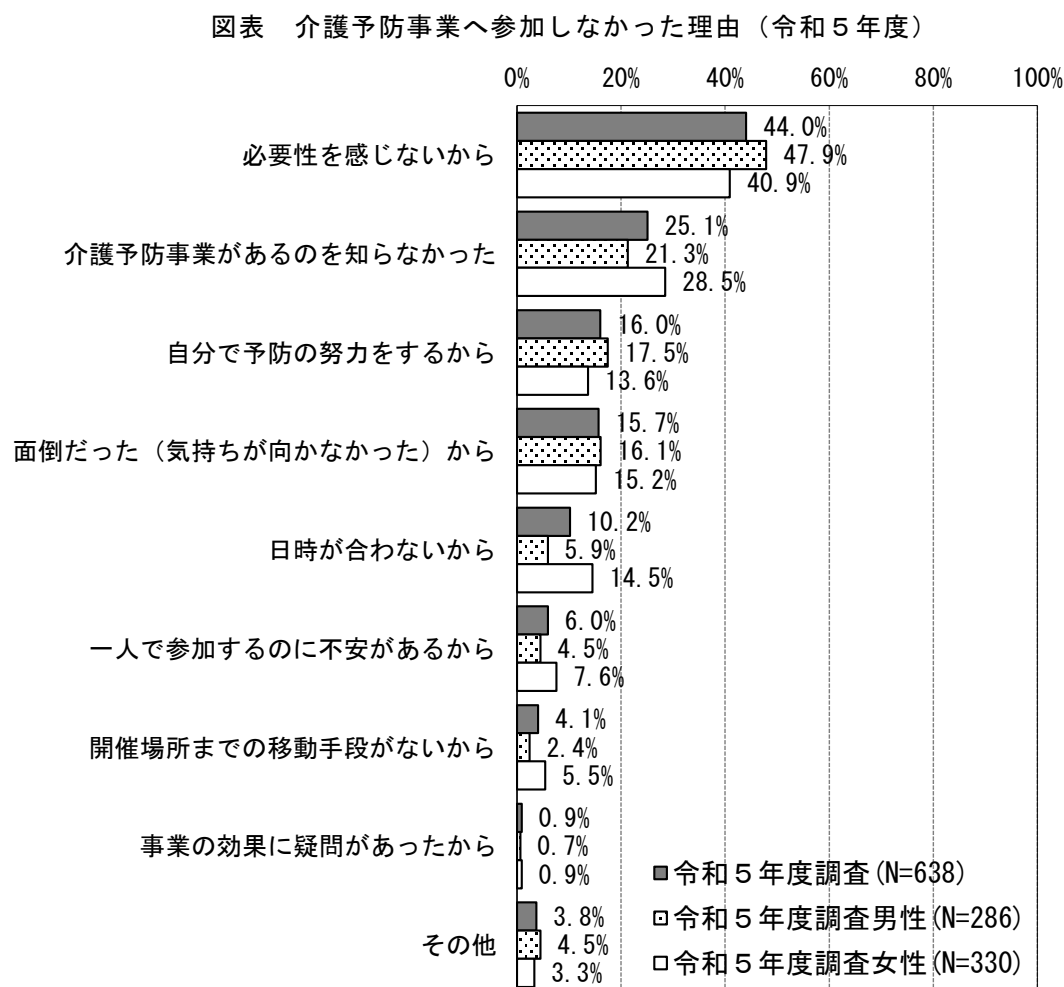
今回調査(令和5年度)について男女別でみると、男性の「参加したことがある」が 9.8%で、女性 23.2%の半分以下の割合となっています。



介護予防事業へ参加したことがあると回答した方が、参加した効果を感じたかについて、効果が「あった」が61.4%、「なかった」が1.4%、「よくわからない」が19.3%となっています。
令和2年度調査と比べると、効果が「あった」が3ポイント高くなっています。



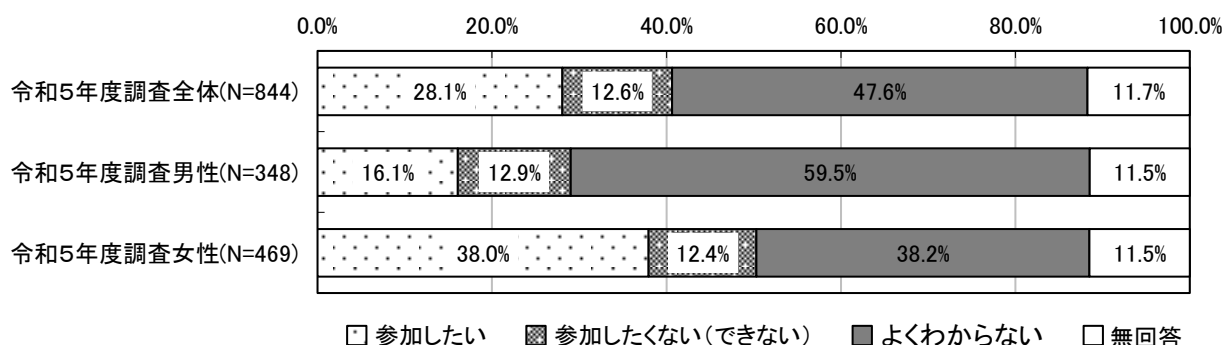
介護予防事業へ参加したことがないと回答した方の、参加しなかった理由については、「必要性を感じなかったから」が44.0%と最も高く、次いで「介護予防事業があるのを知らなかったから」が25.1%となっています。男女別にみても、同様の傾向となっています。



今後の介護予防事業への参加意向については、「参加したい」が 28.1%、「参加したくない」が 12.6%、「よくわからない」が 47.6%となっています。

男女別でみると、男性の「参加したい」が 16.1%で、女性 38.0%の半分以下の割合となっています。

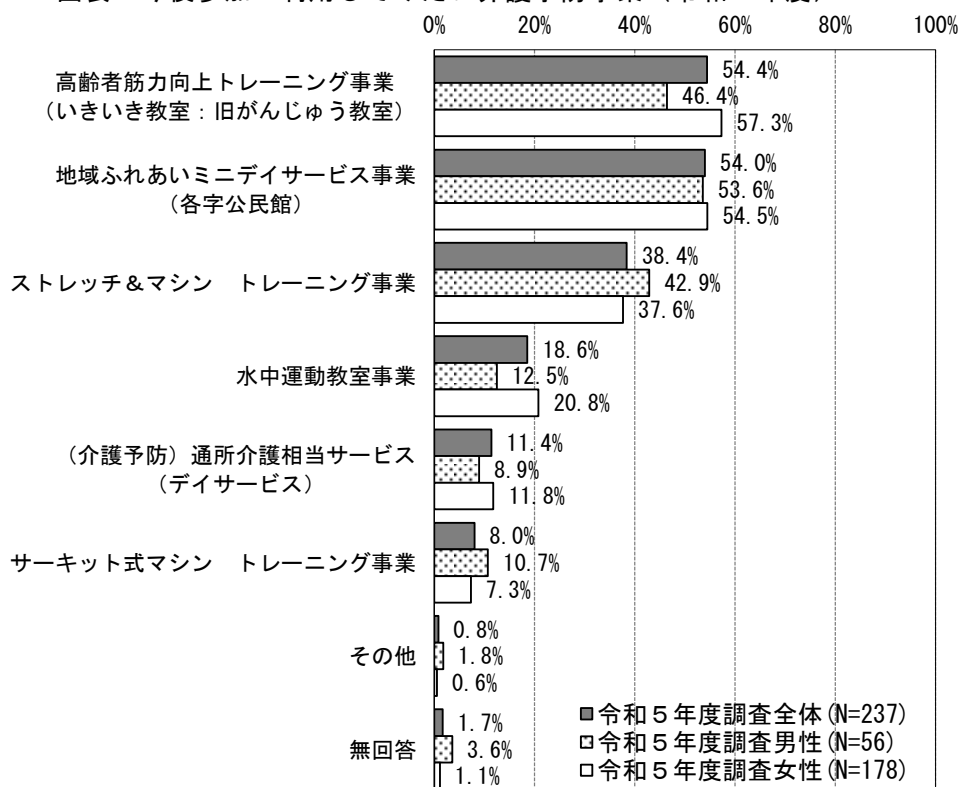
図表 今後、介護予防事業へ参加してみたいか（令和 5 年度）



今後、介護予防事業へ「参加したい」と回答した方が、参加してみたい・利用したい事業について全体でみると、「高齢者筋力向上トレーニング事業(いきいき教室:旧がんじゅう教室)」が 54.4%と最も高く、次いで「地域ふれあいミニデイサービス(各字公民館)」が 54.0%、「ストレッチ & マシントレーニング事業」が 38.4%などとなっています。

男女別でみると、女性は全体と同様の傾向を示しています。男性は「地域ふれあいミニデイサービス(各字公民館)」が 53.6%と最も高く、次いで「高齢者筋力向上トレーニング事業(いきいき教室:旧がんじゅう教室)」が 46.4%、「ストレッチ & マシントレーニング事業」が 42.9%などとなっています。

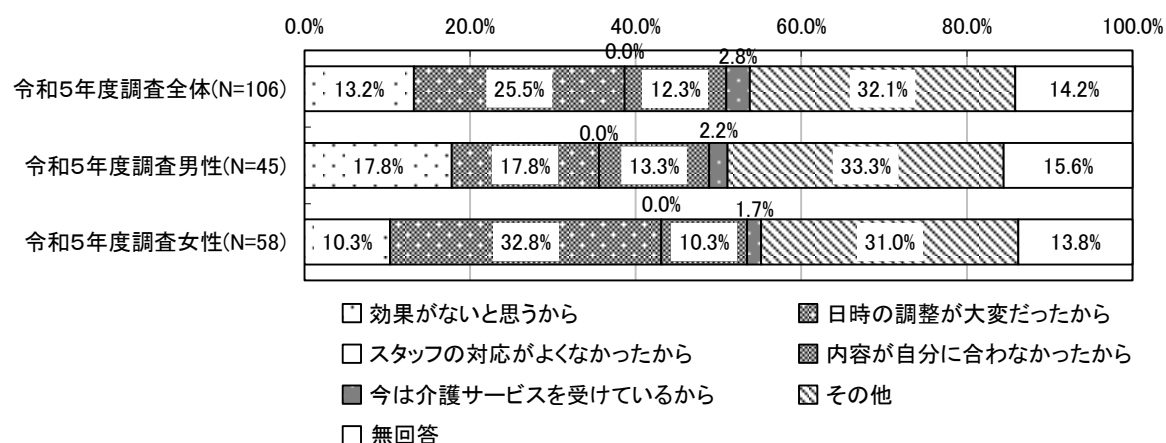
図表 今後参加・利用してみたい介護予防事業（令和 5 年度）



介護予防事業へ「参加したくない」と回答した方の、参加したくない理由について全体で見ると、「その他」が 32.1%と最も高く、次いで「日時の調整が大変だったから」が 25.5%、「効果がないと思うから」が 13.2%などとなっています。

「その他」の主な内容としては、『まだ必要ない』、『仕事などで忙しい』、『面倒』、『病気で参加できない』などがあげられています。

図表 介護予防事業へ参加したくない理由（令和5年度）



3 在宅生活改善調査結果

(1)調査の目的

南城市に住所を持つ方が利用している居宅介護支援事業所及びケアマネジャーを対象に、「過去1年間」に自宅等から居場所を変更した利用者の行先や、現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている方の生活の改善のために必要な支援・サービス等を把握することを目的として実施しました。

(2)本調査の実施概要

①調査対象者

南城市内の全ての居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターならびに南城市のケアプランを作成している居宅介護支援事業所 36 事業所

②調査方法・手法

調査対象事業所へのメール配布・回収による実施

【事業所票】：管理者による記入

【利用者票】：事業所に所属する全てのケアマネジャーによる記入

利用者票の対象者は、1.自宅、2.サービス付き高齢者向け住宅、3.住宅型有料老人ホーム、4.軽費老人ホームのいずれかにお住まいの要支援者・要介護者の人のうち、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」を、ケアマネジャーとしての判断に基づいて選定しています。

③調査期間

令和5年 12 月1日～令和5年 12 月 20 日

※調査期間終了後も一定期間調査票の回収を行った。

④配布数・有効回答数・有効回答率

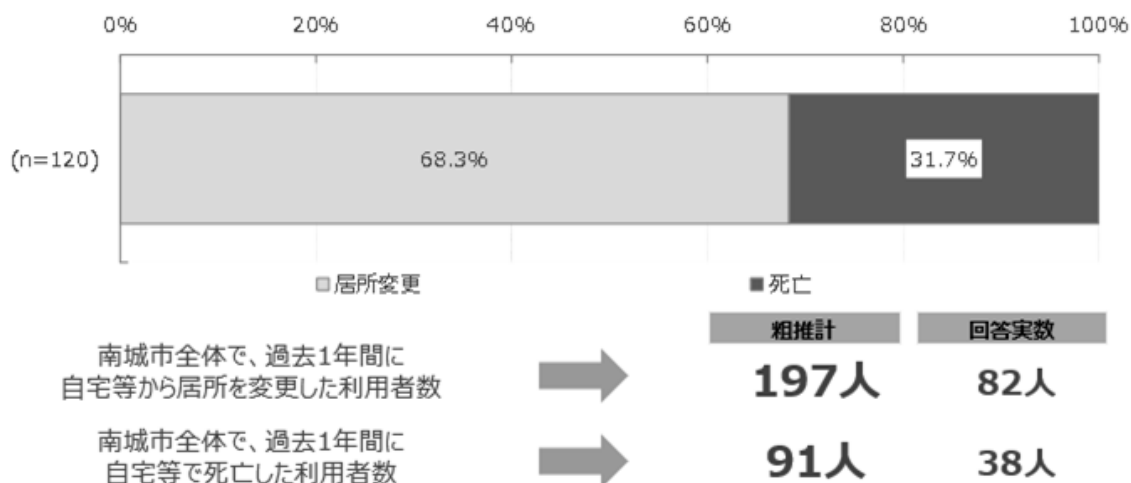
調査票種別	配布数	有効回答数	有効回答率
事業所票	36 事業所	15 事業所	41.7%
利用者票	—	120 人	—

(3)在宅生活改善調査結果概要

①過去 1 年間の居所変更と自宅等における死亡の割合

過去 1 年間で、自宅等から居所を変更した人は、死亡を除くと 82 人(68.3%)となっており、回収率を鑑みた試算によると市全体では 197 人(68.4%)と推計されます。

図表 過去 1 年間の居所変更と自宅等における死亡の割合



②過去 1 年間に自宅等から居場所を変更した利用者の行先別の人数

過去 1 年間に自宅等から居場所を変更した利用者の行先別の人数は、主に市内の「住宅型有料老人ホーム」が 13 人(15.9%)、「特別養護老人ホーム」が 13 人(15.9%)となっています。

図表 過去 1 年間に自宅等から居場所を変更した利用者の行先別の人数

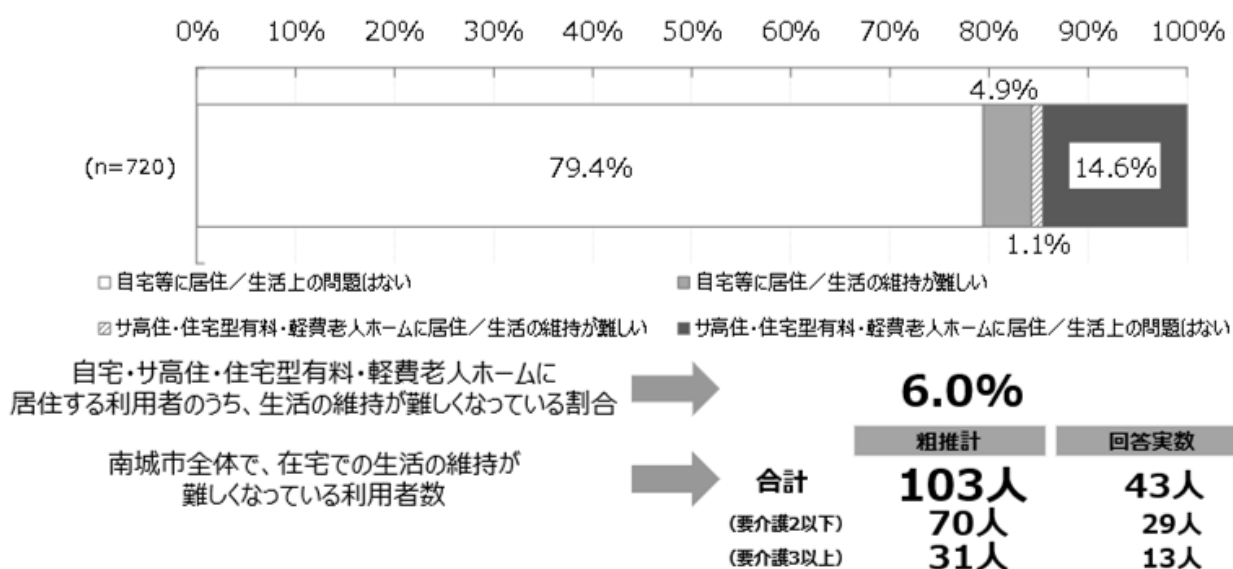
行先	市区町村内	市区町村外	合計
兄弟・子ども・親戚等の家	0人 0.0%	2人 2.4%	2人 2.4%
住宅型有料老人ホーム	13人 15.9%	5人 6.1%	18人 22.0%
軽費老人ホーム	0人 0.0%	5人 6.1%	5人 6.1%
サービス付き高齢者向け住宅	3人 3.7%	0人 0.0%	3人 3.7%
グループホーム	1人 1.2%	0人 0.0%	1人 1.2%
特定施設	3人 3.7%	0人 0.0%	3人 3.7%
地域密着型特定施設	2人 2.4%	1人 1.2%	3人 3.7%
介護老人保健施設	10人 12.2%	2人 2.4%	12人 14.6%
療養型・介護医療院	3人 3.7%	2人 2.4%	5人 6.1%
特別養護老人ホーム	13人 15.9%	0人 0.0%	13人 15.9%
地域密着型特別養護老人ホーム	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
その他	1人 1.2%	3人 3.7%	4人 4.9%
行先を把握していない			13人 15.9%
合計	49人 59.8%	20人 24.4%	82人 100.0%

③現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者

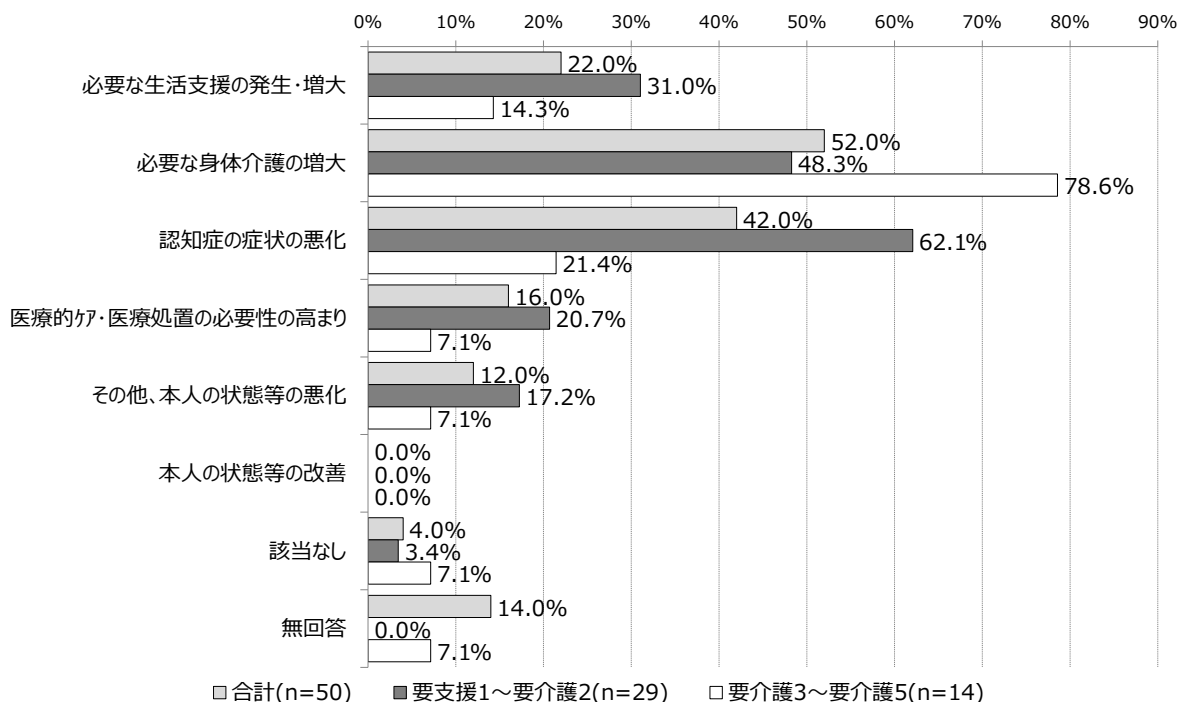
自宅等に居住しており生活の維持が難しくなっている利用者の割合は 4.9%、サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームに居住しており生活の維持が難しくなっている利用者の割合は 1.1%となっています。回収率を鑑みた試算によると、市全体で生活の維持が難しくなっている利用者数は、103 人(6.0%)と推計されます。

生活の維持が難しくなっている理由のうち、本人の状態に属する理由としては、要介護 2 以下では「認知症の症状の悪化」、要介護 3 以上では「必要な身体介護の増大」が高い割合を占めています。家族等介護者の意向・負担等に属する理由としては、「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」が高い割合を占めています。

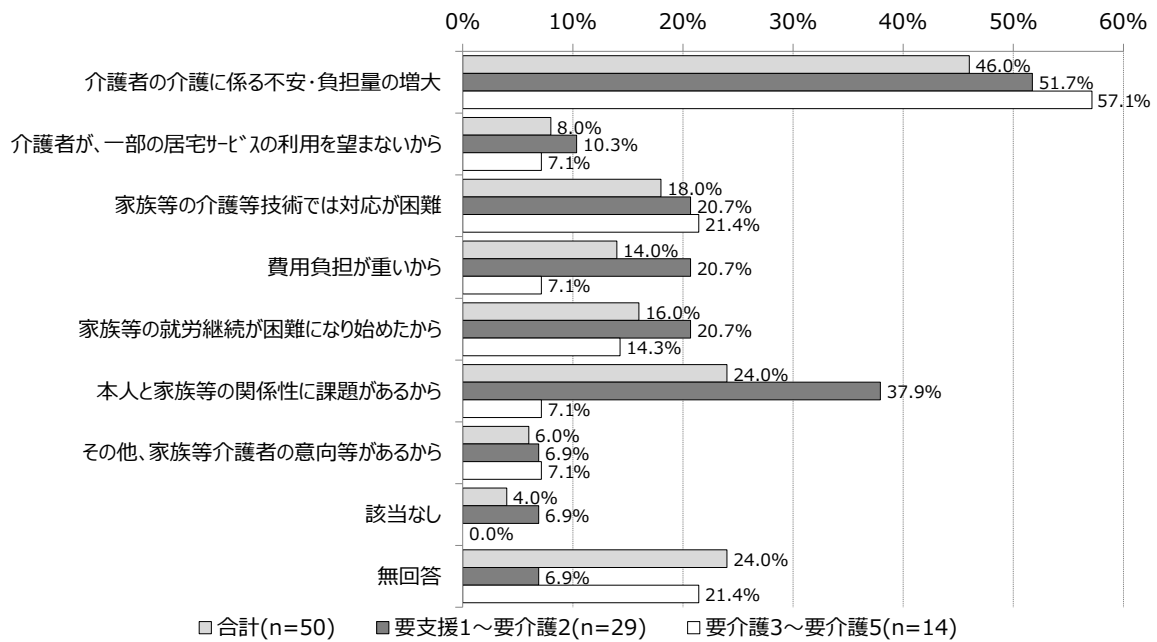
図表 現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者



図表 生活の維持が難しくなっている理由（本人の状態に属する理由）



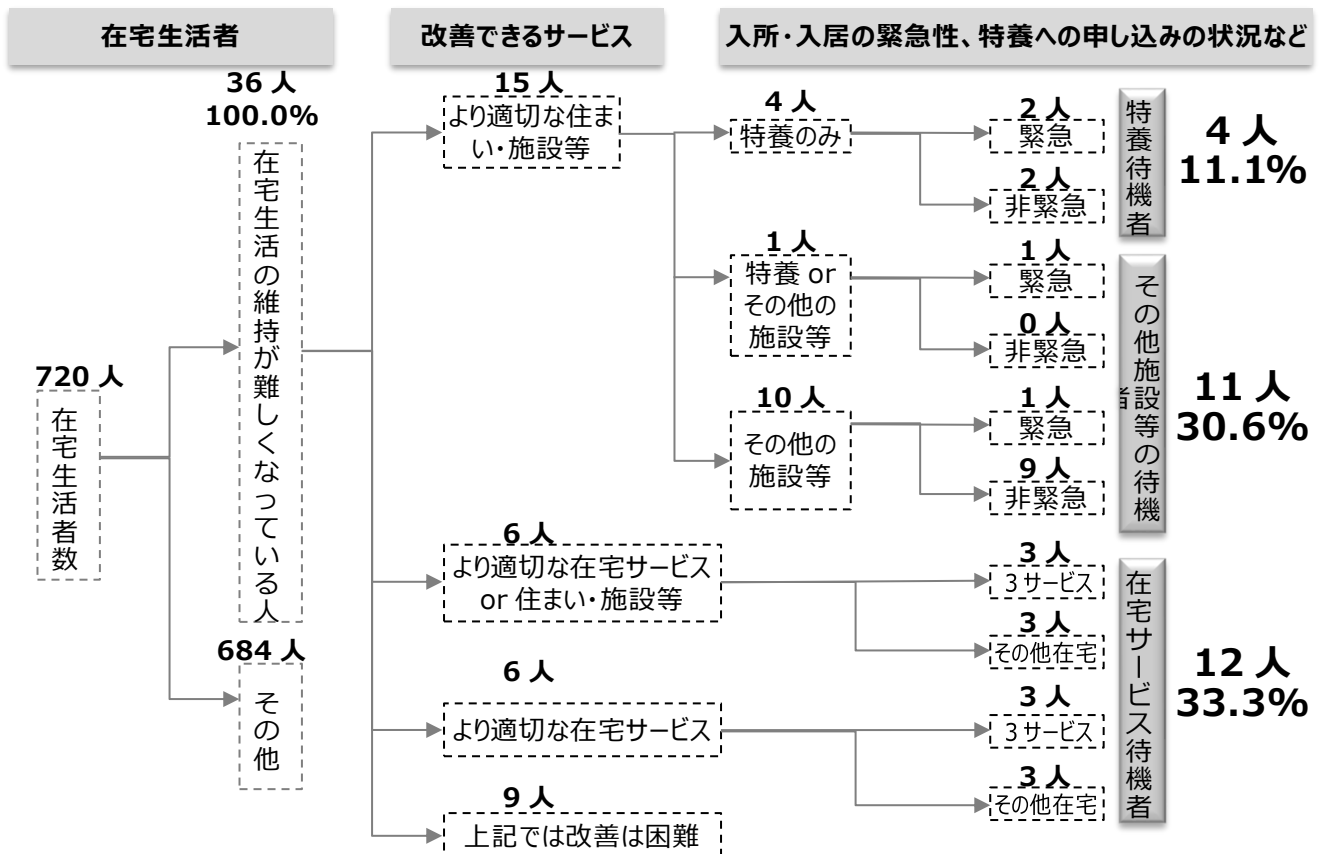
図表 生活の維持が難しくなっている理由（家族等介護者の意向・負担等に属する理由）



④「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更

在宅生活改善調査結果から回収率を鑑みて試算すると、自宅等に居住しており生活の維持が難しくなっている利用者は市全体で 36 人と推計されます。そのうち、特養待機者は 4 人(11.1%)、その他施設等の待機者は 11 人(30.6%)、在宅サービス待機者は 12 人(33.3%)と推計されます。

図表 「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更



4 南城市高齢者保健福祉計画(第8期)評価

(1) 高齢者福祉施策・事業全体の進捗状況

南城市高齢者保健福祉計画(第8期)に定める基本目標ごとの施策について、所管課による自己評価(現況把握・課題整理)を行いました。

75施策中 B 評価が 22 項目(29.3%)、C 評価が 48 項目(64.0%)、D 評価が 5 項目(6.7%)となっています。第8期計画期間中においては、新型コロナウイルス感染症の影響により各施策・事業が停滞したものもあり、おおむね現状維持となっています。

評価基準

評価区分	達成度判断基準
A	個別目標の達成に向けて大きく進展している
B	個別目標の達成に向けておおむね順調に進展している
C	現状維持(現状維持でやむなしも含む)
D	個別目標達成の進捗状況が停滞している
E	実施状況が芳しくなく、施策自体の見直しが必要である(事業廃止等)

第 8 期南城市高齢者保健福祉計画 達成度評価

評価区分	A	B	C	D	E
基本目標					
基本目標1:健康な高齢期を迎えるために	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標2:元気な毎日を送るために	0 0.0%	0 0.0%	17 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標3:自立生活を支えるために	0 0.0%	2 8.3%	19 79.2%	3 12.5%	0 0.0%
基本目標4:認知症への対応を強化するために	0 0.0%	3 60.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標5:支え合いの地域づくり	0 0.0%	7 87.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標6:生きがいのある生活のために	0 0.0%	3 30.0%	5 50.0%	2 20.0%	0 0.0%
基本目標7:安心と安全の生活環境のために	0 0.0%	7 77.8%	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%
合計	0 0.0%	22 29.3%	48 64.0%	5 6.7%	0 0.0%

(2)基本目標別進捗状況

①基本目標1「健康な高齢期を迎えるために」

基本目標1の評価事業数は2事業、評価数(所管課評価)は2評価です。

評価は「A」が 0.0%(0/2)、「B」が 0.0%(0/2)、「C」が 100.0%(2/2)、「D」が 0.0%(0/2)、「E」が 0.0%(0/2)となっています。

40歳代、50歳代の若い年齢層の特定健診受診率が低いため、休日健診の実施、Web予約、コールセンターや健診受診勧奨訪問員による受診勧奨等を引き続き行う必要があります。

地域ふれあいミニデイサービスについては、新型コロナウイルス感染症の影響により参加者数が減少していましたが、令和4年度には参加者数が増えてきている状況です。

基本目標1 健康な高齢期を迎えるために

評価事業	内部評価	備考
(1)生活習慣病予防の取り組みとの連携	C	特定健診受診率 令和2(2020)年度 41.6% 令和3(2021)年度 40.9% 令和4(2022)年度 41.4%
(2)高齢者の健康保持・増進	C	地域ふれあいミニデイサービス 延べ参加者数 令和2(2020)年度 9,804人 令和3(2021)年度 5,407人 令和4(2022)年度 14,286人

②基本目標2「元気な毎日を送るために」

基本目標2の評価事業数は17事業、評価数(所管課評価)は17評価です。

評価は「A」が 0.0%(0/17)、「B」が 0.0%(0/17)、「C」が 100.0%(17/17)、「D」が 0.0%(0/17)、「E」が 0.0%(0/17)となっています。

訪問型サービスA(市が指定した事業所により、調理、掃除等の生活援助の支援として、ヘルパー有資格者や市の研修受講者が訪問し、生活援助を行うサービス)では、久高島におけるヘルパーの確保が課題となっています。

通所型サービスC(施設に通いながら保健・医療の専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間(3～6ヶ月)で支援を行うサービス)では、市内での事業所確保が課題となっています。

今後も、必要な方が適正にサービス利用できるよう、支援を継続していく必要があります。

第8期計画では新型コロナウイルス感染症対策の影響により、利用制限がある事業もあったため、今後は参加しやすい通いの場作り(ミニデイサービス、いきいき教室など)により利用者の増加を図る必要があります。

基本目標2 元気な毎日を送るために

評価事業	内部評価	備 考
(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進		
①訪問型サービスの推進		
①-1 訪問介護	C	延べ利用者数 令和2(2020)年度 616 人 令和3(2021)年度 645 人 令和4(2022)年度 664 人
①-2 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	C	延べ利用者数 令和2(2020)年度 116 人 令和3(2021)年度 108 人 令和4(2022)年度 134 人
①-3 訪問型サービスB (住民主体による支援)	C	実績なし
①-4 訪問型サービスC (短期集中型サービス)	C	実績なし
②通所型サービスの推進		
②-1 通所介護	C	延べ利用者数 令和2(2020)年度 1,874 人 令和3(2021)年度 1,936 人 令和4(2022)年度 2,091 人
②-2 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	C	実績なし
②-3 通所型サービスB (住民主体による支援)	C	実績なし
②-4 通所型サービスC (短期集中型サービス)	C	実績なし
③その他の生活支援サービス	C	継続実施
④介護予防ケアマネジメント	C	ケアプラン作成延べ件数 令和2(2020)年度 1,380 件 令和3(2021)年度 1,384 件 令和4(2022)年度 1,363 件

基本目標2 元気な毎日を送るために

評価事業		内部評価	備 考
(2)一般介護事業の推進			
①介護予防把握事業	C	延べ相談件数 令和2(2020)年度 216 件 令和3(2021)年度 239 件 令和4(2022)年度 300 件	
②介護予防普及啓発事業			
②-1 介護予防の知識の普及啓発	C	継続実施	
②-2 高齢者筋力向上トレーニング事業 (がんじゅう教室) ※令和5年度からは、いきいき教室	C	延べ参加者数 令和2(2020)年度 3,880 人 令和3(2021)年度 4,022 人 令和4(2022)年度 7,428 人	
②-3 介護予防教室	C	延べ参加者数 令和2(2020)年度 846 人 令和3(2021)年度 762 人 令和4(2022)年度 983 人	
②-4 地域ふれあいミニデイサービス事業	C	開催自治会数 令和2(2020)年度 66 か所 令和3(2021)年度 66 か所 令和4(2022)年度 66 か所	
②-5 訪問指導事業	C	実利用者数 令和2(2020)年度 2 人 令和3(2021)年度 5 人 令和4(2022)年度 5 人	
③地域介護予防活動支援事業			
③-1 介護支援ボランティアポイント制度	C	実利用者数 令和2(2020)年度 309 人 令和3(2021)年度 291 人 令和4(2022)年度 324 人	

③基本目標3「自立生活を支えるために」

基本目標3の評価事業数は 24 事業、評価数(所管課評価)は 24 評価です。

評価は「A」が 0.0%(0/24)、「B」が 8.3%(2/24)、「C」が 79.2%(19/24)、「D」が 12.5%(3/24)、「E」が 0.0%(0/24)となっています。

地域包括支援センターについては、令和4年度から市内2か所に地域型センターを設置し、より地域に密着したネットワーク体制の構築が進んでいます。権利擁護の推進については、高齢者虐待防止マニュアルの作成までには至っていない状況です。在宅医療・介護連携の推進については、南部地区医師会と連携した施策・事業の推進を図っています。

「家族介護慰労金支給事業」は、該当者の把握が困難なため事業が停滞している状況にあり D 評価としています。「地域包括支援センターの体制の強化」と「生活支援体制整備事業の推進」は、事業展開について検討する必要があるため D 評価としています。

基本目標 3 自立生活を支えるために

評価事業	内部評価	備 考
(1)包括的支援事業の推進		
①地域包括支援センターの業務整備	B	—
②地域包括支援センターの運営充実		
②-1 地域包括支援センターの周知徹底	B	継続実施
②-2 地域包括支援センターの体制の強化	D	継続実施
②-3 介護予防ケアマネジメント事業の充実	C	継続実施
②-4 相談と情報提供の充実		
②-4-1 相談体制の充実	C	継続実施
②-4-2 情報提供の充実	C	継続実施
②-5 権利擁護の推進		
②-5-1 権利擁護の相談の充実	C	継続実施
②-5-2 「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進	C	日常生活自立支援実利用者数 令和2(2020)年度 16 人 令和3(2021)年度 18 人 令和4(2022)年度 20 人
②-5-3 高齢者虐待の防止と早期発見の推進	C	
②-6 ケアマネジメント支援事業	C	研修会開催数 令和2(2020)年度 8 回 令和3(2021)年度 6 回 令和4(2022)年度 5 回
②-7 地域ケア会議の充実	C	自立支援ケア会議開催数 令和2(2020)年度 7 回 令和3(2021)年度 6 回 令和4(2022)年度 5 回
③在宅医療・介護連携の推進	C	継続実施
④生活支援体制整備事業の推進	D	継続実施

基本目標3 自立生活を支えるために

評価事業	内部評価	備 考
(2)任意事業の充実		
①家族介護用品支給事業	C	実利用者数 令和2(2020)年度 23 人 令和3(2021)年度 25 人 令和4(2022)年度 25 人
②家族介護慰労金支給事業	D	実利用者数 令和2(2020)年度 0人 令和3(2021)年度 0人 令和4(2022)年度 0人
③食の自立支援サービス事業	C	実利用者数 令和2(2020)年度 186 人 令和3(2021)年度 201 人 令和4(2022)年度 169 人
④成年後見制度利用支援事業	C	実利用者数(市長申立件数と報酬助成件数の合計) 令和2(2020)年度 3 人 令和3(2021)年度 2 人 令和4(2022)年度 5 人
⑤夜間・休日の虐待等相談事業	C	実利用者数 令和2(2020)年度 1 人 令和3(2021)年度 0 人 令和4(2022)年度 1 人
⑥緊急通報システム事業	C	実利用者数 令和2(2020)年度 13 人 令和3(2021)年度 13 人 令和4(2022)年度 11 人
(3)市の単独事業の充実		
①外出支援サービス事業	C	実利用者数 令和2(2020)年度 18 人 令和3(2021)年度 23 人 令和4(2022)年度 20 人
②一時保護事業	C	実利用者数 令和2(2020)年度 0 人 令和3(2021)年度 0 人 令和4(2022)年度 0 人
(4)市社会福祉協議会による事業の紹介と支援	C	継続実施
(5)地域密着型サービスの充実		
①認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	C	実利用者数 令和2(2020)年度 38 人 令和3(2021)年度 36 人 令和4(2022)年度 36 人
②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	C	実利用者数 令和2(2020)年度 25 人 令和3(2021)年度 24 人 令和4(2022)年度 24 人

④基本目標4「認知症への対応を強化するために」

基本目標4の評価事業数は5事業、評価数(所管課評価)は5評価です。

評価は「A」が 0.0%(0/5)、「B」が 60.0%(3/5)、「C」が 40.0%(2/5)、「D」が 0.0%(0/5)、「E」が 0.0%(0/5)となっています。

「認知症家族介護者への支援」については、新型コロナウイルスの影響で認知症の人と家族の会南部地区会「みなみの会」が令和2年度～4年度の間活動を休止しましたが、認知症カフェを定期開催するなど、認知症家族介護者への支援を行っていく必要があります。

基本目標 4 認知症への対応を強化するために

評価事業	内部評価	備 考
(1)認知症予防対策の推進	B	介護予防教室延べ参加者数 令和2(2020)年度 846 人 令和3(2021)年度 762 人 令和4(2022)年度 1,300 人
(2)認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築	B	認知症初期集中支援チーム員会議 令和2(2020)年度 6 回 令和3(2021)年度 4 回 令和4(2022)年度 11 回
(3)認知症支援ネットワークづくり	C	継続実施
(4)認知症家族介護者への支援	C	家族介護教室開催数 令和2(2020)年度 - 回 令和3(2021)年度 - 回 令和4(2022)年度 7 回
(5)認知症サポーターの養成	B	サポーター数/養成講座開催数 令和2(2020)年度 124 人/6 回 令和3(2021)年度 153 人/9 回 令和4(2022)年度 80 人/4 回

⑤基本目標5「支え合いの地域づくり」

基本目標5の評価事業数は8事業、評価数(所管課評価)は8評価です。

評価は「A」が 0.0%(0/8)、「B」が 87.5%(7/8)、「C」が 12.5%(1/8)、「D」が 0.0%(0/8)、「E」が 0.0%(0/8)となっています。

「地域支え合い支援事業の推進」は、令和4年度から「ゆいハート地域づくり事業」も加わり、地域支え合い委員会との連携のもと、地域で支援を必要としている住民の見守り活動、地域の相互扶助、見守りネットワーク体制等の確立に取り組んでいます。

基本目標5 支え合いの地域づくり

評価事業	内部評価	備 考
(1)地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進	B	継続実施
(2)地域支え合い支援事業の推進	B	実施自治会数 令和2(2020)年度 14 か所 令和3(2021)年度 19 か所 令和4(2022)年度 16 か所
(3)ボランティア活動の推進		
①ボランティアの育成支援	B	養成研修延べ参加者数 令和2(2020)年度 73 人 令和3(2021)年度 33 人 令和4(2022)年度 13 人
②ボランティア活動の推進	B	ボランティア活動保険 令和2(2020)年度 27 件 令和3(2021)年度 18 件 令和4(2022)年度 18 件
③高齢者のボランティア活動参加促進	C	ボランティアポイント制度 実利用者数 令和2(2020)年度 309 人 令和3(2021)年度 291 人 令和4(2022)年度 324 人
④社会福祉関係機関・団体との連携	B	加入団体数 令和2(2020)年度 48 団体 令和3(2021)年度 48 団体 令和4(2022)年度 51 団体
(4)福祉教育の推進		
①福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進	B	福祉講話件数 令和2(2020)年度 28 件 令和3(2021)年度 23 件 令和4(2022)年度 36 件
②ボランティア活動推進校の指定	B	指定校・指定園数 令和2(2020)年度 小学校 8 中学校 4 幼稚園 1 認可保育園 5 認定こども園 2 令和3(2021)年度 小学校 8 中学校 4 幼稚園 0 認可保育園 5 認定こども園 2 高等専修学校 1 令和4(2022)年度 小学校 8 中学校 5 幼稚園 0 認可保育園 4 認定こども園 2 高等専修学校 1

⑥基本目標6「生きがいのある生活のために」

基本目標6の評価事業数は10事業、評価数(所管課評価)は10評価です。

評価は「A」が0.0%(0/10)、「B」が30.0%(3/10)、「C」が50.0%(5/10)、「D」が20.0%(2/10)、「E」が0.0%(0/10)となっています。

「スポーツ活動の機会の充実」については、壮年ソフトボール大会やスポレクフェスタ等を継続開催していきます。「地域の交流の機会の拡充」については、男性の参加率が低く事業が停滞している状況であるため、男性も参加しやすい内容などの工夫が必要です。

基本目標6 生きがいのある生活のために

評価事業	内部評価	備考
(1)スポーツ、文化・生涯学習活動の充実		
①スポーツ活動の機会の充実	C	壮年ソフトボール大会参加人数 令和2(2020)年度 コロナにより中止 令和3(2021)年度 178人 令和4(2022)年度 231人
②高齢者の生きがい健康づくり事業	B	生きがい健康まつり参加者数 令和2(2020)年度 140人 令和3(2021)年度 242人 令和4(2022)年度 192人
③文化活動、生涯学習機会の充実	B	60歳以上対象講座 令和2(2020)年度 4講座 令和3(2021)年度 5講座 令和4(2022)年度 5講座
④生きがい活動についての情報提供の充実	C	継続実施
(2)ふれあい、交流等の推進		
①地域の交流の機会の拡充	D	地域ふれあいミニデイサービス事業 開催自治会数 令和2(2020)年度 65か所 令和3(2021)年度 66か所 令和4(2022)年度 66か所
②世代間交流の機会の拡充	B	実施校・実施園数 令和2(2020)年度 2園 令和3(2021)年度 3園 令和4(2022)年度 7園
③老人クラブ活動支援の充実	C	会員数 令和2(2020)年度 1,387人 令和3(2021)年度 1,350人 令和4(2022)年度 1,150人
④敬老会の実施	D	参加者数 令和2～4年度 コロナにより中止
(3)就労の支援推進	C	シルバー人材センター会員数 令和2(2020)年度 305人 令和3(2021)年度 232人 令和4(2022)年度 225人
(4)その他の生きがいづくりの推進	C	長寿祝対象者数 令和2(2020)年度 396人 令和3(2021)年度 379人 令和4(2022)年度 439人

⑦基本目標7「安心と安全の生活環境のために」

基本目標7の評価事業数は9事業、評価数(所管課評価)は9評価です。

評価は「A」が0.0%(0/9)、「B」が77.8%(7/9)、「C」が22.2%(2/9)、「D」が0.0%(0/9)、「E」が0.0%(0/9)となっています。

「(1)防犯・防災対策の充実」については、与那原警察署や区・自治会長など関係機関・団体等と連携し、順調に進展しています。

基本目標7 安心と安全の生活環境のために

評価事業	内部評価	備考
(1)防犯・防災対策の充実		
①連携による防犯対策の推進	B	与那原地区安全なまちづくり 推進協議会委員 令和2(2020)年度 27人 令和3(2021)年度 26人 令和4(2022)年度 27人
②自主防犯活動の推進	B	自主防犯ボランティア隊 令和2(2020)年度 70人 令和3(2021)年度 70人 令和4(2022)年度 70人
③防犯灯の設置促進	B	設置灯数 令和2(2020)年度 37灯 令和3(2021)年度 43灯 令和4(2022)年度 46灯
④災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化	B	継続実施
⑤感染症対策	B	継続実施
⑥自主防災組織発足や活動の支援	C	支援回数 令和2(2020)年度 0回 令和3(2021)年度 0回 令和4(2022)年度 1回
⑦犯罪や災害に関する知識の普及	C	消費者教育講座実施団体数 令和2(2020)年度 8団体 令和3(2021)年度 0団体 令和4(2022)年度 4団体
(2)建物や道路、住宅等の環境整備の推進		
①建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進	B	6路線総延長 4260m 令和2(2020)年度 194m 令和3(2021)年度 230m 令和4(2021)年度 370m
②交通安全対策	B	カーブミラー設置本数 令和2(2020)年度 3基 令和3(2021)年度 6基 令和4(2022)年度 12基

5 第9期計画に向けた課題

高齢者に係る統計資料や各種アンケート調査結果及び第8期計画の評価から、第9期計画に向けた課題について、以下のようにまとめました。

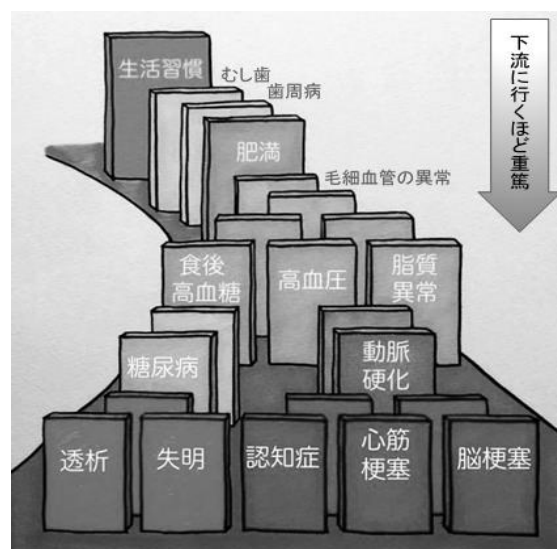
(1)健康づくりへの取り組み

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、現在治療中または後遺症のある病気について、「高血圧」が最も高くなっています。「高血圧」は「認知症」や「脳血管疾患(脳卒中)」につながる疾患であり、この要因として生活習慣病が挙げられます。若年からの生活習慣病の発症予防や早期発見が重要であり、各種検診事業との連携が必要不可欠であると考えられます。

本市では、「元気な高齢期を迎えるために」特定健診受診率の向上を目指し、チラシ、リーフレットの作成、休日健診、コールセンターによる受診勧奨等を行っております。今後は、40歳、50歳の若い世代の受診率の向上が課題となっています。

高齢者の健康維持の取組として、地域ふれあいミニデイ教室において、健康チェックや健康相談等を行っていますが、前期高齢者、男性の参加者が少ないことや身体機能が低下した高齢者の移動支援、公民館以外の通いの場が少ないことが課題となっています。

図表 メタボリックドミノ



(2)介護予防への取り組み

本市の高齢者人口は、増加傾向にあり、年齢別人口構成をみても、今後は後期高齢者を中心とした高齢者人口が増加することが予想され、これに伴い要支援・要介護認定者も増加することが見込まれます。

高齢者が継続して介護予防に取り組むには、高齢者が容易に抱える範囲に通いの場がある必要があり、住民が主体となって運営する自主体操サークル等、継続的な介護予防に取り組む必要があります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、住民主体の通いの場等への参加意向について、参加者として参加したいと回答された方が59.8%、お世話役として参加したい方が45.7%おられます。また、介護予防事業の参加による効果について「効果があった」と回答した方は61.4%いることから、これらの方を中心として、未参加の方に取組効果などを情報提供し、通いの場へと巻き込む取り組みが必要と考えられます。

本市では、「元気な毎日を送るために」、介護予防・生活支援サービスの取組として、訪問型・

通所型サービスを広域が指定した事業所と連携して実施しています。今後の課題として、訪問型サービスAの久高島におけるヘルパーの確保、通所型サービスCの事業実施や総合事業の配食サービス継続利用者の生活評価が課題となっています。

(3)高齢者の自立した生活に対する支援

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、令和4年度から市内2か所に地域型の地域包括支援センターを設置し、より地域に密着した窓口相談、個別訪問などの支援を行っています。

今後も、関係機関ならびに市内福祉事業所等と地域(自治会長・区長、民生委員・児童委員)との連携を進め、困難ケースに対しての継続支援の充実など、地域包括支援センターの機能強化を図る必要があります。

高齢者世帯の全戸訪問による実態把握ができていないことなどが課題となっています。

在宅医療・介護連携の推進については、平成30年度より実施が義務付けられていますが、医療機関が関わるため、南部地区医師会ならびに南部6自治体(南城市、糸満市、豊見城市、南風原町、八重瀬町、与那原町)と連携し、地域課題の共有及び解決に向けて取り組む必要があります。

(4)認知症とその介護者に対する支援

本市の要介護・要支援認定者の日常生活自立度によると、認定者の 76.6%が何らかの認知症(自立以外)を有しています。

在宅生活改善調査結果によると、要介護1～要介護2 認定者の生活の維持が難しくなっている理由として、「認知症の症状の悪化」が高い割合を占めています。

また、家族等介護者における生活の維持が難しくなっている理由としては、「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」があげられています。

認知症の人の介護者が抱える不安や負担を軽減するために、認知症家族介護者向けの認知症カフェの定期開催、認知症に関する相談窓口の周知と認知症の症状や段階ごとに合わせた医療や介護サービス等の提供が必要と考えられます。

また、認知症の人や一人暮らし高齢者が増加するなかで、認知症に対する正しい知識や理解に基づいた地域住民の見守りや、認知症サポーターの養成、チームオレンジの取組が必要と考えられます。

(5)支え合いの地域づくり

人びとの暮らしや地域のあり方が多様化しているなか、高齢者を取り巻く福祉課題は複合化・複雑化しており、平成30年度に国が新たに「地域共生社会」の概念を示したことから、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築し、支援体制の機能強化が重要な課題となっています。

行政内の各課が横断的につながり、市民・事業者・各種団体など福祉に関わる様々な関係者のネットワークを強化し、包括的に福祉課題に取り組んでいく必要があります。

本市では、ボランティアに対するポイント制度の実施や、小中高学校のボランティア活動の推

進、見守り活動などを行っています。今後は、地域の支えあいや有償ボランティアによる対応が重要となり、ボランティア体制の構築・強化が必要になると考えられます。

(6)地域活動への参加、生きがいづくり

高齢化が一層進む中、高齢者が地域活動に積極的に参加することは、より自分らしく生きがいのある生活を送る必要があります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、地域活動への参加状況について、いずれの活動においても、不参加者の割合が高く、前回調査と比較し、参加者の割合は少なくなっています。また、生きがいの有無について「生きがいあり」と回答した割合が最も高いものの、生きがいについて「思いつかない」と回答した方も30.9%おられます。

第8期計画において、「高齢者の生きがいのある生活のために」、スポーツ・文化の充実、地域及び多世代交流、就労支援等を行いました。第8期計画期間中は新型コロナウイルス感染症対策の影響により、利用を制限する事業もありました。第9期計画では、コロナ禍前の水準に回復できるよう、利用者のニーズに合った社会参加機会の創出や、経験や知識を活かして活躍できる就業環境及びボランティア活動参加を支援する必要があります。

第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

国の基本指針では、第6期(平成 27 年度～29 年度)以降の市町村計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025 年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしており、第8期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025 年を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進を重要視しています。

第9期計画においてもこの基本指針を踏襲し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「住まい」、「介護予防・生活支援」、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」の 5 つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築ならびに地域共生社会の実現に向けた基盤の整備が重要となります。



出典：平成 28 年 3 月 地域包括ケア研究会報告書より

市の総合計画の基本指針「ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり」の中で「暮らしの充実と豊かさ」を基本施策として掲げています。

総合計画より時期的に先行して策定された現在の高齢者保健福祉計画の方向性が盛り込まれており、特に「福寿」という言葉は総合計画でも使用されています。

第8期南城市高齢者保健福祉計画では「福寿の郷・南城 元気いっぱいの高齢期を過ごすために」を基本理念として掲げ、高齢期を元気に過ごしていけるような高齢者福祉の展開を進めてきました。

この基本理念は、2025 年までの中長期的な視野にあたり、地域の将来の姿を踏まえたまちづくりの普遍的な目標であると考えられます。

今後も、健康寿命を延ばすための健康づくり、高齢者の介護予防の強化、日常生活の支援体制の確立、支え合う地域づくり、生きがいづくり、認知症への対応、安心・安全の生活環境づくり、地域共生社会の構築が重要であると考えられ、本計画においても現行計画の基本理念を継承し、下記のとおりとします。

図表 基本理念

福寿の郷・南城

元気いっぱいの高齢期を過ごすために

2 基本目標の設定

本市の高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを感じ、尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができるよう、次の 7 つの基本目標を掲げ高齢者福祉施策を展開します。

基本目標1 健康な高齢期を迎えるために

基本目標2 元気な毎日を送るために

基本目標3 自立生活を支えるために

基本目標4 認知症への対応を強化するために

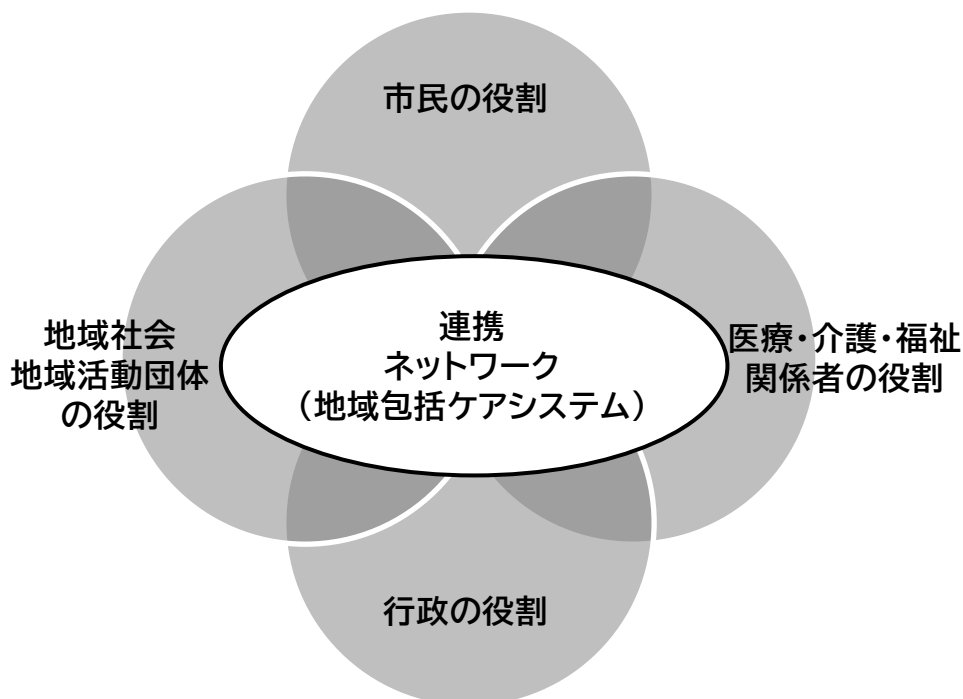
基本目標5 支え合いの地域づくり

基本目標6 生きがいのある生活のために

基本目標7 安心と安全の生活環境のために

3 施策の展開

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるように、市民、地域社会・地域活動団体、医療・介護・福祉関係者、行政が、それぞれの役割を果たしながら連携を深め、一体的に高齢者福祉施策を展開していきます。



(1)市民の役割

生涯を通じて自らの健康に関心を持ち、その保持・増進に努めるとともに、健康寿命を延伸するため、積極的に健康づくり・介護予防に取り組むことが重要です。

趣味や学習、社会参加などの活動を通じて自己実現を図るなど、主体的・積極的に人生を送ることが重要です。

ボランティア活動に積極的に参加するなど、地域とつながることが重要です。

自分らしい暮らしを実現できるよう、適切なサービスなどを利用しながら、症状や要介護度が悪化しないように生活することが重要です。

(2)地域社会・地域活動団体の役割

地域住民による支え合いの役割がますます大きくなってきており、誰もがお互いに助け合う地域コミュニティを形成することが重要です。

市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、これまで以上に福祉関係者や関係機関などと連携し、支援に取り組むことが重要です。

老人クラブやシルバー人材センターなどは、加入者全体の福祉向上を目指した取り組みを強化することが重要です。

(3)医療・介護・福祉関係者の役割

市民が適切な支援を受けながら、安心して在宅療養生活を送ることができるよう、医療、介護、福祉関係者の連携を充実させていくことが期待されます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携(横のつながり)を密接にし、サービスの質の向上を図りながら、引き続き個々の状況に応じた適正なサービスを提供することが重要です。

(4)行政の役割

市は、市民の福祉の向上を目指して、市民ニーズなどの現状把握や施策・事業の進捗管理などを通して、本計画に位置づけた施策・事業を総合的・一体的に推進します。

これまで構築してきた地域包括ケアシステムについて、市民や関係団体による主体的な支え合いの活動を支援することにより、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

4 施策の体系

基本目標1：健康な高齢期を迎えるために	
基本施策	事業・取組み
(1)生活習慣病予防の取り組みとの連携	①特定健診の実施 ②特定保健指導の実施
(2)高齢者の健康保持・増進	①ミニデイサービス・いきいき教室の推進

基本目標2：元気な毎日を送るために	
基本施策	事業・取組み
(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進	①訪問型サービスの推進 ①-1.訪問介護 ①-2.訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) ①-3.訪問型サービスB(住民主体による支援) ①-4.訪問型サービスC(短期集中型サービスC)
	②通所型サービスの推進 ②-1.通所介護 ②-2.通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) ②-3.通所型サービスB(住民主体による支援) ②-4.通所型サービスC(短期集中型サービスC)
	③その他の生活支援サービス
	④介護予防ケアマネジメント
(2)一般介護事業の推進	①介護予防把握事業
	②介護予防普及啓発事業 ②-1.介護予防の知識の普及啓発 ②-2.高齢者筋力向上トレーニング事業(いきいき教室) ②-3.地域ふれあいミニデイサービス事業 ②-4.訪問指導事業 ②-5. 自主体操サークル立ち上げ応援事業
	③地域介護予防活動支援事業 ③-1.介護支援ボランティアポイント制度

基本目標3：自立生活を支えるために	
基本施策	事業・取組み
(1) 包括的支援事業の推進	①地域包括支援センターの業務整備
	②地域包括支援センターの運営充実 ②-1.地域包括支援センターの周知徹底 ②-2.地域包括支援センターの機能強化 ②-3.介護予防ケアマネジメント事業の充実 ②-4.総合相談と情報提供の充実 ②-4-1.総合相談体制の充実 ②-4-2.情報提供の充実 ②-5.権利擁護の推進 ②-5-1.権利擁護の相談の充実 ②-5-2.「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進 ②-5-3.高齢者虐待の防止と早期発見の推進 ②-6. 包括的、継続的ケアマネジメント支援事業 ②-7.地域ケア会議の充実
	③在宅医療・介護連携の推進
	④生活支援体制整備事業の推進
(2) 任意事業の充実	①家族介護用品支給事業
	②家族介護慰労金支給事業
	③食の自立支援サービス事業
	④成年後見制度利用支援事業
	⑤夜間・休日の虐待等相談事業
	⑥緊急通報システム事業
(3) 市の単独事業の充実	①外出支援サービス事業
	②一時保護事業
	③南城市 N バス運賃支援事業
	④加齢性難聴者補聴器購入助成事業
(4) 市社会福祉協議会が行う取組みの紹介支援	
(5) 地域密着型サービスの充実	①認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
	②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
	③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

基本目標4：認知症への対応を強化するために	
基本施策	事業・取組み
(1)認知症予防対策の推進	
(2)認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築	
(3)認知症支援ネットワークづくり	
(4)認知症家族介護者への支援	
(5)認知症サポーターの養成	

基本目標5：支え合いの地域づくり	
基本施策	事業・取組み
(1)地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進	
(2)地域支え合い支援の推進	
(3)ボランティア活動の推進	①ボランティアの育成支援
	②ボランティア活動の推進
	③高齢者のボランティア活動参加促進
	④社会福祉関係機関・団体との連携
(4)福祉教育の推進	①福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進
	②ボランティア活動推進校の指定

基本目標6：生きがいのある生活のために	
基本施策	事業・取組み
(1)スポーツ、文化・生涯学習活動の充実	①スポーツ活動の機会の充実
	②高齢者の生きがい健康づくり事業
	③文化活動、生涯学習機会の充実
	④生きがい活動についての情報提供の充実
(2)ふれあい、交流等の推進	①地域の交流の機会の拡充
	②世代間交流の機会の拡充
	③老人クラブ活動支援の充実
	④敬老会の実施
(3)就労の支援推進	
(4)その他の生きがいづくりの推進	

基本目標7:安心と安全の生活環境のために

基本施策	事業・取組み
(1)防犯・防災対策の充実	①連携による防犯対策の推進
	②自主防犯活動の推進
	③防犯灯の設置促進
	④災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化
	⑤感染症対策
	⑥自主防災組織発足や活動の支援
	⑦犯罪や防犯に関する知識の普及
(2)建物や道路、住宅等の 環境整備の推進	①建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進
	②交通安全対策

5 アウトカム指標の設定

本計画の進捗状況を定量的に把握するため、以下の指標を用いて効果の評価を行います。

指標	評価方法	評価時期
① 65 歳以上新規認定申請者数及び割合	年度ごとに年間の新規認定申請者の状況を集計し、時系列評価を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 (新規認定申請者割合＝新規認定者数÷高齢者数)	年度末
② 65 歳以上新規認定者数及び割合 (要支援・要介護度別)	年度ごとに年間の新規認定者の状況(要支援・要介護度別)を集計し、時系列評価を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 (新規認定者割合＝新規認定申請者数÷高齢者数)	年度末
③ 65 歳以上要支援・要介護認定率 (要支援・要介護度別)	年度ごとに任意の時点の要支援・要介護認定率(要支援・要介護度別)を集計し、時系列評価を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 (認定率＝認定者数÷高齢者数)	年度末
④ 健康寿命延伸の実現状況	介護予防を含む介護保険事業全体を運営する上での目標である、健康寿命延伸の実現状況の評価に活用する。 (年齢調整後の認定率) ※客観的評価のため、健康寿命の補完的指標を参考	年度末
⑤ 住民の幸福感の向上	住民が生きがいのある自分らしい人生を送るという介護予防の目的の達成状況を評価する観点から、住民の幸福感の評価に活用する。 (日常生活圏域二一ズ調査に調査項目あり) ※日常生活圏域二一ズ調査は対象者が限られていることから評価にあたっては留意が必要。	日常生活圏域二一ズ調査実施時
⑥ 介護給付費・予防給費の支出額	【独自設定】 年度ごとに介護給付費・予防給付費を把握し、時系列評価を行うことで、各給付費の推移状況を生活支援の充実状況に活用する。	年度末

(参考)地域支援事業実施要綱 別添4 総合事業の事業評価

(補足:指標取得方法) ①～③:沖縄県介護保険広域連合ホームページの統計資料

④、⑥:沖縄県介護保険広域連合 地域支援事業担当より提供

第4章 高齢者福祉施策の展開

基本目標1 健康な高齢期を迎えるために

(1)生活習慣病予防の取り組みとの連携〔所管課：健康増進課〕

【これまでの取組】

寝たきりや認知症の方を減らすためにも、高齢期を迎える前からの対策として介護予防の事業と連携し、若い世代から高齢者までの健康づくりを推進しています。市の実態をより深く把握しデータの整理及び対応策の検討を行うほか、糖尿病や高血圧、脳血管疾患、心不全等の生活習慣病発症予防や重症化予防に取り組んでいます。また、特定健診受診率の向上を目指し、休日健診の実施、コールセンターや健診受診勧奨訪問員による受診勧奨を行っています。

課題としては、特定保健指導率は、国の目標である60%以上を達成していますが、40代、50代の若い年齢層や通院治療中の方の受診率や継続受診率が低いことがあげられます。

また、健診結果では、重症化予防対象者で継続受診者は4割以上の方が改善しています。しかし、治療だけでは解決が難しく、肥満症を含めたメタボリックシンドロームや糖尿病の増加が見られます。

【今後の方向性】

特定健診受診率の向上については、これまでの取り組みを充実させ、更に健康教育等のポピュレーションアプローチ※を通じて市民へ広く啓発していきます。健診の必要性を理解してもらうことで段階的に受診率の向上を目指していきます。また、健診を受けた人が次年度も継続して受診していけるよう強化していきます。

保健指導は、肥満症を含めメタボリックシンドロームは糖尿病や高血圧等の生活習慣病の発症予防及び重症化予防に効果的であることから次年度も継続して取り組みます。

生活習慣病は、子どもの頃からの習慣が要因となりえるため、予防策を継続、充実していきます。

生活習慣病の予防には、栄養面も重要であるため、栄養指導や食習慣の普及について推進を図ります。

※「ポピュレーションアプローチ」とは、多くの人々が少しずつリスクを軽減することで、集団全体としては多大な恩恵をもたらすことに注目し、集団全体をよい方向にシフトさせること。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
特定健診受診率の向上	41.6%	40.9%	41.4%	60.0%
特定保健指導実施率の向上	72.0%	67.0%	74.7%	75.0%

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(2)高齢者の健康保持・増進〔所管課:生きがい推進課〕

【これまでの取組】

地域ふれあいミニデイサービス事業については、市内 70 自治会のうち 67 自治会にて、健康相談やレクリエーション等を実施し、高齢者の社会的孤立感の解消および介護予防を促進しています。そのうち、「大里グリーントウン自治会」、「久高区」、「つきしろ自治会」では自主運営を行っています。開催の無い自治会に対しては、開催に向けた呼びかけを行っています。

高齢者筋力向上トレーニング事業「いきいき教室(旧:がんじゅう教室)」では、身体機能の向上・維持の為、ストレッチやトレーニングを実施しています。令和3年度からはオンライン教室も実施しています。

各取組に共通して、新型コロナウイルス感染症の影響により人数制限有りの開催となったため、参加者が減少しました。また、前期高齢者や男性の参加者が少ないことが課題となっています。

【今後の方向性】

地域ふれあいミニデイサービス事業については、開催の無い3自治会へアプローチを行い、全自治会での開催を目指し、週1回の運動と外出に繋がるよう努めていきます。

高齢者筋力向上トレーニング事業「いきいき教室」については、これまでの各地区開催から、集合型(ワンセンター)で開催を行い、より充実した身体機能の向上に繋がる内容を提供します。介護予防に効果的な運動に加え、地域でも自主的に取組ができるような運動メニューを考案する等、南城市民に合わせた基本運動の普及や実施に努めます。

【プロセス指標】

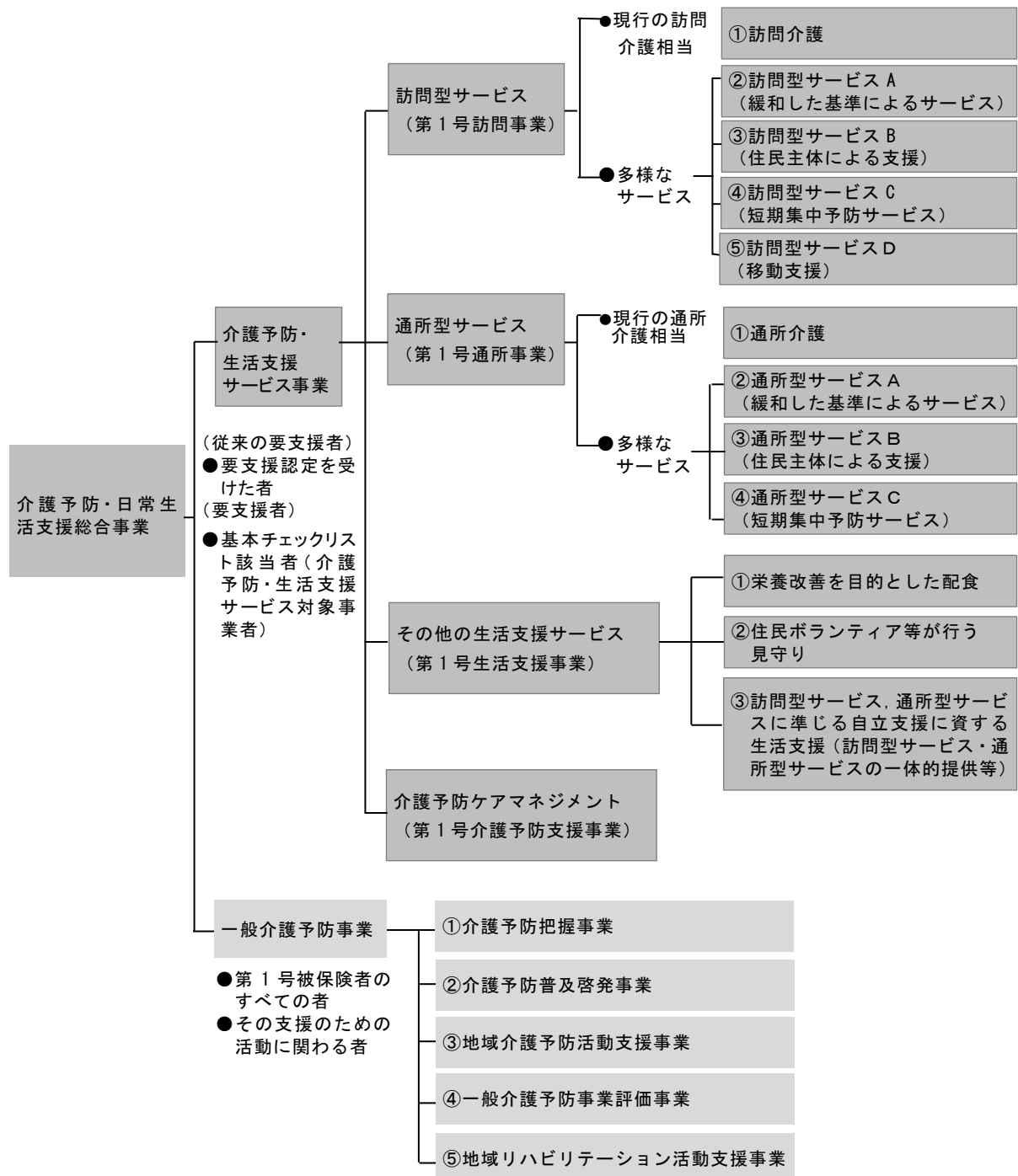
指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
地域ふれあいミニデイサービス事業 (延べ参加人数)	9,804 人	5,407 人	14,286 人	18,000 人
高齢者筋力向上トレーニング事業 (いきいき教室)(延べ参加人数)	3,880 人	4,022 人	7,428 人	11,500 人

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標によっては、目標値を設定していません。

基本目標2 元気な毎日を送るために

介護予防・日常生活支援総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つに分類されています。

図表 介護予防・日常生活支援総合事業体系図



(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進〔所管課：生きがい推進課〕

①訪問型サービスの推進

日常生活において訪問型の支援を必要とする要支援者等を対象に、既存の介護予防訪問介護に加え、住民主体の支援等も含め、多様な支援を行い、介護状態の悪化防止を図ります。

①-1. 訪問介護

【これまでの取組】

市が指定した事業所により、入浴、排せつ等の身体介護を中心とした日常生活の支援として、介護福祉士やホームヘルパーなどの介護専門職が訪問し、サービスを行っています。

【今後の方向性】

今後も、本サービスが必要な方が適正にサービスが利用できるように支援します。

①-2. 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

【これまでの取組】

市が委託した事業所により、調理、掃除等の生活援助の支援として、ヘルパー有資格者や市の研修受講者が訪問し、生活援助を行っています。久高区におけるヘルパー確保が課題として挙げられます。

【今後の方向性】

今後も、必要な方が適正にサービスを利用できるよう、地域包括支援センター職員や介護保険サービス提供事業所等との連携・共有を強化します。

①-3. 訪問型サービスB(住民主体による支援)

【これまでの取組】

有償・無償のボランティア等により、短時間で可能な調理、掃除等の生活援助を行うため、住民ニーズや委託先についての情報収集を行っています。

【今後の方向性】

生活支援コーディネーターや地域型包括支援センター等と連携し、住民ニーズの把握・整理、受け入れ団体等の情報収集を行い、必要なサービスの事業化に努めます。

①-4. 訪問型サービスC(短期集中型サービス)

【これまでの取組】

保健・医療の専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間(3～6ヶ月)で実施し、生活機能の向上が図られるよう支援しています。また、住民ニーズや委託先についての情報収集を行っています。

【今後の方向性】

住民ニーズの把握、委託可能な事業所等の情報収集を行い、必要なサービスの事業化に努めます。また、既存の事業を活用し、身体機能の改善及び地域に繋げる仕組みづくりに努めま

す。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
訪問介護(延べ利用者数)	616 人	645 人	664 人	－
訪問型サービスA(延べ利用者数)	116 人	108 人	134 人	－
訪問型サービスB(住民主体による支援)	0 か所	0 か所	0 か所	－
訪問型サービスC(短期集中型サービス)	0 か所	0 か所	0 か所	－

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②通所型サービスの推進

②-1. 通所介護

【これまでの取組】

デイサービス等に通い、食事、入浴等の支援や生活機能の向上を図るための機能訓練等の支援を行っています。

【今後の方向性】

今後も、本サービスが必要な方が適正にサービスが利用できるよう広域連合が指定した事業所による入浴、排せつ等の身体介護を中心とした支援を行います。

②-2. 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

【これまでの取組】

事業所の職員や補助ボランティアによる運動、レクリエーション、ミニデイサービス等の支援を行うもので、住民ニーズや委託先について情報収集を行っています。

【今後の方向性】

住民ニーズの把握・整理を行い、必要なサービスの事業化に努めます。

②-3. 通所型サービスB(住民主体による支援)

【これまでの取組】

住民ニーズや委託先について情報収集を行っています。

【今後の方向性】

住民ニーズの把握を行い、必要なサービスについては事業化していきます。

有償・無償のボランティア等により、体操や運動等の活動、自主的な通いの場を提供している団体へ助成を行います。

②-4. 通所型サービスC(短期集中型サービス)

【これまでの取組】

施設に通いながら保健・医療の専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間(3～6ヶ月)で支援を行うもので、事業所側での人員確保や安定的なサービス利用者が見込めないことから、平成29年度より事業所の確保ができていない状況です。

市での直営も視野に入れ、先進地の現地視察やヒアリングを行っています。

【今後の方向性】

事業実施に向け、医療機関のソーシャルワーカーやケアマネジャー、理学療法士等と連携を図り、対象者の把握及び実施事業所の確保に努めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
通所介護(延べ利用者数)	1,874 人	1,936 人	2,091 人	—
通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	0 か所	0 か所	0 か所	—
通所型サービスB(住民主体による支援)	0 か所	0 か所	0 か所	—
通所型サービスC(短期集中型サービス)	0 か所	0 か所	0 か所	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

③その他の生活支援サービス

【これまでの取組】

配食サービスを実施しています。

利用者ニーズが把握できるよう、地域包括支援センターと情報共有を行っています。

【今後の方向性】

民生委員・児童委員、地域包括支援センターとの情報共有及び連携を行い、配食・見守り等の利用者ニーズを把握・整理し、事業化を検討します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
配食サービス(利用者数)	186 人	201 人	175 人	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

④介護予防ケアマネジメント

【これまでの取組】

各地域型包括支援センターで、介護予防が必要な方を対象にアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、ケアプランの作成を支援しています。

入退院連携やフレイルの相談が増え、支援にスピードが求められるようになったため、丁寧なアセスメントと相談、自立支援に向けた計画作成が必要です。制度改正、在宅医療連携などの情報、新規サービス事業所情報等について、関係機関や事業所へ情報共有を行っています。

【今後の方向性】

本人が自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの利用者に合わせたケアプランの作成を適切に行います。

また、対象者の把握について、地域住民や市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区長、居宅介護支援事業所などとの連携が必要不可欠であるため、基幹型地域包括支援センター、各地域型包括支援センターや関係者等で情報共有・連絡体制を強化し、早期に対象者を把握できるよう体制を整えます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
ケアプラン初回加算件数	187 件	189 件	190 件	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標（成果指標でない）のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(2)一般介護事業の推進〔所管課:生きがい推進課〕

①介護予防把握事業

【これまでの取組】

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防へと繋がられるよう市社会福祉協議会や自治会長・区長、民生委員・児童委員と連携し、支援が必要な高齢者の情報収集に努めています。

初期段階での相談対応を実施しながら、専門的・継続的に支援を行っています。

【今後の方向性】

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防へと繋がられるよう相談支援を実施します。

支援の輪を広げるため、健康増進課や市社会福祉協議会、自治会長・区長、民生委員・児童委員等とのネットワークを強化し、対象者の把握に努めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
相談件数(延件数)	216 件	239 件	300 件	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②介護予防普及啓発事業

②-1. 介護予防の知識の普及啓発

【これまでの取組】

介護予防の大切さや知識の普及のため、地域ふれあいミニデイサービス等に出向いての啓発、市の窓口や広報誌活用のほか、介護予防事業や介護サービスに関するチラシの全世帯配布を行っています。

【今後の方向性】

関係団体等の協力を得ながら、引き続き、介護予防、介護保険制度、各種サービスに関する情報提供等、また様々な広報媒体を活用した情報発信を行います。

②-2. 高齢者筋力向上トレーニング事業

【これまでの取組】

「いきいき教室(旧:がんじゅう教室)」の中で低体力者、前期高齢者や男性向けのプログラムを実施し、内容の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策のための一時自粛時に、自宅でもトレーニングができるチラシの配布や動画を作成し、動画配信サイトへ投稿を行い、オンラインを活用した利用者の体力の維持を図っています。

前期高齢者や男性向けのプログラムを継続実施していますが、男性の参加者が少ないこと

や身体機能が低下した高齢者の移動支援、公民館以外の通いの場が少ないことが課題となっています。

【今後の方向性】

これまでの各地区開催から、集合型(ワンセンター)で開催を行い、施設環境を整え、利用者の体力維持・意識の向上を図ります。

利用回数については、週1回の制限を設けるなど地域でできる介護予防「自主体操サークル」の立ち上げ応援事業と併せて、利用者の体力向上や地域での運動意識が高まるよう努めます。

②-3. 地域ふれあいミニデイサービス事業

【これまでの取組】

本事業は、令和5年度において 70 自治会のうち 67 自治会で実施しており、「大里グリーンタウン自治会」、「久高区」、「つきしろ自治会」は自主運営、それ以外は、市社会福祉協議会が実施しています。

コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動時間の短縮等の工夫を行いながら実施しています。

また、未実施の自治会に対しては、実施に向けた調整を行いました。

【今後の方向性】

市社会福祉協議会と連携しながら介護予防の取組や必要性を様々な広報媒体を活用し広く周知します。併せて、介護予防に効果的な運動プログラムの追加等、利用者を増やす取組に努めます。

地域のリーダーやサポーター等の人材育成に努め、地域主体で取り組めるような仕組み作りを進めていきます。また、今後の更なる高齢者人口の増加、介護人材等の専門職不足を見据え、本事業への専門職の活用や事業内容等についても検討を行います。

未実施自治会については、実施に向けて事業運営について積極的に支援します。

②-4. 訪問指導事業

【これまでの取組】

介護予防事業への参加が困難な高齢者の自宅を訪問し、理学療法士等によるリハビリや運動などの指導や介護者への助言等を行っています。

【今後の方向性】

訪問指導事業の周知を徹底し、事業の利用促進に努めます。また、支援が必要な高齢者を把握するため、地域包括支援センターや自治会長・区長、民生委員・児童委員等と連携し、早期のサービス利用へ繋げていきます。

②-5. 自主体操サークル立ち上げ応援事業 ※新規

【これまでの取組】

介護予防に効果的な運動を住民主体で自主的に取り組んでもらえるよう、令和5年9月より、

「自分でできる・地域でできる介護予防」の知識の普及啓発や効果的な運動プログラムについて、区長会等の各種団体へ説明及び紹介を行い、11団体が立ち上がり、気軽に健康づくりを楽しむことができる活動の輪が広がっています。

また、様々な広報媒体を活用し事業への参加を募り、希望する自治会等に対して、自主体操サークル立ち上げ応援事業を実施しました。

【今後の方向性】

自主体操サークル立ち上げ応援事業を継続し、介護予防の普及啓発及び効果的な運動プログラムの紹介ならびに、地域でできる介護予防の取り組みを推進します。

また、立ち上がった自主体操サークル団体の活動が継続できるよう、年2～3回の状況確認や継続支援を行います。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
介護予防の知識の普及啓発	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
高齢者筋力向上トレーニング事業(いきいき教室)(延べ参加人数)	3,880 人	4,022 人	6,773 人	11,500 人
地域ふれあいミニデイサービス事業(開催自治会数)	66自治会	66自治会	66自治会	70自治会
訪問リハビリ利用者数(実利用者数)	2 人	5 人	5 人	—
自主体操サークル団体数※	—	—	—	70 団体

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

※自主体操サークル立ち上げ応援事業は令和5年度より実施。

③地域介護予防活動支援事業

③-1. 介護支援ボランティアポイント制度

【これまでの取組】

地域ふれあいミニデイサービス事業にてボランティア活動を実施した場合に、ポイントを付与し、そのポイント数に応じて商品券を配布しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により地域ふれあいミニデイサービス事業利用者やボランティア活動参加者が減少傾向にあります。

【今後の方向性】

ボランティア登録者が地域ごとで偏りがあるため、介護支援ボランティア活動の内容等を整理し、参加しやすい・登録しやすい環境を整え、各地区に最低3名の登録者(協力者)の確保を目指します。

ボランティア登録者から地域リーダーや世話役へと繋がる仕組みづくりを検討します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
介護支援ボランティアポイント制度利用者数(実利用者数)	309 人	291 人	324 人	380 人

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

基本目標3 自立生活を支えるために

(1) 包括的支援事業の推進〔所管課：生きがい推進課〕

① 地域包括支援センターの業務整備

【これまでの取組】

地域包括支援センターの機能の一部(包括的支援事業等)を、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人へ業務委託を行い、令和4年度から地域型センターを市内2か所に設置したことで、より地域に密着した顔の見える支援を行うためのネットワーク体制の構築を進めています。

地域包括ケア推進協議会(地域包括支援センター運営協議会も兼ねる)からの評価等を踏まえながら、市が直営する基幹型センターと連携し、効果的なセンター運営を実施しています。

【今後の方向性】

今後も、定例合同連絡会を開催し、基幹型センターと地域型センターの連携強化を図り、効果的なセンター運営を実施します。

また、令和8年度末で地域型センターの業務委託契約が終了するため、5年間の活動実績及び高齢者ニーズを踏まえ、地域包括支援センター運営協議会を兼ねた南城市地域包括ケア推進協議会の中で、効果的な地域包括支援センター業務の在り方について検討します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
地域包括ケア推進協議会(地域包括支援センター運営協議会)の開催	5回	2回	1回	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

② 地域包括支援センターの運営充実

②-1. 地域包括支援センターの周知徹底

【これまでの取組】

令和4年度より設置した地域型センターについて、市民へ周知するため、チラシの全世帯配布を行いました。また、区長会、民生委員児童委員への説明を行いました。

【今後の方向性】

地域包括支援センターの周知を図るため年度当初において、区長会、民生委員児童委員への説明を行います。また、様々な広報媒体を活用した情報発信や、民生委員・児童委員や介護支援専門員連絡会等と連携し、公民館、医療機関や薬局など高齢者がよく利用する施設等を通して更なる周知徹底に努めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
地域包括支援センターの周知徹底	—	—	継続実施	継続実施

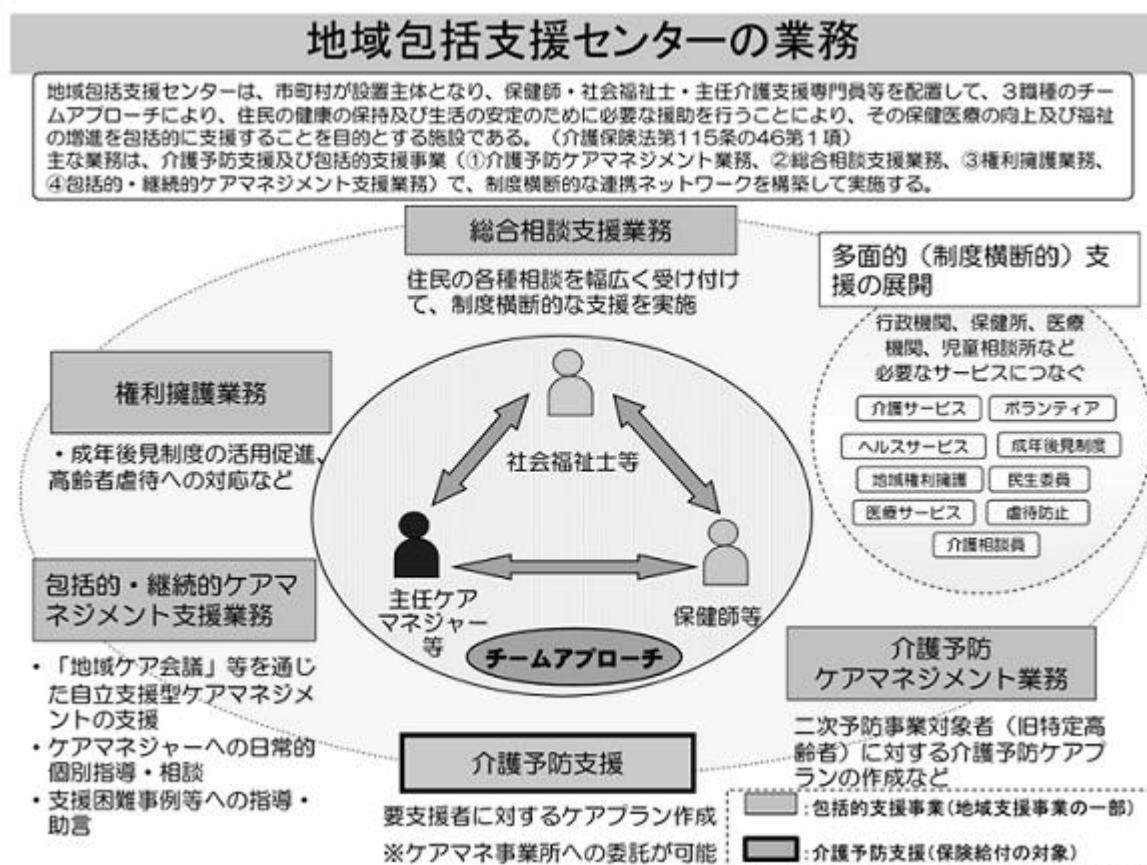
※プロセス指標は実施過程に関する指標（成果指標でない）のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②-2. 地域包括支援センターの機能強化

【これまでの取組】

社会福祉士または保健師・看護師等を圏域毎に配置し、市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターとの連携で継続支援を行っています。令和4年度から地域型センターを市内2か所に設置したことで、より地域に密着した顔の見える支援を行うためのネットワーク体制の構築を進めています。

また、主任介護支援専門員を配置し、住民や居宅介護支援事業所からの相談に対応し、処遇困難事例を始め、様々な課題解決に向け総合相談支援を行っています。



【今後の方向性】

地域包括支援センターの体制強化を図るため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種や認知症地域支援推進員など各種専門職を適正に配置し、生活支援体制整備を行う生活支援コーディネーターと連携し、関係機関ならびに市内福祉事業所等と地域（自治会長・

区長、民生委員・児童委員等)との連携強化を図り、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
3職種の適正配置	適正配置	適正配置	適正配置	適正配置

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②-3. 介護予防ケアマネジメント事業の充実

【これまでの取組】

総合事業及び要支援者に対する自立に向けたケアマネジメントの提供について、地域での生活が続けられるよう居宅介護支援事業所が開催する事例検討会の開催支援(会場、オンライン開催支援)、個別プランの作成支援、助言、自立支援ケア会議を実施しています。

【今後の方向性】

介護支援専門員に対する研修会、事例検討会など開催方法を工夫し適切なマネジメントが行えるよう支援します。

介護保険サービスの活用だけでなく、地域、施設等で実施されているインフォーマルサービスの活用や新たなインフォーマルサービスの創出により自立に向けた支援を図ります。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
自立支援ケア会議(事例件数)	6 事例	6 事例	9 事例	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②-4. 総合相談と情報提供の充実

②-4-1. 総合相談体制の充実

【これまでの取組】

令和4年度より地域型センターを市内2か所に設置し、より地域に密着した窓口での総合相談や個別訪問などの支援体制の充実に努めています。

保健師・看護師等の専門性の高い職種を配置し、生活習慣病に起因するハイリスクアプローチにも対応できる相談体制の充実に努めています。

【今後の方向性】

引き続き、基幹型センターと地域型センターが連携して、市内の高齢者等が住み慣れた地域

で安心して生活ができるように、必要とする様々な制度の情報提供や支援へのつながりを意識しながら相談体制の充実に努めます。

②-4-2. 情報提供の充実

【これまでの取組】

市の相談窓口や事業、イベントにおいて各種情報パンフレットを配布しています。各種サービスなどについて市広報誌やホームページ、居宅介護支援事業所へ新規サービス事業所情報などをメールや勉強会で提供しています。

【今後の方向性】

引き続き、介護保険制度や各種サービスなどの継続的な情報提供に努めます。

情報提供の際は、高齢者にわかりやすい内容になるよう配慮し、様々な広報媒体を活用し情報発信します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
総合相談体制の充実	窓口相談・個別訪問	窓口相談・個別訪問	窓口相談・個別訪問	窓口相談・個別訪問
情報提供の充実	情報収集・情報提供	情報収集・情報提供	情報収集・情報提供	情報収集・情報提供

※プロセス指標は実施過程に関する指標（成果指標でない）のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②-5. 権利擁護の推進

②-5-1. 権利擁護の相談の充実

【これまでの取組】

各関係機関と連携し、権利擁護のため、虐待対応や成年後見制度の説明・申立補助・市長申立を行っています。また、成年後見制度市長申立手順書を基に、業務の効率化を図っています。

令和4年度より地域包括支援センターを基幹型センター及び2か所の地域型センターに移行し、それぞれに社会福祉士1名を配置するとともに、権利擁護に関する研修に参加し、社会福祉士の資質向上に努めています。

【今後の方向性】

引き続き、地域型センター・基幹型センターにて関係機関と連携し、高齢者虐待防止のための対応や必要な方への成年後見制度利用支援を行います。

また、高齢者虐待防止マニュアルや成年後見制度の市長申立て手順書を作成し、業務の効率化を図ります。

沖縄県社会福祉士会や市社会福祉協議会等と連携し、権利擁護に関する相談と支援体制を構築します。

②-5-2.「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進

【これまでの取組】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるようリーフレットにて制度の紹介を行っており、令和5年3月現在20名の方が日常生活自立支援事業を利用しています。令和4年度成年後見制度市長申立て件数は3件で、ホームページや広報誌での周知や、窓口にてリーフレットを用いた成年後見制度の説明、市社会福祉協議会の無料法律相談等の案内、親族申立の支援等を行っています。

成年後見制度の利用促進(マッチング)機能に関しては、近隣市町村への情報収集を行っています。

【今後の方向性】

認知症などで判断能力が不十分な高齢者に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理など、市社会福祉協議会が実施する在宅生活を支えるための「日常生活自立支援事業」について周知を図り、利用を支援します。また、権利や財産を保護し支援することが必要なため、成年後見制度の普及や利用促進、自分のことを自分で決めることができなくなってしまうことに備え、市民や支援者に向けて ACP(アドバンス・ケア・プランニング)*について考えるサポートや研修、勉強会の開催を行います。

ホームページや窓口にて、成年後見制度の広報・啓発を行い、相談機能の充実を図ります。

また、成年後見制度の利用促進(マッチング)機能に関しての方向性を検討し、中核機関の設置に向けて取り組みます。

※成年後見制度の利用促進に関する項目をもって、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第23条第1項に定められた市町村計画とします。

※「ACP(アドバンス・ケア・プランニング)」とは、人生の最終段階で受ける医療やケアなどについて、患者本人と家族などの身近な人、医療従事者などが事前に繰り返し話し合う取り組みのことです。厚生労働省において“人生会議”という愛称が付けられています。

②-5-3. 高齢者虐待の防止と早期発見の推進

【これまでの取組】

高齢者虐待防止ネットワーク協議会を年1回開催し、情報共有しています。また必要に応じて、沖縄県社会福祉士会から派遣された弁護士や社会福祉士から助言を得て、困難なケースへの対応について協議を行っています。さらに、虐待対応関連の研修に参加し、社会福祉士の資質向上を図っています。

虐待が疑われる内容や気になるケースに関し相談があがった際、早急に関係機関への情報収集や訪問による状況把握、解決に向けた支援の検討を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、地域型包括支援センター・基幹型包括支援センターにて関係機関と連携し、虐待対応や虐待防止に向けた支援を行います。

高齢者虐待防止ネットワーク協議会にて、専門的視点から助言をいただき、情報共有及び困難ケースの対応に努めます。

今後も必要に応じて、沖縄県の高齢者虐待対応向上事業を活用し、沖縄県社会福祉士会から派遣された弁護士や社会福祉士から困難ケースの対応に関する助言をいただき、早期対応・早期解決に努めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業（実利用者数） ※成年後見制度親族申立件数と市長申立件数の合計	3 件	2 件	5 件	－
日常生活自立支援事業の利用者数（実利用者数）	16 人	18 人	20 人	－
高齢者虐待防止ネットワーク協議会（開催回数）	1 回	1 回	1 回	－

※プロセス指標は実施過程に関する指標（成果指標でない）のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②-6. 包括的、継続的ケアマネジメント支援事業

【これまでの取組】

介護支援専門員に対して、日常的、個別指導、相談、支援困難事例への助言指導を行っています。

多職種連携研修、自立支援ケア会議及び個別ケア会議を開催し、自立支援を意識したケアマネジメントについて助言や指導を行い、介護保険に関わる支援者の資質向上とネットワークの構築に取り組んでいます。

特定事業所加算算定の居宅介護支援事業所間での事例検討会について開催支援（会場、オンライン開催支援）、地域型包括支援センターの検討会参加を行いネットワーク構築に取り組んでいます。

【今後の方向性】

沖縄県介護支援専門員協会南部支部と連携した研修会や事例検討会の開催方法を工夫し、介護支援専門員の後方支援を継続し、介護支援専門員が自立に向けた視点を共有できるように、介護支援専門員の資質向上に向けた取り組みを行い、支援員間の連携強化を図ります。

また、独居高齢者、身寄りのない方の増加が想定され、突然の病気や事故、認知症などで「自分のことを自分で決める」ことができなくなってしまうことに備え、自分の意思を尊重した医療・ケアを選んでもらう準備ができるよう、介護支援専門員、各福祉関係者へ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）を意識した相談・支援の展開に向けて命（ぬち）しるべ（県と県医師会作成の道標（みちしるべ）パンフレット）やエンディングノート、救急連絡シート、救急医療情報キット配布等への理解の促進と活用、市民・支援者に向けて研修会、勉強会の開催を行います。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
多職種研修会(開催回数)	8回	6回	5回	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②-7. 地域ケア会議の充実

【これまでの取組】

各地域型包括支援センターと基幹型包括支援センターでは、自立支援ケア会議を開催しています。各地域ケア会議において、個別課題や地域課題を把握し、その解決策を検討する中で地域の支援体制の仕組みづくりに取り組み、「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

また、自立支援ケア会議、個別ケア会議や包括ケア会議を通して、多職種が連携して支援困難事例の具体的支援や地域課題の抽出、解決策の検討を行い、「自立支援」に向けて取り組んでいます。

令和4年度から地域型包括支援センターが委託実施となっているため、今後の自立支援ケア会議における課題の抽出や事例検討の支援については、目的に沿った開催内容となるよう取り組む必要があります。

【今後の方向性】

これまでの取り組みを継続して実施し、各地域ケア会議から見えてくる課題について把握、具体策の検討、実施に向け取り組みを行うことで、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
自立支援ケア会議(開催回数)	7回	6回	6回	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

③在宅医療・介護連携の推進

【これまでの取組】

南部地区医師会へ委託し、地域の医療・介護資源の把握や連携における課題抽出、連携体制の構築、多職種連携に向けた研修の開催などを実施しています。

救急医療情報キット配布事業や専門職間の情報共有に向けた救急連携シート、各機関の連携窓口一覧、連携の手引きなどを作成し医療と介護の連携に取り組んでいます。

また、自らが望む在宅療養生活が実現できるよう ACP(アドバンス・ケア・プランニング)について、公民館等で「もしバナカード※」を活用した出前講座を開催し、エンディングノート、命しるべの説明、配布を行い、住民に向けた普及啓発に取り組んでいます。

※「もしバナカード」は、人生の最期にどう在りたいか自分が大切にしていること、思っていることなど自分の価値観を大切な人と共有するために考案されたカードゲーム。

【今後の方向性】

引き続き、南部地区医師会と連携し、地域課題の共有を図りながら、地域包括ケアシステムの構築にむけて地域の医療・介護関係者の多職種連携を推進し、地域住民が、医療・介護従事者の支援のもと、自らが望む在宅療養生活が実現できるよう、体制整備の構築を目指します。

また、療養者本人の意志を尊重し、在宅での看取りを選択できるように市民、支援者に向けて地域の医療・介護資源情報の確保と提供を行います。沖縄県介護支援専門員協会南部支部と連携して ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発に取り組みます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護資源情報の収集・提供	在宅医療・介護資源情報の収集・提供	在宅医療・介護資源情報の収集・提供	在宅医療・介護資源情報の収集・提供
南部医療地区在宅医療介護支援ネットワーク協議会(開催回数)	2回	2回	2回	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

④生活支援体制整備事業の推進

【これまでの取組】

高齢者の方々ができる限り住み慣れた地域で、安心して生活が続けられるための体制整備を目的とした第2層協議体の会議を各地域で開催しています。

生活支援コーディネーターを配置し、コロナ禍による地域活動の縮小傾向と活動の休止などの影響を受け停滞している自治会の場に生活支援コーディネーターが参加し、活動の再開や住民主体での開催、地域資源の開発に向けて支援を行っています。

第1層協議体・包括ケア会議を開催し、第2層協議体で声のあがった意見について、地域主体でできることへの助言や、一緒に取り組めること、市の施策等へ提言する課題について検討、意見交換を行っています。

【今後の方向性】

生活支援コーディネーターを中心に、協議体の開催等により生活支援サービスの体制整備を推進します。また、地域資源の把握と見える化を行い、地域の支え合い活動の強化に繋がります。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
第1層協議体(開催回数)	1回	1回	1回	—
第2層協議体(開催回数)	2回	2回	4回	—
生活支援コーディネータ(配置人数)	5人	5人	6人	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(2)任意事業の充実〔所管課:生きがい推進課〕

①家族介護用品支給事業

【これまでの取組】

要介護4及び要介護5の高齢者を在宅介護している家族(非課税世帯)に対して、紙おむつなどの介護用品が購入できる支給券を発行し、経済的負担軽減と在宅介護を行う家族を支援しています。

【今後の方向性】

ケアマネジャー等と連携し、対象者の把握に努め、在宅生活を行う家族を支援します。

本事業は、国から第10期計画では補助対象外となる方針が示されているため、本事業のあり方について検討します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
家族介護用品支給事業(実利用者数)	23人	25人	25人	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②家族介護慰労金支給事業

【これまでの取組】

過去1年間以上介護保険のサービス(年間 7 日間までのショートステイの利用を除く。)を受けていない要介護4及び要介護5の高齢者を在宅介護している家族(非課税世帯)への支援として、慰労金を支給します。

窓口での事業の紹介やチラシ配布など、情報発信を行っていますが利用者がいない状況が続いています。

【今後の方向性】

該当者の把握が難しい状況であるため、市社会福祉協議会や自治会長・区長、民生委員・児童委員と連携し、本事業に該当する人の把握に努め、在宅介護を行う家族を支援します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
家族介護慰労金支給事業(実利用者数)	0人	0人	0人	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

③食の自立支援サービス事業

【これまでの取組】

ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で調理が困難な方へ食事を配達し、栄養改善を図るとともに安否確認を行っています。

また、事業の目的である安否確認の強化のため、委託事業所と連絡会を行っています。

【今後の方向性】

栄養の改善や安否確認が必要な高齢者を支援するため、地域包括支援センターや居宅事業者等と連携し、十分な評価や調査を行い、高齢者の在宅生活を支援します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
食の自立支援サービス事業(実利用者数)	186人	201人	175人	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

④成年後見制度利用支援事業

【これまでの取組】

家族等からの相談に対し、社会福祉士が相談支援を行い、親族申し立ての補助や市長申し立てを実施し、本人が安心して生活していけるよう支援を行いました。また、支援が必要と思われる方には、積極的に家族等へ制度の説明や支援を行い、制度の利用につなげています。

権利擁護や成年後見について、社会福祉士が研修に参加し、資質向上を図っています。

広報誌への掲載や介護の日のパネル展示により、市民、民生委員・児童委員、介護保険サービス関係者等へ周知を図っています。

【今後の方向性】

「成年後見制度」、「成年後見制度利用支援事業」について、様々な広報媒体を活用して市民、民生委員・児童委員、介護保険サービス関係者等へ周知を図ります。民生委員・児童委員の定例会や市社会福祉協議会との合同会議にてリーフレットを配布します。また、介護保険サービス関係者との勉強会等を開催し、事業・制度の周知と地域への普及を図ります。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業(実利用者数) ※成年後見制度親族申立件数と市長申立件数の合計	3件	2件	5件	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

⑤夜間・休日の虐待等相談事業

【これまでの取組】

高齢者が安心して地域で生活していけるよう、地域包括支援センター2か所へ24時間体制で虐待等の相談に対応する窓口を社会福祉法人への委託により実施しています。

【今後の方向性】

地域包括支援センターの専門職(社会福祉士やケアマネジャー等)による自宅訪問時や、市社会福祉協議会との合同会議や民生委員・児童委員の定例会等で、夜間・休日の虐待等相談事業のチラシを配布します。また、様々な広報媒体を活用して周知を行います。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
夜間・休日の虐待等相談事業(相談件数)	1件	0件	1件	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

⑥緊急通報システム事業

【これまでの取組】

身体上慢性疾患がある等、常時注意を要する状態にある高齢者宅に機器を設置し、高齢者の緊急時において、迅速にそして的確な対応を実施し、高齢者の日常生活の安全確保に努めています。

【今後の方向性】

利用対象者の緊急時において迅速に対応できるよう、地域包括支援センター職員等との連携や様々な広報媒体を活用した周知を行います。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
緊急通報システム事業(実利用者数)	13人	13人	12人	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(3)市の単独事業の充実〔所管課：生きがい推進課、交通政策課〕

①外出支援サービス事業

【これまでの取組】

一般の交通機関を利用することが困難な高齢者（要介護2以上等）が、居宅と医療機関の通院に介護タクシーを利する際の経済的負担軽減を行い、在宅生活を支援します。

介護サービスに関するチラシの全世帯配布を行い、本事業の周知を図りました。

令和3年度からは予防接種会場への送迎、令和4年度からは土日祝日の送迎も対象としています。

【今後の方向性】

チラシ配布等により事業の周知を図るとともに、対象者の把握に努め、外出が困難な高齢者の在宅生活を支援します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
外出支援サービス事業（実利用者数）	18人	23人	20人	－

※プロセス指標は実施過程に関する指標（成果指標でない）のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②一時保護事業

【これまでの取組】

利用者の体調不良や家族の病気等、そのほか台風などといった災害時に自立生活を営むのに支障が生じた方や、養護者から虐待を受けた方を一時保護することで、家庭生活の安定・安全を図り、在宅生活の継続を支援しています。

また、養護者が抱える疾患や生活課題を把握し、養護者に対して各種制度やサービス利用の促し・見守り支援を行い、養護者の生活課題の解決に向けて支援を行っています。

【今後の方向性】

高齢者を取り巻く環境が複雑化するなかで、養護者が抱える問題も多様化することが考えられるため、関係機関と連携して適切に一時保護を行い、ご本人や養護者の支援に努めます。

支援にあたっては、日本社会福祉士会発行の虐待対応の手引き、県や近隣市町村の事例を参考に対応します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
一時保護事業（実利用者数）	0人	0人	0人	－

※プロセス指標は実施過程に関する指標（成果指標でない）のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

③南城市 N バス運賃支援事業 ※新規

【これまでの取組】

令和5年6月から令和8年3月末まで、南城市在住の 65 歳以上の方及び障がい手帳をお持ちの方を対象に、通院や買い物等の外出する機会を促すため、N バス運賃支援事業(実質無償化)の実証運行を行っています。

【今後の方向性】

N バス運賃支援事業(実質無償化)について、利用実態把握等を目的としたアンケート調査等を実施し、本事業のあり方について検討します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度※
N バス利用者数(高齢者)	—	—	—	—
N バス利用者数(障がい者)	—	—	—	—
アンケート調査等の実施	—	—	—	効果検証

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

※本事業は令和7年度に効果検証を行う予定のため、目標値の年度を変更しています。

④加齢性難聴者補聴器購入助成事業 ※新規

【これまでの取組】

令和5年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果によると、日常的な聞こえづらさについて、約3割の方が聞こえづらいと回答しています。

また、聞こえづらさを感じているが補聴器を使用していない理由として 22.5%の方が「補聴器の価格が高い」と回答しており、調査結果を踏まえた施策立案を検討する必要があります。

【今後の方向性】

中高齢期の難聴は、認知症発症の危険因子の一つであるため、加齢による聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる方を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成する事業の実施を検討します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
補聴器購入助成件数	—	—	—	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(4)市社会福祉協議会が行う取組みの紹介支援

〔所管課：生きがい推進課、社会福祉協議会〕

【これまでの取組】

市社会福祉協議会が行う取組みについて、介護支援専門員会や窓口、定期開催の勉強会などで周知・啓発に努めています。

必要に応じて、市社会福祉協議会の職員が取組みの紹介・説明を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、市社会福祉協議会より取組み等に関する情報提供をいただき、各地域包括支援センターならびに、南城市介護支援専門員連絡協議会等との連携を図りながら、様々な広報媒体を活用して、市民や関係者等へ広く周知・啓発に努めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
市社会福祉協議会が行う取組みの周知・情報提供	紹介支援の継続	紹介支援の継続	紹介支援の継続	紹介支援の継続

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(5)地域密着型サービスの充実〔所管課：生きがい推進課〕

①認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【これまでの取組】

身近な日常生活圏域(市内)にサービスの拠点をつくり、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を継続していけるように努めています。

【今後の方向性】

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)施設における入所待機者については、相談状況を把握します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用者数	38人	36人	36人	—
認知症グループホームの施設数	3か所	3か所	3か所	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【これまでの取組】

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していけるように、身近な日常生活圏域(市内)でのサービス拠点として在宅生活支援を実施しています。

また、運営推進会議に参加し、地域との連携状況や、事業内容等、近況を確認しています。

【今後の方向性】

高齢者が、住み慣れた地域で、顔なじみのスタッフの支援により安心して地域での生活を継続できるよう努めます。

久高区が第10期計画期間で開所を予定しているため、密に連携をとります。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用者数	25人	24人	24人	—
(介護予防)小規模多機能型居宅介護の施設数	1か所	1か所	1か所	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【これまでの取組】

認知症の症状がある要支援1または要支援2の認定を受けた方を対象に、デイサービス等において入浴、排せつ、食事の介護、相談等を行うサービスです。

【今後の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続し、要支援の方が要介護状態になることをできる限り防げるよう、対象者からの利用希望があった際には事業所と連携してサービスが提供できるよう努めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
(介護予防)認知症対応型通所介護の利用者数	8人	8人	4人	—
(介護予防)認知症対応型通所介護の施設数	2か所	2か所	1か所※	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

※1事業所はR4.1.1～R6.12.31まで休止中。

基本目標4 認知症への対応を強化するために

(1) 認知症予防対策の推進〔所管課：生きがい推進課、健康増進課〕

【これまでの取組】

いきいき健康教室や老人クラブ等高齢者が集まる場所で、軽度認知障害(MCI)予防教室を実施しています。

【今後の方向性】

今後も健康増進課と連携し、軽度認知障害(MCI)予防教室を開催していきます。

生活習慣病は認知症を引き起こす要因であると言われており、生活習慣病の予防及び健診の受診勧奨に努めます。

様々な広報媒体を活用し、市民へ認知症に関する周知・啓発を行います。

ミニデイサービス等公民館へ高齢者が通いやすい環境を整え、自主的な体操サークル等で認知症予防を図っていきます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
軽度認知障害(MCI)予防教室(回数・延べ利用者数)	4回 (39人)	2回 (17人)	12回 (114人)	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(2) 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築〔所管課：生きがい推進課〕

【これまでの取組】

令和4年度より地域包括支援センターが直営型から基幹型・地域型へ移行したことに伴い、認知症地域支援推進員を基幹型1名、地域型センター2か所へ各1名を配置し、認知症への早期対応に努めています。

広報誌に認知症の特集記事を掲載し、認知症の相談窓口(地域包括支援センター)の周知を図っています。

【今後の方向性】

認知症の早期から関われるよう、基幹型センター、地域型センターの認知症地域支援推進員で構成される南城市認知症初期集中支援チームが認知症の早期診断、早期対応に向けて支援を行います。

また、様々な広報媒体を活用し、認知症の相談窓口として、地域包括支援センターの周知・啓発を行います。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム員会議 (回数)	6回	4回	11回	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(3)認知症支援ネットワークづくり〔所管課:生きがい推進課〕

【これまでの取組】

令和4年12月に南城市地域見守りネットワーク事業における「地域見守り体制づくり会議」を開催し、協力機関等と連携し、認知症等の高齢者が安心して暮らせるよう連絡体制及び見守りの強化を図りました。

令和4年度より、認知症高齢者等の帰宅困難高齢者等の早期発見、早期保護及び引渡しを目的とした「見守りシール交付事業」を開始しています。

【今後の方向性】

南城市地域見守りネットワーク事業における協力機関等と連携し、認知症高齢者等の見守り体制の強化に努めます。

様々な広報媒体を活用し、見守りシール交付事業の周知・啓発を図り、認知症高齢者等の帰宅困難高齢者等を早期発見・早期対応できる体制作りに努めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
地域見守り協定締結事業者数	18か所	18か所	17か所※	—
見守りシール交付件数	—	—	4件※	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

※地域見守り協定締結事業者数は、令和4年度に廃止2か所、新規1か所あり。

※見守りシール交付事業は令和3年度に要綱等を整備し、令和4年度から実施しています。

(4)認知症家族介護者への支援〔所管課:生きがい推進課〕

【これまでの取組】

身近な地域における認知症の方とその家族の交流、悩み事の相談・共有、支援者等につながるきっかけづくり等を支援するため、集いの場の確保について、検討を行っています。

認知症の人と家族の会南部地区会「みなみの会」は、新型コロナウイルスの影響で令和2～4年度の約3年間活動休止していましたが、令和5年度から南部地区にて月1回開催しています。

また、認知症当事者及び家族が気軽に参加し、情報交換、介護ストレスの軽減等を図るため、2か所の地域型センターにおいて認知症カフェを開催しています。

【今後の方向性】

基幹型センター、各地域型センターの認知症地域支援推進員同士の連携・情報共有を図り、認知症カフェ（認知症の方とその家族の交流、悩み事の相談・共有、支援者等に繋がる等さまざまな人が交流できる場）を定期的に開催し、認知症家族介護者への支援を行います。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
認知症カフェの開催回数	0回	0回	7回	10回

※プロセス指標は実施過程に関する指標（成果指標でない）のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

（5）認知症サポーターの養成〔所管課：生きがい推進課〕

【これまでの取組】

地域や職域、学校において「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成しています。

令和4年度は、久高区で初めて認知症サポーター養成講座を開催しました。

他にも知念字吉富区、大里団地自治会、知念小学校3年生を対象に認知症サポーター養成講座を開催しました。

【今後の方向性】

今後は、認知症地域支援推進員同士の連携・協力する体制強化を図るとともに、市社協や学校等関係機関との連携、様々な広報媒体を活用した周知を行い、キャラバンメイト連絡会の定期開催、認知症サポーター養成講座の計画的実施や養成講座修了者へのステップアップ講座、チームオレンジ立ち上げに向けて取り組めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座（受講者数・開催回数）	124人 （6回）	153人 （9回）	80人 （4回）	200人 （10回）

※プロセス指標は実施過程に関する指標（成果指標でない）のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

基本目標5 支え合いの地域づくり

(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進〔所管課：生きがい推進課〕

【これまでの取組】

見守り等の何らかの支援を必要としている高齢者や障がい者等（以下「要支援者」という。）を早期に発見し、必要な支援を行なうなど、地域社会全体で要支援者を見守る体制を確保するため南城市地域見守りネットワーク事業を通して、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう取り組んでいます。

令和4年度に設置した地域包括支援センターにおいても、関係機関ならびに市内福祉事業所等と地域（自治会長・区長、民生委員・児童委員）との連携強化を進めています。

また、本市における包括的な支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業※の実施について検討を行いました。

※「重層的支援体制整備事業」とは、高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援体制を整備する事業をいう。

【今後の方向性】

地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、市社会福祉協議会との連携を強化し、生活支援コーディネーター、南城市地域見守りネットワーク事業及び地域包括支援センターなどを通して、関係機関ならびに市内福祉事業所等と地域（自治会長・区長、民生委員・児童委員）との連携強化を進めます。

令和6年度より重層的支援体制整備事業への移行準備事業を活用して、令和9年度の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行い、南城市型の地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
重層的支援体制整備事業の実施	—	—	—	移行準備

※プロセス指標は実施過程に関する指標（成果指標でない）のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(2) 地域支え合い支援の推進〔所管課：社会福祉協議会〕

【これまでの取組】

令和4年度から16地域を指定してスタートした「ゆいハート地域づくり事業」において設置

された「地域支え合い委員会」との連携を図り、地域で支援を必要としている住民の見守り活動、地域の相互扶助、見守りネットワーク体制等の確立を図るよう取り組んでいます。また、地域支援員の担い手不足の解消を目指し、民生委員・児童委員、老人クラブ役員等の協力を得て事業を推進しています。

懸念事項として、地域で見守りが必要と思われる住民であっても、見守りの必要性を感じていない当事者も多く、要援護者登録まで至っていない方もいます。

また、認知症高齢者等見守り等について相談を行った家族に対し、「みまもりタグ」の利用説明や設置に向けてのデモンストレーションを実施しましたが、家族が望んでいる機能と差異があるため設置に至りませんでした。

【今後の方向性】

地域支援員や民生委員・児童委員、老人クラブ役員、また地域支え合い委員の協力を得ながら、見守りが必要と思われる住民が住み慣れた地域で安心して生活していけるように支援体制を整備し、普段のくらしの中で気にかける等相互の信頼関係を築き、要援護者※登録を目指します。また、地域の様々な生活課題解決に向けた情報交換、課題共有、解決策の検討を行う協議の場「地域支えあい委員会」の全地域設置を目指し、互助の地域づくりを地域とともに進めていきます。

※「要援護者」とは、全般的に支援を要する方のこと。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
地域支えあい委員会の設置	－	－	16 か所	36 か所
要援護者登録者数	25 人	56 人	55人	－
地域支援員数	33 人	56	55人	60 人
協力企業	1 か所	1 か所	3 か所	5 か所

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(3) ボランティア活動の推進

① ボランティアの育成支援〔所管課：社会福祉協議会、生きがい推進課〕

【これまでの取組】

住民同士がお互いに支えあえる地域づくりとして「地域ボランティア養成講座(8 回コース)」を開催しています。

地域で活動する傾聴ボランティアの要望から、ボランティア養成講座(スキルアップ講座)として耳の聞こえにくい方とのコミュニケーション術「文字サポ検定(書いて伝える思いやり)」を実施しました。

音訳サークルアイアイなんじょうへの活動支援、ゆいハート地域づくり事業の指定地域 16 地

域にて「福祉講座」を実施しています。

地域福祉活動、ボランティア活動のリーダーの人材育成が課題となっています。

【今後の方向性】

ボランティアセンター機能(登録制度)の広報活動(SNS等)、ボランティア養成講座の充実、福祉講座の充実を図り、地域福祉活動やボランティア活動への関心をもっていただく機会を増やします。

ボランティア団体の財源不足については、民間助成金を活用した支援を行います。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
地域ボランティア養成講座(参加者数)	73人	123人	77人	100人
民間助成金申請件数	0件	1件	0件	—
福祉講座の開催	0回	8回	18回	18回

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②ボランティア活動の推進〔所管課:社会福祉協議会、生きがい推進課〕

【これまでの取組】

ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア登録、ニーズ把握、コーディネート及び活動保険等の事務を行っています。

広報啓発活動(地域住民のボランティア活動への参加促進)として、各関係機関のご協力のもと、地域でお掃除が困難な高齢者や障がい者世帯を対象にお掃除ボランティアを実施しています。

地域の高齢者を支えるボランティア活動(地域ミニデイサービスボランティア)を推奨するハートフルポイント事業(65歳未満の方対象)を実施しています。

市役所庁舎内や市内の企業や団体に「使用済み切手の回収箱」を配置し、気軽にできるボランティアとしてご協力頂いています。(回収された切手を換金し、生活困窮世帯やひとり親世帯等の子ども達にクリスマスプレゼントとして絵本を贈呈)

【今後の方向性】

ボランティアセンターでは、市民の皆様に安心してボランティア活動を行っていただけるように、ボランティア活動に関する相談や情報提供に努めます。

ボランティア活動につなげる需要と供給のマッチング率が上がるよう SNS 等を活用し、多種多様なボランティア活動の紹介やボランティア活動の募集案内などを実施します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
ボランティアマッチング回数	43 回	36 回	62回	70 回
SNS等の情報提供回数	0 回	20 回	4回	20 回

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

③高齢者のボランティア活動参加促進〔所管課:生きがい推進課〕

【これまでの取組】

地域ふれあいミニデイサービス事業において、ボランティア活動を実施した場合にポイントを付与しポイントに応じた商品券を配布しています。

コロナ禍の影響で、ミニデイ利用者やボランティア活動参加者が減少傾向にあります。

【今後の方向性】

ボランティア登録者が地域ごとで偏りがあるため、介護支援ボランティア活動の内容等を整理し、参加・登録しやすい環境を整え、各地区に最低3名の登録者(協力者)の確保を目指します。

ボランティア登録者から地域リーダーや世話役へと繋がる仕組みづくりも検討します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
ボランティア活動参加者数(実利用者数)	309 人	291 人	324 人	380 人

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

④社会福祉関係機関・団体との連携〔所管課：社会福祉協議会〕

【これまでの取組】

市民の多様なニーズに対し効果的な活動や支援を推進するため、令和4年度にスタートした「ゆいハート地域づくり事業」において、社会福祉関係機関・団体の関係職員が住民の身近な場所での相談対応や講座の講師を担うなど、必要に応じて話し合いの場へ参加しています。

「地域共生社会の実現」に向けた取り組みの一翼を担う社会福祉関係機関・団体と連携し、地域の公益的な取り組みについて、役員会や幹事会、地域福祉担当者会議等を通して、情報共有を図っています。

【今後の方向性】

市内の社会福祉関係機関・団体が、相互に情報を交換し、業種の異なる施設及び団体間の連携を深めるとともに、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みに関わる関係団体等を増やし、以前まとめた地域資源リスト「なんじいのポケット」の再確認を進め、加入する機関・団体が地域資源を活用できるよう努めます。

また、地域で深刻な増加傾向にある行方不明者等が出た場合、行政との連携のもと、市社会福祉協議会の強みである地域とのつながりを生かした対応を検討していきます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
社会福祉関係機関・団体連絡会への加入団体数	48 団体	48 団体	51 団体	52 団体
地域福祉担当者会議の開催数	0 回	0 回	2 回	2 回

※プロセス指標は実施過程に関する指標（成果指標でない）のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(4)福祉教育の推進〔所管課：社会福祉協議会、教育指導課、こども保育課〕

①福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進

【これまでの取組】

ボランティア推進校連絡会（年2回開催）で、各学校間の福祉教育（福祉体験、講話）の取組について情報共有を図っています。

市社会福祉協議会にて福祉教育ポケット（福祉教育メニュー・20 項目）を作成し、福祉教育の取り組みに活用されています。

ボランティアコーディネーターが学校と連携し、調整を行いながら充実した福祉教育の推進につながるよう支援しています。

「ゆいハート地域づくり事業」を展開する中で、保育園やこども園と連携しながら、ちびっこ見守り隊の活動が広がるよう調整を進めています。

各学校間において福祉教育の取り組みに差があることや、コロナ禍の影響により異世代間交流の実施ができていなかったことが課題としてあげられます。

【今後の方向性】

市の教育委員会やこども保育課と連携し、高齢者や障がい者等、地域の中で福祉について学ぶ機会が持てるように支援します。

ちびっこ見守り隊の活動が、多くの地域に広がるよう、保育園やこども園等と調整を進めていきます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
福祉教育実施校数	幼：0園 小：9校 中：0校	幼：0園 小：8校 中：0校	幼・保：5園 小：9校 中：2校・貢1	幼・保：8園 小：9校 中：4
福祉講話件数	28件	23件	36件	40件
地域ふれあいミニデイとの交流会件数	0回	0回	1回	10回
世代間交流回数	3回	2回	10回	15回
ちびっ子見守り隊結成園	3園	3園	3園	5園

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②ボランティア活動推進校の指定

【これまでの取組】

オキナワインターナショナルスクール中等部が新規指定を受け、活発的にボランティア活動に取り組んでいます。

年2回ボランティア推進校連絡会を行い、各指定校の活動状況等の共有を図っています。

コロナ禍の影響によりボランティア活動の停滞が課題となっています。

【今後の方向性】

指定を受けていない中学校・子ども園・保育園の指定に向けてアプローチを行い、市内児童、生徒のボランティア活動の理解と関心を高めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
ボランティア活動推進校小学校	8校	8校	8校	8校
〃 中学校	4校	4校	5校	5校
〃 幼稚園	1園	0園	0園	—
〃 認可保育園	5園	5園	4園	5園
〃 認定こども園	2園	2園	2園	2園
〃 高等専修学校※	0校	0校	1校	1校

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

※高等専修学校はオキナワインターナショナルスクール南城キャンパスです。

基本目標6 生きがいのある生活のために

(1) スポーツ、文化・生涯学習活動の充実

① スポーツ活動の機会の充実〔所管課：生涯学習課〕

【これまでの取組】

壮年ソフトボール大会、南城市スポーツ推進委員協議会主催によるスポレクフェスタ、指定管理者による自主事業(スポーツ教室)、体育協会主催の各種競技大会を開催しています。

コロナ禍の影響により参加者数の減少が課題となっています。

【今後の方向性】

壮年ソフトボール大会、スポレクフェスタなど高齢者が参加する各種大会等を継続開催していきます。

また、公共施設や公園等を活用したウォーキングコースの設置を検討します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
壮年ソフトボール大会(参加者数)	－	178 人	231 人	230 人
壮年ソフトボール大会(参加率)	－	0.4%	0.5%	0.5%
スポレクフェスタ(参加者数)	－	－	233 人	－

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

② 高齢者の生きがい健康づくり事業〔所管課：社会福祉協議会、生きがい推進課〕

【これまでの取組】

「南城市高齢者の生きがい健康まつり」は、南城市老人クラブ連合会会員が一同に会し、日頃のサークル活動の成果を発表し合い、交流の輪を広げ福祉のまちづくりに寄与することを目的に実施しています。

健康増進・生きがいを高めることを目的に、令和4年度は「三世代交流モルック大会」を実施し、大会を通じて三世代間の交流を図りました。

【今後の方向性】

今後も「高齢者の生きがい健康まつり事業」「世代間交流事業」等について継続して支援します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
生きがい健康まつり(参加者数)	140 人	242 人	192人	250 人
世代間交流事業(参加者数)	153 人	213 人	118人	220 人

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

③文化

活動、生涯学習機会の充実〔所管課:生涯学習課〕

【これまでの取組】

ZUMBA ストレッチ、男の料理教室、史跡めぐり、陸上教室、かりゆし講座など世代やジャンルなど幅広く講座を実施しました。また、60 歳以上を対象とした、かりゆし講座を5講座に分けて実施し、高齢者の生涯学習機会を提供することができました。

サークルについては、活動拠点の一つである中央公民館が閉鎖しましたが、他施設での活動を促し、サークル活動が止まらないよう工夫しました。

幅広い世代が参加できる講座を実施しているものの、参加者の割合は年配が多いため、若い世代にも参加しやすくなるよう運営を工夫していく必要があります。

【今後の方向性】

市民のニーズに合わせて、幅広い世代、幅広い分野の講座を企画していきます。

サークルについては、活動をとおして得た知識や技術を地域人材や子どもたちへ還元して、学びのサイクルができる仕組みを構築していきます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
認可サークル数	64 団体	58 団体	59団体	70 団体
公民館講座の内60才以上を対象としたかりゆし講座数	4 講座	5 講座	5 講座	5 講座

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

④生きがい活動についての情報提供の充実〔所管課:生涯学習課〕

【これまでの取組】

各サークルの紹介ができるよう、活動内容・活動時間の一覧を作成しました。

講座やイベント情報については、ホームページを更新して情報発信に努めました。

多くの市民に活動していることを知ってもらうため、周知方法を工夫する必要があります。

【今後の方向性】

サークルや講座などイベント情報が幅広い世代に周知できるよう、様々な広報媒体を活用して、活動内容の見える化に取り組みます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
サークル活動(生きがい活動)についての情報提供	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(2)ふれあい、交流等の推進

①地域の交流の機会の拡充〔所管課:生きがい推進課〕

【これまでの取組】

現在、70自治会のうち67自治会で「地域ふれあいミニデイサービス事業」を開催しています。健康相談やレクリエーションを実施し、高齢者の社会的孤立感の解消および介護予防を促進しています。大里グリーンタウン自治会、久高区、つきしろ自治会については、自主運営しています。

開催の無い自治会へは開催に向けた呼びかけを行い、開催へ向けた調整を行っています。

【今後の方向性】

月1回のミニデイ開催地域を月2回へ、週1回(月4回)回開催地域へは月1回の自主運営開催を促します。また、自主運営地区が増えるよう、ボランティア登録者(協力者)を育成し、自主開催に向けて地域リーダーやお世話役の人材育成を図ります。

男性の参加率を上げるような新たなメニューや仕掛けづくりを進めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
地域ふれあいミニデイサービス事業参加者数(延参加者数)	9,804人	5,407人	14,286人	18,000人
開催自治会数	65か所	66か所	66か所	70か所

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②世代間交流の機会の拡充〔所管課：生きがい推進課、教育指導課、こども保育課〕

【これまでの取組】

コロナ禍の影響により、令和2～4年度は、園児の祖父母お招き会やデイサービス慰問等、高齢者との交流はほとんど実施できませんでした。令和4年度から高齢者人材の活用(フラダンス披露、読み聞かせ、書道教室・学校支援ボランティア・稲作体験・地域巡り・なかよしタイム等)により、地域の方との交流機会をつくることができました。

【今後の方向性】

高齢者とのふれあいによる園児・児童生徒の福祉教育や高齢者の生きがいづくりの機会拡充に向け、関係各課、関係機関との連携、情報共有を図ります。

また、感染症対策に留意した交流、高齢者の生きがいづくりの場の形成を検討します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
敬老会・おまねき会の実施園数	2 園	3 園	7 園	10 園

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

老人クラブ活動支援の充実〔所管課：生きがい推進課、社会福祉協議会〕

【これまでの取組】

高齢者の生きがいづくりや健康づくりのために、様々な活動を通して社会参加を促すとともに老後を豊かなものにする活動を支援するため、補助金の適正化計画に基づき、県・市より補助金を交付しています。

【今後の方向性】

今後も高齢者の生きがいづくり、社会参加、友愛訪問などの地域社会への貢献等、様々な役割を担っている老人クラブの活動を支援するため、市老人クラブ連合会とともに休止クラブ・小規模クラブへの支援方策等について検討します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
市老人クラブ加入団体数	33 団体	33 団体	29 団体	34 団体
市老人クラブ会員数	1,387 人	1,350 人	1,150 人	1,400 人

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

④敬老会の実施〔所管課：生きがい推進課〕

【これまでの取組】

新型コロナウイルス感染症の流行後、令和2年度より敬老会中止が続いていました。大人数が集まる敬老会はソーシャルディスタンスの確保等の感染症対策を講じて実施することが厳しい状況です。

令和5年度は、新型コロナウイルスが5類に移行したことに伴い、国や沖縄県の感染対策ガイドラインを踏まえて4年ぶりに開催し、567人の来場がありました。

【今後の方向性】

引き続き、国や沖縄県の感染対策ガイドラインを踏まえて実施します。

また、来場者数は減少傾向にあることを踏まえ、実施のあり方について検討します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
敬老会(来場者数)	中止	中止	中止	800人

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(3)就労の支援推進〔所管課：観光商工課〕

【これまでの取組】

シルバー人材センター入会説明会を毎月開催し、パンフレット、チラシ、広報誌を通して積極的に広報活動を行っています。また、一人暮らし世帯への生活支援や公共施設の清掃など、会員へ就業の機会を提供しています。

他にも技能講習会等を行っており、入会者増加に繋がっていますが、定年の延長や再雇用制度の導入及び高齢者の活躍の場が多様多様になっていることから、新規入会者の獲得が年々困難な状況になってきています。

【今後の方向性】

今後も周知・啓発活動を続け、高齢者が活躍できる場所・多様な就業機会の確保に努め、会員数増を図ります。また、会員の健康保持・増進や生きがいづくりの場となるよう、安全・適正就業を推進し魅力あるセンターの実現に努めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
シルバー人材センター(会員数)	305人	232人	225人	300人

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(4)その他の生きがいづくりの推進〔所管課:生きがい推進課〕

【これまでの取組】

高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し、併せて敬老思想の高揚を図るため、トーカチ祝(88歳)、カジマヤー祝(97歳)、満100歳祝、101歳以上祝の方々へ祝い金の支給を実施しています。

【今後の方向性】

今後も継続実施できるよう、支給内容及び支給方法などについて検討します。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
支給対象者トーカチ(88歳)	261人	237人	243人	—
〃 カジマヤー(97歳)	61人	62人	58人	—
〃 新100歳	24人	29人	28人	—
〃 101歳以上	50人	51人	53人	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

基本目標7 安心と安全の生活環境のために

(1)防犯・防災対策の充実

①連携による防犯対策の推進〔所管課:生活環境課〕

【これまでの取組】

県の「ちゅうちなー安全なまちづくり条例」を推進し、与那原警察署、与那原地区防犯協会をはじめ、地域や関係機関等と連携を図り防犯対策を進めています。

主な取り組みとして、関係機関との防犯緊急連絡体制づくり、市内の事件・事故件数を市広報誌に掲載、通学路等の安全点検の実施等を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、与那原警察署をはじめ関係機関・団体等と連携を図り、防犯対策に取り組んでいきます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
与那原地区安全なまちづくり推進協議会委員(人)	27人	26人	26人	27人

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

②自主防犯活動の推進〔所管課:生活環境課〕

【これまでの取組】

区・自治会長を中心に、地域ボランティア隊による見守り活動や交通安全街頭指導等を実施しています。

【今後の方向性】

地域の防犯ボランティア隊の活動を支援します。また、年4回の交通安全運動期間中の街頭指導等を継続していきます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
防犯ボランティア隊人数	70人	70人	70人	70人

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

③防犯灯の設置促進〔所管課：生活環境課〕

【これまでの取組】

区・自治会が新設する防犯灯の設置工事費に対して、補助金の案内・交付を行い、積極的な防犯灯の設置を進めています。

【今後の方向性】

引き続き、安心・安全な生活環境を整えるため、防犯灯の増設に努めます。

また、市管理の防犯灯の点検・修繕を実施し、適正な管理に努めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
年間設置灯数	37 灯	43 灯	46 灯	－

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

④災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化

〔所管課：生きがい推進課、秘書防災課、社会福祉協議会〕

【これまでの取組】

南城市総合防災訓練を実施し、訓練に参加を希望する自主防災組織が参加したことにより、「自助」「共助」の防災意識の啓発へと繋がられました。また、要配慮者等の災害時の避難支援として、ユインチホテル南城と宿泊施設を利用できるよう協定書を締結しましたが、各要配慮者施設に義務付けられている避難確保計画及び避難行動要支援者ごとの個別避難計画が整備途中となっています。

【今後の方向性】

令和4年度の地域防災計画改訂時に、災害警戒区域内の要配慮者施設一覧が追加されました。今後は避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に向けて取り組みます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
個別避難計画の作成件数・作成率	－	0 件 0%	234 件 21.3%	－件 50.0%

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

※令和3年度は、名簿情報提供同意の確認のみ実施。

⑤感染症対策〔所管課：生きがい推進課、健康増進課〕

【これまでの取組】

介護事業所の感染状況の把握、事業所閉鎖時等に利用者のサービス調整を行ってきました。感染症対策を徹底して介護予防事業を実施するとともに、令和2、3年度において介護事業所等の協力を得ながら「高齢者等へのPCR検査助成事業」を実施しました。

【今後の方向性】

新型インフルエンザ等対策行動計画や各地域包括支援センター、介護事業所が策定したBCP(業務継続計画)等と整合を図りながら、感染症の流行期等においても安定的な介護保険サービスの提供が図られるよう関係機関と連携し取り組みます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
感染症予防・防止対策	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

⑥自主防災組織発足や活動の支援〔所管課：秘書防災課〕

【これまでの取組】

自発的な組織発足を促すため、自治会・区長会での呼びかけや広報誌での防災特集記事掲載などを行い、市民への防災に対する啓発を行っています。

令和4年度は2自治会(既設 16 自治会)が自主防災組織を設立しました。しかしながら設立団体数は少ないのが現状です。

【今後の方向性】

今後も自主防災組織の必要性や有効性について周知を行い、各区・自治会での活動が活発になるよう、関係課と連携して支援を行っていきます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
自主防災組織発足支援回数	0 回	0 回	2 回	4 回
自主防災組織数	14 団体	14 団体	16 団体	20 団体

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

⑦犯罪や防犯に関する知識の普及〔所管課：生活環境課〕

【これまでの取組】

各公民館等で実施しているミニデイサービスにおいて、1団体年1回「消費者教育講座」として『消費生活の安全・安心の知識』の講座を行っています。

【今後の方向性】

ミニデイサービスにおける「消費者教育講座」の継続実施及び、ミニデイサービス未実施地区での開催に努めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
消費者教育講座の実施団体(参加者数)	8 団体 (79 人)	0 団体 (0 人)	4 団体 (34 人)	10 団体 (100 人)

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

(2)建物や道路、住宅等の環境整備の推進

①建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進〔所管課：都市整備課〕

【これまでの取組】

住環境整備に関連する事業として、令和4年度は、市道6路線(前川當山線、喜良原新里長作原線、船越大城線、古堅福原線、嶺井土改1号～高俣線、西江戸東江戸線)の改良工事を実施し、歩道のバリアフリー化に取り組んでいます。

道路・公園等のバリアフリー化を行う箇所が多数あり、市単独予算での整備は非常に厳しい状況となっています。

【今後の方向性】

ユニバーサルデザインの理念のもと、誰でも安全かつ快適に利用できる公共施設や道路、公園等の公共空間の整備を推進します。

引き続き、国庫補助事業等を活用した整備に合わせて各施設のバリアフリー化を進めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
整備事業数(うち完了数)※	6 事業 (0 事業)	6 事業 (1 事業)	6 事業 (0 事業)	—

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

※整備事業数は、繰越事業も含めています。

②交通安全対策〔所管課：生活環境課、施設管理課〕

【これまでの取組】

自治会・区および市民の情報提供を基に、カーブミラーの設置要請箇所を確認し、必要に応じて対応しています。

【今後の方向性】

カーブミラー等交通安全設備の設置など道路環境の整備を進めるとともに、引き続き与那原警察署及び地域、関係機関等と連携し、事故のない安心なまちづくりに努めます。

【プロセス指標】

指標項目	現状値			目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度
カーブミラー新規設置数	3 基	6 基	12 基	－
市内における交通事故発生件数 (うち死亡事故者数)	44 件 (1 人)	54 件 (1 人)	73 件 (1 人)	－ (0 人)

※プロセス指標は実施過程に関する指標(成果指標でない)のため、指標項目によっては、目標値を設定していません。

参考資料

1 施策・事業の一覧

	生きがい推進課	地域包括支援センター	社会福祉課	健康増進課	教育指導課	こども保育課	観光商工課	施設管理課	生活環境課	秘書防災課	交通政策課	都市整備課	生涯学習課	社会福祉協議会
基本目標1 健康な高齢期を迎えるために														
(1)生活習慣病予防の取り組みとの連携				○										
(2)高齢者の健康保持・増進	○													
基本目標2 元気な毎日を送るために														
(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進														
①訪問型サービスの推進														
①-1.訪問介護	○													
①-2.訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	○													
①-3.訪問型サービスB(住民主体による支援)	○													
①-4.訪問型サービスC(短期集中型サービスC)	○													
②通所型サービスの推進														
②-1.通所介護	○													
②-2.通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	○													
②-3.通所型サービスB(住民主体による支援)	○													
②-4.通所型サービスC(短期集中型サービスC)	○													
③その他の生活支援サービス	○													
④介護予防ケアマネジメント	○	○												
(2)一般介護事業の推進														
①介護予防把握事業	○	○												
②介護予防普及啓発事業														
②-1.介護予防の知識の普及啓発	○													
②-2.高齢者筋力向上トレーニング事業(いきいき教室)	○													
②-3.地域ふれあいミニデイサービス事業	○													
②-4.訪問指導事業	○													
②-5.自主体操サークル立ち上げ応援事業	○													
③地域介護予防活動支援事業														
③-1.介護支援ボランティアポイント制度	○													
基本目標3 自立生活を支えるために														
(1)包括的支援事業の推進														
①地域包括支援センターの業務整備	○	○												
②地域包括支援センターの運営充実														
②-1.地域包括支援センターの周知徹底	○	○												
②-2.地域包括支援センターの機能強化	○	○												
②-3.介護予防ケアマネジメント事業の充実	○	○												
②-4.総合相談と情報提供の充実														
②-4-1.総合相談体制の充実	○	○												
②-4-2.情報提供の充実	○	○												

	生きがい推進課	地域包括支援センター	社会福祉課	健康増進課	教育指導課	こども保育課	観光商工課	施設管理課	生活環境課	秘書防災課	交通政策課	都市整備課	生涯学習課	社会福祉協議会
②-5.権利擁護の推進														
②-5-1.権利擁護の相談の充実	○	○												
②-5-2.「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進	○	○												
②-5-3.高齢者虐待の防止と早期発見の推進	○	○												
②-6.包括的、継続的ケアマネジメント支援事業	○	○												
②-7.地域ケア会議の充実	○	○												
③在宅医療・介護連携の推進	○	○	○											
④生活支援体制整備事業の推進	○													
(2)任意事業の充実														
①家族介護用品支給事業	○													
②家族介護慰労金支給事業	○													
③食の自立支援サービス事業	○													
④成年後見制度利用支援事業	○													
⑤夜間・休日の虐待等相談事業	○													
⑥緊急通報システム事業	○													
(3)市の単独事業の充実														
①外出支援サービス事業	○													
②一時保護事業	○													
③南城市Nバス運賃支援事業	○									○				
④加齢性難聴者補聴器購入助成事業	○													
(4)市社会福祉協議会が行う取組みの紹介支援	○													○
(5)地域密着型サービスの充実														
①認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	○													
②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	○													
③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	○													
基本目標4 認知症への対応を強化するために														
(1)認知症予防対策の推進	○			○										
(2)認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築	○	○												
(3)認知症支援ネットワークづくり	○													
(4)認知症家族介護者への支援	○	○												
(5)認知症サポーターの養成	○	○												
基本目標5 支え合いの地域づくり														
(1)地域共生社会の実現に向けた取組みの推進	○	○												
(2)地域支え合い支援の推進														○
(3)ボランティア活動の推進														
①ボランティアの育成支援	○													○
②ボランティア活動の推進	○													○
③高齢者のボランティア活動参加促進	○													
④社会福祉関係機関・団体との連携														○

	生きがい推進課	地域包括支援センター	社会福祉課	健康増進課	教育指導課	こども保育課	観光商工課	施設管理課	生活環境課	秘書防災課	交通政策課	都市整備課	生涯学習課	社会福祉協議会
(4)福祉教育の推進														
①福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進					○	○								○
②ボランティア活動推進校の指定					○									○
基本目標6 生きがいのある生活のために														
(1)スポーツ、文化・生涯学習活動の充実														
①スポーツ活動の機会の充実													○	
②高齢者の生きがい健康づくり事業	○													○
③文化活動、生涯学習機会の充実													○	
④生きがい活動についての情報提供の充実													○	
(2)ふれあい、交流等の推進														
①地域の交流の機会の拡充	○													
②世代間交流の機会の拡充	○				○	○								
③老人クラブ活動支援の充実	○													○
④敬老会の実施	○													
(3)就労の支援推進							○							
(4)その他の生きがいづくりの推進	○													
基本目標7 安心と安全の生活環境のために														
(1)防犯・防災対策の充実														
①連携による防犯対策の推進									○					
②自主防犯活動の推進									○					
③防犯灯の設置促進									○					
④災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化	○									○				○
⑤感染症対策	○			○										
⑥自主防災組織発足や活動の支援										○				
⑦犯罪や防犯に関する知識の普及									○					
(2)建物や道路、住宅等の環境整備の推進														
①建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進												○		
②交通安全対策								○	○					

2 (参考)第9期におけるサービス見込み量の推計

沖 広 総 第 218 号

令 和 6 年 2 月 2 日

沖縄県介護保険広域連合
介 護 保 険 担 当 課 長 各位

沖縄県介護保険広域連合 総務課長

第9期における構成市町村別の見込み量について

みだしのことについて、下記のとおり見込み量の推計を行いましたので、情報共有として資料の提供を行います。

記

1. 提供資料

市町村別将来推計表

2. 留意事項

- ①介護保険条例が議会の可決前のため、全ての値は暫定値として取扱いをお願いします。
- ②将来推計表は、各市町村の担当課のみに送ります。別の市町村の資料も参考にしたい場合は、当該市町村より取得してください。
- ③当該資料を広域連合では、公開等を行う予定はありません。そのため、当該資料を公開や公表等行ったことによる住民等からの問い合わせなどは、一切、対応いたしません。

連絡先
沖縄県介護保険広域連合 総務課
企画財政係
TEL : 098-911-7505
E-mail : kikaku@okinawa-kouiki.jp

(1) 推計値サマリ

1. 被保険者数(年度別)

単位:人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総数	25,875	26,064	26,378	26,683	26,954	27,240
第1号被保険者数	11,759	11,900	12,080	12,220	12,286	12,435
第2号被保険者数	14,116	14,164	14,298	14,463	14,668	14,805

令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
27,442	27,884	27,937	27,608	27,510
13,762	14,351	15,175	15,550	16,117
13,680	13,533	12,762	12,058	11,393

2. 要介護(支援)認定者数

単位:人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総数	2,224	2,199	2,205	2,236	2,252	2,278
要支援1	162	172	172	177	174	175
要支援2	361	336	340	333	334	336
要介護1	337	337	324	331	331	333
要介護2	354	345	356	355	356	359
要介護3	397	378	372	374	376	382
要介護4	418	442	447	475	489	497
要介護5	195	189	194	191	192	196
うち第1号被保険者数	2,162	2,144	2,151	2,181	2,197	2,223
要支援1	158	169	169	174	171	172
要支援2	345	321	324	317	318	320
要介護1	333	334	320	327	327	329
要介護2	341	334	344	343	344	347
要介護3	384	368	365	367	369	375
要介護4	410	435	440	467	481	489
要介護5	191	183	189	186	187	191

令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
2,982	3,379	3,775	3,946	4,181
220	253	274	273	276
414	477	520	532	549
438	499	555	572	600
465	527	591	616	655
513	576	652	696	750
677	761	857	908	973
255	286	326	349	378
2,930	3,328	3,726	3,899	4,138
217	250	271	270	274
399	462	506	519	536
434	495	551	569	597
453	516	581	606	646
507	570	646	690	744
670	754	850	901	967
250	281	321	344	374

3. 介護予防サービス見込量

単位:千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)在宅サービス	46,886	50,805	100,407	102,666	102,741	102,859
(2)居住系サービス	730	0	0	0	0	0
合計	47,616	50,805	100,407	102,666	102,741	102,859

令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
125,623	144,010	157,583	159,742	163,505
0	0	0	0	0
125,623	144,010	157,583	159,742	163,505

4. 介護サービス見込量

単位:千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅サービス	1,899,455	1,934,444	2,041,124	2,121,481	2,164,899	2,212,938
居住系サービス	276,042	293,208	307,883	324,612	325,022	325,022
施設サービス	1,384,012	1,317,457	1,354,538	1,390,686	1,392,446	1,392,446
合計	3,559,508	3,545,109	3,703,546	3,836,779	3,882,367	3,930,406

令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
2,875,454	3,256,814	3,652,164	3,854,455	4,120,848
437,186	486,179	552,092	582,038	621,622
1,950,195	2,190,584	2,475,347	2,625,960	2,834,279
5,262,835	5,933,577	6,679,603	7,062,453	7,576,749

5. 総給付費(3. +4.)

単位:千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費(千円)	3,607,124	3,595,914	3,803,953	3,939,445	3,985,108	4,033,265

令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
5,388,458	6,077,587	6,837,186	7,222,195	7,740,254

※給付費は年間累計の金額

(2)サービス別給付費

1. 介護予防サービス見込量(その1)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)介護予防サービス			29,626	33,253	82,998	84,876	84,873	84,937
訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	給付費(千円)	5,003	7,346	9,768	10,200	10,213	10,213	10,213
	回数(回)	104.4	194.4	204.4	210.4	210.4	210.4	210.4
	人数(人)	10	18	21.25	22	22	22	22
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,418	3,668	2,381	2,563	2,566	2,566	2,566
	回数(回)	77.0	122.8	114.1	121.8	121.8	121.8	121.8
	人数(人)	7	9	7	7	7	7	7
居宅療養管理指導	給付費(千円)	160	252	255	290	290	290	290
	人数(人)	4	5	6	6	6	6	6
通所リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	48,189	48,312	48,373	48,373	48,373
	人数(人)	134	106	112	111	111	111	111
短期入所生活介護	給付費(千円)	1,396	1,249	1,148	1,369	1,370	1,370	1,370
	日数(日)	17.0	18.8	16.0	18.8	18.8	18.8	18.8
	人数(人)	2	3	2	2	2	2	2
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	272	287	223	249	250	250	250
	日数(日)	2.8	3.0	3.8	4.8	4.8	4.8	4.8
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	11,443	12,499	12,833	12,747	12,665	12,729	12,729
	人数(人)	179	186	191.75	190	189	190	190
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	1,094	1,234	1,491	1,732	1,732	1,732	1,732
	人数(人)	5	4	4	5	5	5	5
住宅改修	給付費(千円)	7,110	6,718	6,712	7,414	7,414	7,414	7,414
	人数(人)	5	5	5	5	5	5	5
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	730	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	1	0	0	0	0	0	0
(2)地域密着型介護予防サービス			3,207	2,223	2,850	3,170	3,174	3,174
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	3,207	2,223	2,850	3,170	3,174	3,174	3,174
	人数(人)	3	2	3	3	3	3	3
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
(3)介護予防支援	給付費(千円)	14,783	15,329	14,558	14,620	14,694	14,748	14,748
	人数(人)	274	267	270	267	268	269	269
合計		給付費(千円)	47,616	50,805	100,407	102,666	102,741	102,859

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

介護予防サービス見込量(その2)

			令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
(1)介護予防サービス			104,192	119,172	129,823	131,653	134,758
訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
訪問看護	給付費(千円)	12,476	13,898	15,319	15,319	15,898	
	回数(回)	257.0	286.3	315.6	315.6	327.6	
	人数(人)	27	30	33	33	34	
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,933	3,300	3,666	3,666	3,666	
	回数(回)	139.2	156.6	174.0	174.0	174.0	
	人数(人)	8	9	10	10	10	
居宅療養管理指導	給付費(千円)	335	381	426	426	426	
	人数(人)	7	8	9	9	9	
通所リハビリテーション	給付費(千円)	59,914	69,122	75,261	76,775	78,794	
	人数(人)	138	159	173	176	180	
短期入所生活介護	給付費(千円)	1,370	1,514	2,199	2,199	2,199	
	日数(日)	18.8	20.8	30.2	30.2	30.2	
	人数(人)	2	3	4	4	4	
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	250	250	250	250	250	
	日数(日)	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	
	人数(人)	1	1	1	1	1	
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	給付費(千円)	15,825	18,170	19,845	20,161	20,668	
	人数(人)	236	271	296	301	309	
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	2,052	2,052	2,372	2,372	2,372	
	人数(人)	6	6	7	7	7	
住宅改修	給付費(千円)	9,037	10,485	10,485	10,485	10,485	
	人数(人)	6	7	7	7	7	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
(2)地域密着型介護予防サービス			3,174	3,839	4,897	4,897	4,897
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	3,174	3,839	4,897	4,897	4,897	
	人数(人)	3	4	5	5	5	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
(3)介護予防支援	給付費(千円)	18,257	20,999	22,863	23,192	23,850	
	人数(人)	333	383	417	423	435	
合計		給付費(千円)	125,623	144,010	157,583	159,742	163,505

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

3 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会規則

平成18年3月31日

規則第127号

改正 平成25年10月1日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市附属機関に関する条例（平成18年南城市条例第22号）第3条の規定に基づき、南城市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の企画立案に関すること。
- (2) 目的達成のための情報収集及び情報交換に関すること。
- (3) その他特に必要とする事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 地域代表者
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

(1) 第2条の審議事項の調査に関すること。

(2) 委員会に提出する原案の作成に関すること。

(意見の聴取等)

第8条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部生きがい推進課において処理する。

(平成25規則38・一部改正)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

4 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会名簿

	機関・団体名	役職	氏名	備考
1	南城市社会福祉協議会	地域福祉課 課長	大城 健雄	委員長
2	南城市介護支援専門員連絡会	理事	上原 有希	副委員長
3	南城市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長（佐敷支部）	山城 須美	委員
4	南城市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長（知念支部）	新崎 初子	委員
5	南城市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長（玉城支部）	稲福 昌代	委員
6	南城市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長（大里支部）	比嘉 美枝子	委員
7	南城市区長会	会長（津波古区長）	宮城 雄一	委員
8	南城市老人クラブ連合会	副会長	大城 ミネ子	委員
9	南城市女性会	会長	照喜名 和美	委員
10	公益社団法人 認知症の人と家族の会 沖縄県支部	副支部長	徳盛 裕元	委員
11	特別養護老人ホーム 朝日の家	施設職員	兼島 民雄	委員
12	一般社団法人 南部地区医師会	南部在宅医療介護支援センター コーディネーター	大城 則子	委員
13	南城市健康増進課	課長	金城 琴美	委員
14	南城市社会福祉課	課長	森山 一浩	委員

5 南城市高齢者保健福祉計画会議開催状況

	開催日	内容
第1回	令和6年1月22日	・委嘱状交付 ・委員会へ諮問 ・計画骨子案審議
第2回	令和6年2月19日	・計画素案審議
第3回	令和6年3月4日	・計画案審議及び承認
—	令和6年3月28日	・市長に答申

南 城 市 高 齢 者 保 健 福 祉 計 画

「福 寿 の 郷 南 城 元 気 い っ ぱ い の 高 齢 期 を 過 ご す た め に 」

発行年月日	令和6年3月
発 行	南城市
企画・編集	南城市 福祉部 生きがい推進課
	〒901-1495
	沖縄県南城市佐敷新里 1870 番地
	TEL 098-917-5341
	FAX 098-917-5427

